

「横浜市景観計画（変更の案）」及び  
「関内地区都市景観協議地区（変更の案）」について

横浜市都市美対策審議会  
令和3年8月12日（木）  
横浜市都市整備局

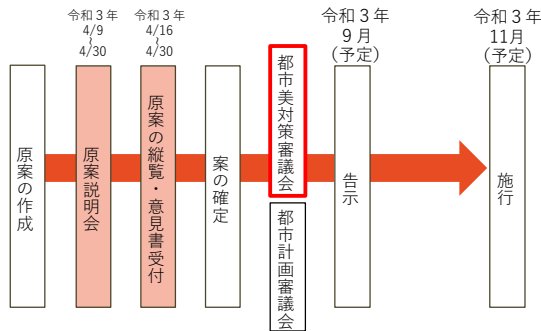
変更手続の流れ

①

年度	令和元（2019）												令和2（2020）												令和3（2021）							
	月	~7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8					
景観計画等	原案の検討 ○都市美対策審議会（報告） ○都市美対策審議会政策検討部会（審議） ○都市美対策審議会政策検討部会（審議） ○都市美対策審議会政策検討部会（審議）																															
	法定手続 ○都市美対策審議会政策検討部会（報告）																															
地元説明	地元説明																															

法定手続の流れ（景観法・景観条例に基づく）

②



横浜市景観計画の構成

③

横浜市景観計画

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

全市ルール

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

- 第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

- 第1章 関内地区における景観計画
- 第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画
- 第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画
- 第4章 山手地区における景観計画

地区別ルール

## 都市景観協議地区の構成

④

関内地区都市景観協議地区

みなとみらい21中央地区都市景観協議地区

みなとみらい21新港地区都市景観協議地区

山手地区都市景観協議地区

## 主な変更点

⑥

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

イ 屋外広告物をとりまく状況の変化に対応するための屋外広告物の基準の変更

ウ 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更

## 関内地区都市景観協議地区の構成

⑤

### 関内地区都市景観協議地区

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 第1 都市景観協議地区の名称        |                      |
| 第2 都市景観協議地区の位置及び区域    |                      |
| 第3 魅力ある都市景観を創造するための方針 |                      |
| 1 関内地区全域の方針           |                      |
| 2 地区別の方針              |                      |
| 第4 都市景観形成行為           | 対象行為                 |
| 第5 特定都市景観形成行為         | 都市美対策審議会<br>意見聴取対象行為 |
| 第6 行為指針               | 具体的な協議内容             |
| 1 関内地区全域の行為指針         |                      |
| 2 地区別の行為指針            |                      |

## 変更の内容

⑦

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

<これまでの経緯>

平成26年3月 「新市庁舎整備基本計画」策定

・市庁舎機能移転後の関内駅周辺地区のまちづくりのテーマを例示

平成29年3月 旧市庁舎街区等の活用事業実施方針 策定

・関内駅周辺地区のまちづくりの核となる3地区\*の土地活用等の方針  
(\*旧市庁舎街区、教育文化センター跡地、港町民間街区)

平成31年1月 旧市庁舎街区活用事業 公募実施

・「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック (ACB)」において、まちづくりのイメージやデザイン等の考え方を提示

令和元年9月 事業予定者決定

変更の内容

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

8

<これまでの経緯>

ACBでは、**下に示す3要素**を基本的な考え方とし、これまで形成してきた景観がより良いものとなるよう、また、建物低層部のにぎわい形成と高層部の景観づくりにより関内・関外地区の新たなシンボルとなるよう、**現行基準の一部見直し**などを行いながら、**魅力的な景観を誘導**することとしました。

**新たなまちづくりを進めるにあたって継承すべき普遍的な景観形成上の3要素**

- 関内地区の玄関口としての**風格ある景観と、多くの人で賑わう魅力的な駅前空間の形成**
- 大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる**緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間の形成**
- 「**開港の地**」としての**歴史性**

旧市庁舎街区では、このような経緯を踏まえ、**上の3要素を基本的な考え方とし、基準を変更**します。

変更の内容

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

9

横浜市景観計画

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域 ○良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

全市ルール

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

- 第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

- 第1章 **関内地区における景観計画**
- 第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画
- 第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画
- 第4章 山手地区における景観計画

地区別ルール

変更の内容

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

10

「横浜市景観計画」第3編第1章 関内地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

- 1 **全域の方針**
- 2 **地区別の方針**

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為
- 2 届出対象行為から除外する行為
- 3 **行為の制限**

対象行為

- (1) 建築物及び工作物の形態意匠
- (2) 樹木・緑地の保全
- (3) 最高高さ
- (4) 壁面の位置の指定
- (5) 特定照明に関する制限

具体的な制限内容

第3 景観重要建造物の指定の方針

第4 景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

変更の内容

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

11

関内地区都市景観協議地区

第1 都市景観協議地区の名称

第2 都市景観協議地区の位置及び区域

第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

- 1 **関内地区全域の方針**
- 2 **地区別の方針**

第4 都市景観形成行為

対象行為

第5 特定都市景観形成行為

都市美対策審議会  
意見聴取対象行為

第6 行為指針

- 1 関内地区全域の行為指針
- 2 **地区別の行為指針**

具体的な協議内容

## 変更の内容

### ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

12

#### < 「関内駅前特定地区」の設定 >

「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」を一体化し、「関内駅前特定地区」として設定します。



計画図1の1 横浜市景観計画（関内地区）区域

## 変更の内容

### ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

14

#### < 歩行者ネットワーク街路・駅前広場の指定 >

- 旧市庁舎街区と港町民間街区の間を新たに商業のネットワーク街路に指定します。また、みなと大通りを新たに重点歩行者ネットワーク街路に指定します。
- 関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出していくため、関内駅北口と南口を駅前広場に指定します。



計画図1の2 歩行者ネットワーク・広場等

<b>【凡例】</b> < 歩行者ネットワーク街路 >	
●●●●● 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路	重点歩行者ネットワーク街路
●●●●● 商業のネットワーク街路	駅前広場

## 変更の内容

### ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

13

#### < 景観形成基準の変更 >

##### 関内駅前特定地区（建築物及び工作物の形態意匠）

- 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた形態意匠・色彩とします。
- 建築物の「駅前広場」に面する部分は、**関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠**とします。特に、関内駅南口の「駅前広場」に面する部分は、**旧市庁舎と調和のとれた形態意匠・色彩**とします。
- 建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、開放的なしつらえとし、**賑わいを創出する形態意匠**とします。
- 建築物の中低層部は、**関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠**とします。
- 建築物の中層部・高層部は、**歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠**とします。
- 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた形態意匠・色彩とします。
- 関内駅南口の「駅前広場」に面する部分等に設置する工作物は、**旧市庁舎と調和のとれた形態意匠・色彩**とします。

## 変更の内容

### ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

15

#### < 建築物の最高高さの変更 >

地区計画で建築物の最高高さを定めた場合、景観計画の高さ制限を適用除外としています。**旧市庁舎街区**については、別途地区計画で最高高さを定めるため、最高高さを定める計画図から削除します。



計画図1の5 建築物の最高高さ

##### 【凡例】

31m超75m以下

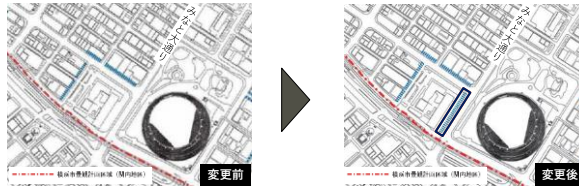
変更の内容

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

16

<壁面位置の指定>

旧市庁舎街区のみならず大通り側に、新たに壁面後退を指定します。



計画図1の6 壁面位置の指定

【凡例】

道路境界線より2.5m以上の壁面後退

主な変更点

18

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

イ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための屋外広告物の基準の変更

ウ 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更

変更の内容

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

17

関内駅前エリアの基準等の変更に係る検討状況

令和元年8月	第127回横浜市都市美対策審議会（報告）
令和元年10月	第18回横浜市都市美対策審議会政策検討部会（審議）
令和元年11月	第19回横浜市都市美対策審議会政策検討部会（審議）
令和2年1月	第20回横浜市都市美対策審議会政策検討部会（報告）

主な意見 (第19回横浜市都市美対策審議会政策検討部会)	意見を受けて変更した点
【景観形成基準】建築物の色彩について「レンガなどの素材」という表現があるが、どういふものを誘導していきたいのかわかりづらい。「など」という言葉は便利なので、しっかり限定した方がよい。	「レンガなどの地区の個性にあった素材」に表現を変更
【屋外広告物】屋上看板の上端の高さを75m以下とするのは緩いのではないか。75mまでなら自由に屋上看板をつけられるという解釈もできる。	屋上看板の設置高さを60m以下とする基準へ変更

変更の内容

イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

19

- 公共空間（道路等）を活用したイベントの増加
  - 映像技術の進歩
- など

関内地区及びみなとみらい21新港地区では、照明装置や映像装置（デジタルサイネージ）などについて、屋外広告物に関する基準を一部緩和・明確化

国：公益上必要な施設（案内図板等）の設置・管理に民間広告による広告料収入を活用する取組を推進

本市においてもこの取組を推進するため、関内地区及びみなとみらい21新港地区では、屋外広告物に関する基準を一部緩和

変更の内容

イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

20

横浜市景観計画

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域 ○良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

全市ルール

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画

第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画

第4章 山手地区における景観計画

地区別ルール

変更の内容

イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

22

「横浜市景観計画」第3編第3章

みなとみらい21新港地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為
- 2 届出対象行為から除外する行為
- 3 行為の制限

対象行為

- (1) 建築物及び工作物の形態意匠
- (2) 高さの最高限度
- (3) 壁面の位置の指定
- (4) 特定照明に関する制限

具体的な制限内容

第3 景観重要建造物の指定の方針

第4 景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

変更の内容

イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

21

「横浜市景観計画」第3編第1章 関内地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

- 1 全域の方針
- 2 地区別の方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為
- 2 届出対象行為から除外する行為
- 3 行為の制限
  - (1) 建築物及び工作物の形態意匠
  - (2) 樹木・緑地の保全
  - (3) 最高高さ
  - (4) 壁面の位置の指定
  - (5) 特定照明に関する制限

対象行為

具体的な制限内容

第3 景観重要建造物の指定の方針

第4 景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

変更の内容

イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

23

目的	変更の概要	該当地区
イベントにおける屋外広告物の適切なコントロールによるにぎわい形成の促進	① 第三者広告の基準緩和	・関内地区の一部
	② 内照式照明装置の基準緩和	・関内地区の一部
	③ 広告幕（バナーフラッグ）のデザイン基準の明確化	・関内地区の一部
	④ 映像装置の基準の明確化	・関内地区の一部
案内図板等の公益上必要な施設の設置・管理に、民間広告による広告料収入を活用する取組の推進	⑤ 第三者広告の基準緩和	・関内地区の一部 ・みなとみらい21新港地区
	⑥ 映像装置の基準緩和	・関内地区の一部
技術の進歩への対応	⑦ 映像装置の基準緩和	・みなとみらい21新港地区
公共交通機関の運行状況表示への映像装置活用への対応	⑧ 映像装置の基準緩和	・関内地区の一部 ・みなとみらい21新港地区

## 変更の内容

### イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

24

#### ① 第三者広告の基準緩和

**現況**  
関内地区のうち一部の地区については、第三者広告など、自家用屋外広告物※以外の掲出が認められていない。  
※一定の大きさ以下の案内・誘導サイン等を除く

↓

**変更後**  
以下の条件を満たすものを掲出可能とする。  
a. 原則3日以内のイベントで掲出するスポンサー広告で、  
b. 通りに対し平行に設置し、  
c. 広告物の上端の高さが地上から60cm以下

※自家用屋外広告物とは  
屋外広告物のうち、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの。  
ここでは、自家用屋外広告物ではない屋外広告物を、便宜的に「第三者広告」と呼んでいます。

↓

イベントの際に掲出するスポンサー広告は自家用屋外広告物ではないため、イベントの際にも原則として掲出できない

以下の条件を満たすものを掲出可能とする。

- 原則3日以内のイベントで掲出するスポンサー広告で、
- 通りに対し平行に設置し、
- 広告物の上端の高さが地上から60cm以下



↑掲出可能となる屋外広告物のイメージ

## 変更の内容

### イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

26

#### ⑤ 第三者広告の基準緩和

**現況**  
関内地区のうち一部の地区及びみなとみらい21新港地区については、第三者広告など、自家用屋外広告物以外の掲出が認められていない。  
※一定の大きさ以下の案内・誘導サイン等を除く

↓

案内図板等の公益上必要な施設の設置・管理に広告料収入を活用する取組においては、第三者広告の掲出が必須

以下の条件を満たすものを掲出可能とする。

- 公益上必要な施設等に表示し、その広告料収入を施設等の設置・管理の費用に充てるもので、
- 1面あたりの表示面積2㎡以下、上端の高さ3m以下とし、
- 表示面の向きを通りに対して平行とし、
- 表示の内容・デザインの質を担保する仕組みがあり、
- 屋外広告物の掲出物件が広域の範囲で統一したデザインである



↑掲出可能となる屋外広告物のイメージ

## 変更の内容

### イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

25

#### ③ 広告幕（バナーフラッグ）のデザイン基準の明確化

**現況**  
関内地区のうち日本大通り特定地区については、イベントなどで掲出されるバナーフラッグのデザイン調整を行っている。  
※道路占用許可基準（デザインが景観上支障のないもの）に基づくデザイン調整



↑バナーフラッグの例

↓

明確なデザイン基準が無く、地区の景観に調和するデザインの調整に苦慮している

**変更後**  
デザイン調整をより効果的に行うため、新たに以下のデザイン基準を設ける。  
※原則7日以内のイベントで掲出するものを除く  
a. 広告表示率が40%以下で、  
b. 地の色は蛍光色ではない単色無地とし、周辺の景観に調和するもの  
※広告表示率 = 文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積(%) / フラッグ全体の面積



## 変更の内容

### イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

27

#### ⑧ 映像装置の基準緩和

**現況**  
関内地区のうち一部の地区及びみなとみらい21新港地区については、屋外広告物に映像装置を使用することが認められていない。  
※イベントなどのために一時的に設置し景観上支障がないものを除く

↓

公共交通機関の運行状況を表示するものとして、デジタルサイネージの活用が進められている

以下の条件を満たすものを掲出可能とする。

- 公共交通機関の運行状況表示などで、
- 1面あたりの表示面積0.6㎡以下



↑掲出可能となる屋外広告物のイメージ

変更の内容

イ 屋外広告物を取りまく状況変化への対応

28

屋外広告物を取りまく状況変化へ対応するための屋外広告物の基準の変更に係る検討状況

令和元年8月	第127回横浜市都市美対策審議会（報告）
令和元年10月	第18回横浜市都市美対策審議会政策検討部会（審議）
令和2年1月	第20回横浜市都市美対策審議会政策検討部会（審議）
令和3年2月	第23回横浜市都市美対策審議会政策検討部会（報告）

主な意見 (第18回横浜市都市美対策審議会政策検討部会)	意見を受けて変更した点
一律に基準を緩和するのではなく、エリアの状況や目指す景観に合わせて、地区の価値を下げないように対応が必要。	地元との意見交換の内容も踏まえ、一部の地区についてはイベント時の基準緩和を行わないこととした。

変更の内容

ウ 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更

30

<これまでの経緯>

本市では、景観形成の指針となる「横浜市景観ビジョン」を平成18年に策定し、その内容を景観計画における景観形成の方針として掲げてきました。

策定から約10年が経過し、景観づくりを取り巻く状況の変化に対応するため、平成31年3月に「横浜市景観ビジョン」を改定したことから、その内容に合わせて「横浜市景観計画」における景観形成の方針を変更します。



<変更内容>

- ・横浜らしい景観をつくる10のポイント  
新たな魅力となる「横浜らしい景観」を生み出していくための、景観づくりにおける大事なポイントを提示
- ・エリアごとの景観づくりの方向性  
市域全域を、景観の特徴をもとに6つのエリアに分類し、それぞれのエリアにおける景観づくりの方向性を提示

以上の内容を「横浜市景観計画」における景観形成の方針として掲げます。

主な変更点

29

ア 市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更

イ 屋外広告物を取りまく状況の変化に対応するための屋外広告物の基準の変更

ウ 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更

変更の内容

ウ 「横浜市景観ビジョン」改定に伴う市域全域における方針の変更

31

横浜市景観計画

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

全市ルール

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

- 第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

- 第1章 関内地区における景観計画
- 第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画
- 第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画
- 第4章 山手地区における景観計画

地区別ルール



## ■意見書

- 原案縦覧期間  
令和3年4月16日から令和3年4月30日まで
- 景観計画意見書 8通  
都市景観協議地区意見書 2通

※「意見の要旨と景観行政団体（市）の見解」及び「意見の要旨と横浜市の見解」参照

## 意見の要旨（景観計画・都市景観協議地区）概要

項目	主旨
①景観制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文に変更の背景が説明されていない。</li> <li>・関内地区の変更が他地区に与える影響に配慮すべき。</li> </ul>
②屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた街並み景観を維持すべき。</li> </ul>
③旧市庁舎街区活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の提案に合わせて景観計画を変更すべきではない。</li> <li>・現在の景観計画の建築物の高さ制限75mを変更し高層ビルを関内駅前に建設するのは景観悪化を招くものである。</li> </ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における市政について</li> <li>・IRについて</li> <li>・市民参加型のまちづくりについて</li> </ul>

## 意見の要旨 &lt;①景観制度&gt;

## 反対意見

横浜市景観計画及び関内地区都市景観協議地区の変更の原案には、変更の背景説明が不十分である。何故、旧市庁舎街区開発事業に触れていないのか。

関内地区の景観計画の変更は、他地区から見て、その変更がどのような影響をもたらすのかという配慮を欠落させてはならない。

## 景観行政団体の見解 &lt;①景観制度&gt;

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われており、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成しています。

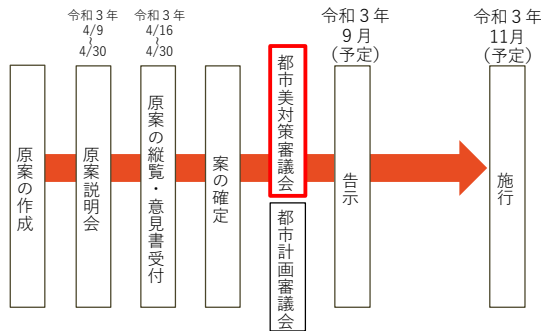
このような関内地区の特徴を伸長しつつ、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行っていきます。

市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更は、旧市庁舎街区活用事業の内容を踏まえ、より魅力的な景観を誘導するため、「関内地区における景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」を変更するものです。

「関内地区における景観計画」に基づき、建築行為等の設計にあたっては、横浜外国人墓地や山手イタリア山公園などの眺望の視点場からの眺望景観が魅力的になるよう求めていきます。

意見の要旨 <②屋外広告物>	反対意見
屋外広告物の表示の規制緩和でにぎわいを誘導し、風格と活気に満ちた街並みにするという。この街並みは横浜らしい最たる街ではあるが、イベント・パレードのための街ではない。	
屋外広告物の規制緩和には反対する。わずかな収入増をめざすことより、落ち着いた街並みと風景を維持することの方がはるかに重要である。	

景観行政団体の見解 <②屋外広告物>
本市では、都市間競争が激化する中で、人や企業から選ばれる都市となるよう、街の魅力や賑わいづくりにつながる観光誘客の促進を図っています。
イベントにおけるスポンサー広告の掲出にあたっては、掲出可能な日数や設置可能な向きや高さを制限すること、公益上必要な施設の設置・管理に必要な民間広告の掲出にあたっては、大きさや配置、質の担保等を行うことにより、関内地区の落ち着いた景観を維持していきます。



関内地区・みなとみらい21新港地区について、ガイドラインを改定

**■景観形成ガイドライン**  
4地区（関内、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区）について、事例等を交えて景観の考え方を示し、景観計画及び都市景観協議地区の内容を補完するもの

- 改定の概要**
- 横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更内容を反映
  - 時代に即した内容への変更（写真の更新等）
  - より分かりやすい表現とする変更（図を用いた解説の挿入等）

改定スケジュール（予定）

令和3年9月	市民意見募集
令和3年11月	改定ガイドライン施行 （景観計画及び関内地区都市景観協議地区の変更の施行と同時） 意見募集結果の公表

# 横浜市景観計画

(変更の案)

令和3年6月 横浜市

# 目次

第1編 横浜市における景観形成	p 1
第1 景観計画の区域	p 1
第2 良好な景観の形成に関する方針	p 1
第3 景観重要建造物の指定の方針	p 3
第4 景観重要樹木の指定の方針	p 3
第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画	
第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画	p 4
第1 区域	p 4
第2 良好な景観の形成に関する方針	p 4
第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 4
1 制限対象行為	p 4
2 行為の制限	p 5

### 第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画	p 6
第1 良好な景観の形成に関する方針	p 6
1 関内地区全域の方針	
2 地区別の方針	
第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 8
1 届出対象行為及び特定届出対象行為	p 8
2 届出対象行為から除外する行為	p 8
3 行為の制限	
(1) 建築物及び工作物の形態意匠	p 9
ア 関内地区全域の景観形成基準	p 9
(低層部のしつらえ・外構、色彩、外壁、中層部・高層部のしつらえ)	
イ 地区別の景観形成基準	p 16
(ア) 山下町特定地区	p 16
(イ) 馬車道周辺特定地区	p 18
(ウ) 日本大通り特定地区	p 19
(エ) 関内駅前特定地区	p 19
(2) 最高高さ	p 21
(3) 壁面の位置の指定	p 21
(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限	p 21
第3 景観重要建造物の指定の方針	p 22
第4 景観重要樹木の指定の方針	p 22
第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	p 23
1 関内地区全域の制限	p 23
2 地区別の制限	
(1) 山下町特定地区	p 23
(2) 馬車道周辺特定地区	p 32
(3) 日本大通り特定地区	p 34
(4) 関内駅前特定地区	p 36
(5) 北仲通り北特定地区	p 38
(6) 北仲通り南特定地区	p 39
(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区	p 41
(8) 海岸通り準特定地区	p 41
(9) 関内中央準特定地区	p 43
(10) 吉浜町周辺準特定地区	p 45

<b>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</b>	<b>p 46</b>
1 道路の整備に関する事項	
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準	

<b>第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</b>	<b>p 49</b>
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	

<b>第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画</b>	<b>p 53</b>
---------------------------------	-------------

<b>第1 良好な景観の形成に関する方針</b>	<b>p 53</b>
1 みなとみらい21中央地区全域の方針	
2 みなとみらい大通り沿道地区の方針	

<b>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</b>	<b>p 54</b>
1 届出対象行為及び特定届出対象行為	
2 届出対象行為から除外する行為	
3 行為の制限（形態意匠、高さ、壁面の位置の指定）	

<b>第3 景観重要建造物の指定の方針</b>	<b>p 55</b>
-------------------------	-------------

<b>第4 景観重要樹木の指定の方針</b>	<b>p 55</b>
------------------------	-------------

<b>第5 景観重要公共施設の整備に関する事項</b>	<b>p 55</b>
1 道路の整備に関する事項	
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準	
3 港湾施設の整備に関する事項	

<b>第6 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</b>	<b>p 57</b>
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	

第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画	p 58
第1 良好な景観の形成に関する方針	p 58
第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 59
1 届出対象行為及び特定届出対象行為	p 59
2 届出対象行為から除外する行為	p 59
3 行為の制限（形態意匠、高さ、壁面の位置の指定、特定照明）	p 60
第3 景観重要建造物の指定の方針	p 62
第4 景観重要樹木の指定の方針	p 62
第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	p 63
1 屋外広告物共通	p 63
2 屋外広告物の種類ごとの規格	p 64
第6 景観重要公共施設の整備に関する事項	p 66
1 道路の整備に関する事項	p 66
(1) 道路に関する共通事項	p 66
(2) 道路ごとの整備に関する事項	p 66
2 港湾施設の整備に関する事項	p 67
(1) 港湾緑地	p 67
(2) 港湾道路の整備に関する事項	p 68
第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p 69
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	
第4章 山手地区における景観計画	p 70
第1 良好な景観の形成に関する方針	p 70
1 山手地区全域の方針	
2 地区別の方針	
第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 71
1 届出対象行為及び特定届出対象行為	p 71
2 届出対象行為から除外する行為	p 71
3 行為の制限	p 72
(1) 建築物及び工作物の形態意匠	p 72
ア 山手地区全域の景観形成基準（眺望景観の確保、色彩）	p 72
イ 地区別の景観形成基準	p 73

(7) 山手町特定地区	p 73
(i) 元町特定地区	p 73
(2) 樹木・緑地の保全	p 73
(3) 最高高さ	p 74
(4) 壁面の位置の指定	p 74
<b>第3 景観重要建造物の指定の方針</b>	<b>p 75</b>
<b>第4 景観重要樹木の指定の方針</b>	<b>p 75</b>
<b>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項</b>	<b>p 76</b>
1 山手地区全域の制限	p 76
2 地区別の制限	p 76
(1) 山手町特定地区	p 76
(2) 元町特定地区	p 76
(3) 石川町準特定地区	p 76
<b>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</b>	<b>p 77</b>
1 道路の整備に関する事項	p 77
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準	p 78
<b>第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</b>	<b>p 79</b>
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	p 79
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	p 80



## 第1編 横浜市における景観形成

### 第1 景観計画の区域

横浜市の行政区域（地先公有水面を含む）（以下、「横浜市全域」という。）とする。

ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区（以下、「景観推進地区」という。）を、計画図1の1に示す区域（以下、「関内地区」という。）、計画図2に示す区域（以下、「みなとみらい21中央地区」という。）、計画図3の1に示す区域（以下、「みなとみらい21新港地区」という。）および計画図4の1に示す区域（以下、「山手地区」という。）とし、当該地区ごとに制限を適用するものとする。

### 第2 良好な景観の形成に関する方針

横浜市では、市民・事業者・行政が共有すべき内容をまとめた景観形成の指針として、「横浜市景観ビジョン」を定めています。また、「横浜市景観計画」と、「横浜市魅力ある都市景観の形成に関する条例（以下、「景観条例」）」に基づく「都市景観協議地区」の2つの制度を定め、運用しています。

「横浜市景観計画」では、横浜市全域を対象とした基準を定めたほか、地区に応じた良好な景観を形成する地区（景観推進地区）を指定し、行為制限や必要な手続きについて定めており、基本的・定量的なルールにより景観形成を図っています。

「都市景観協議地区」では、景観条例に基づき、魅力ある都市景観の創造が特に必要とされる区域を定め、一定の行為に対し横浜市との協議（都市景観協議）を行うことを、行政の手続きとして位置づけています。

景観ビジョンの理念を踏まえ、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用と、市民・事業者・行政が共に議論し様々なアイデアを出し合う都市景観協議地区の推進により、市内全域で良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成を図ることを、横浜市における良好な景観の形成に関する方針とします。

#### 1 良好な景観形成の意義

横浜市では、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、市民・事業者・行政が協力しながら、長い年月をかけて、豊かな水・緑環境や歴史的建造物などを生かした先進的なまちづくりを進めてきました。みなとみらい21地区の整ったスカイライン、海からの美しい夜景、関内地区の歴史的建造物を中心とした開港以来の歴史を感じさせる街並みなど、横浜ならではの景観を求めて、多くの観光客が横浜を訪れています。また住宅地や商店街などでは、市民自らが街の景観づくりにたずさわることにより、安らぎや親しみのある街並みがつくられ、地域への愛着も育まれています。「良好な景観の形成」は豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組です。

また現在、横浜市においても人口減少や高齢社会の時代を迎え、今後、人口構成や産業構造の変化などに対応し、集約・再生型のまちづくりが必要となることが想定されています。市民生活の豊かさや、観光振興や企業誘致等の都市間競争の視点からも、良好な景観を維持し、新たに創出することは、より一層欠かせない取組です。良好な景観は横浜に関わる全ての人々共通の資産であると考え、市民や事業者の創意工夫や既存ストックをいかしながら、市民・事業者・行政が

協力して、景観面からも更なる魅力づくりを進めていくことが求められています。

## 2 良好な景観形成の考え方

広大な都市である横浜市において、「良好な景観」は場所により異なります。下に示す「横浜らしい景観をつくる10のポイント」と、地形や歴史、都市機能、計画上の位置づけ等から景観の特徴で6つのエリアに分類した「地域ごとの景観づくりの方向性」を手がかりに、その場所ならではの景観の将来像を考え、良好な景観形成を図ります。また、景観推進地区においては、これらに加えて地区ごとに示される方針をふまえて良好な景観を形成します。

### 【横浜らしい景観をつくる10のポイント】

- ① 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- ② 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- ③ 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- ④ 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- ⑤ 身近な生活空間での景観づくり
- ⑥ 人々の交流や賑わいの景観づくり
- ⑦ 街の個性を引き立たせる夜間景観
- ⑧ 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- ⑨ 屋外広告物の景観的配慮
- ⑩ 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

### 【地域ごとの景観づくりの方向性】

#### ① 臨海部

物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさをいかした景観づくりを進めていきます。

#### ② 都心部

多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の2大拠点の景観づくりを進めていきます。

#### ③ 高密度な既成市街地

親しみのある街並みや高低差をいかした景観づくりを進めていきます。

#### ④ 郊外駅前および周辺

地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人との交流をいかした景観づくりを進めていきます。

#### ⑤ 郊外住宅地

年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景観づくりを進めていきます。

#### ⑥ 水・緑と農のある郊外

身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通した景観づくりを進めていきます。

### 第3 景観重要建造物の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

- (1) 港町や異国の文化を伝える建造物
- (2) 横浜の発展の歴史を伝える建造物
- (3) 谷戸や里山などの自然景観を構成する形態意匠の建造物
- (4) 地域独自の個性と魅力ある街並みを構成する形態意匠の建造物

### 第4 景観重要樹木の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような樹木を景観重要樹木として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 地域の歴史を伝える樹木
- (4) 地域の特徴的な街並みを構成する樹木

## 第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

### 第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

#### 第1 区域

横浜市全域とする。

#### 第2 良好な景観の形成に関する方針

本市には、緑の七大拠点など、まとまった樹林地のほか、地形的特色から多くの斜面緑地が残されており、その景観は市民に潤いと安らぎを与えています。この斜面緑地は、横浜市の魅力を高める貴重な景観要素であり、その特徴を生かしつつ、良好な街並み景観を形成していくことが求められています。

本市では、既に、「横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（以下、「地下室マンション条例」という。）」等を制定し、斜面地における共同住宅を周辺の住環境と調和するよう誘導しています。

しかし一方で、戸建住宅など、地下室マンション以外の開発では、斜面緑地が失われるとともに、高い擁壁が築造されるなど、周囲へ圧迫感を与えている場合がみられます。

そこで、さらに「斜面緑地における開発行為に関する景観計画」により、これらの開発についても、良質な環境を備えた開発計画を誘導し、斜面緑地の地形や緑と調和した良好な景観の形成を図る必要があります。

このような背景を踏まえ、次の3つの考え方に基づいて、斜面緑地における開発を適切に誘導し、また、良好な維持管理等により、将来にわたり緑の環境を維持します。

- I 開発行為により生じる法面は、圧迫感が軽減するよう工夫する。
- II 道路沿いの法の前面を中心に適切な植栽を誘導する。
- III 本景観計画に定める内容は、都市計画法に基づく開発許可の基準とする。

### 第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

#### 1 制限対象行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の許可を要するもののうち、開発区域面積が500㎡以上で、予定される建築物の用途が地下室マンション条例第2条の規定による地下室建築物となる共同住宅、長屋及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものを除くものの用に供するもの。（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目（以下「登記地目」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が、山林であるか否かを判断する日の5年以上前（この項の規定の施行から5年を経過する前には、この項の規定の施行日）から継続して山林でない土地において行う開発行為を除く。なお、登記地目が山林である日とは、登記の日付による。）

## 2 行為の制限

斜面緑地における良好な景観の形成のための行為の制限の景観形成基準は、次のとおりとする。

なお、市長が、周辺環境を害するおそれなく景観上支障がないと認め、又は、公益上やむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

### <法の高さの制限>

- (1) 切土又は盛土によって生じる法（地表面が水平面に対し角度をなす土地（擁壁、階段、土留を兼ねる建築物の部分を含む。）をいい、小段等によって上下に分離された法がある場合において、下層の法面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の法面の下端があるときは、その上下の法は一体のものとする。）の高さ（法の前面の上端と下端（法の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離をいう。）は、道路境界線から水平距離 1 m 以内にあつては 3 m 以下、その他にあつては 5 m 以下とするものとする。ただし、景観の形成を図る上で、法の位置を道路境界線から水平距離 0.5 m 以上後退させ、適切な植栽を行うことのできるよう整備した場合にあつては法の高さを 5 m 以下とすることができる。
- (2) 前号に定めるもののほか、景観形成に寄与する構造とするものとする。

### <緑化の制限>

- (1) 適切な植栽が行われる土地の面積は、開発区域の面積の 15 パーセント以上とするものとする。ただし、景観の形成を図る上で別表(ろ)欄に掲げる位置に適切な植栽が行われる場合にあつては、別表(は)欄に定めるところにより、別表(い)欄に掲げる有効緑化空地面積を適切な植栽が行われる土地の面積とみなすことができる。

別表

(い)算式	(ろ)緑化空地を設置する位置	(は)数値 α
$X = \sum (\alpha \times S)$ X：有効緑化空地面積 (㎡) α：植栽する位置に応じて定められた係数 S <sup>※2</sup> ：植栽が行われる土地の面積 (㎡)	道路と当該道路に接する予定建築物の敷地の下法との間 <sup>※1</sup>	5
	上記以外の部分	1
※1 道路境界線から水平距離 1 m を限度とし、中木（高さが 1 m 以上 3 m 未満の樹木をいう。以下同じ。）を 1 m 以上 2 m 以下の間隔で植栽するものに限る。 ※2 植栽が行われる土地の面積の合計は、予定建築物の敷地面積の合計の 10 パーセント（当該敷地の全部が商業地域又は近隣商業地域内にある場合若しくは開発区域の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 5 パーセント）以上であること。		

- (2) 適切な植栽が行われる土地の植栽は、植栽が行われる土地の面積 20 ㎡あたり、高木（高さが 3 m 以上の樹木をいう。）1 本以上、中木 2 本以上及び低木（高さが 1 m 未満の樹木をいう。）15 本以上の樹木を植栽するものとする。
- (3) 適切な植栽が行われる土地の面積は、高木 1 本の植栽につき 10 ㎡、中木 1 本の植栽につき 2 ㎡、低木 1 本の植栽につき 0.4 ㎡とみなして算出した面積に替えることができる。
- (4) 前各号に定めるもののほか、景観形成に寄与する緑化方法等とするものとする。

### 第3編 景観推進地区ごとの景観計画

#### 第1章 関内地区における景観計画

##### 第1 良好な景観の形成に関する方針

###### 1 関内地区全域の方針

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。

- I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界限を巡り歩いて楽しめる街を創る。
- II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。
- III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。
- IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。

方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。

- (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。
- (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。
- (3) 人々に交流を促す快適な広場状空地进行を創出する。
- (4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。
- (5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。
- (6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。
- (7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。
- (8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。
- (9) 関内地区の新しい魅力を創造する。
- (10) 秩序ある広告景観を形成する。

## 2 地区別の方針

関内地区全域の方針のほか、地区ごとの方針は次のとおりとする。

### (1) 山下町特定地区

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。

### (2) 馬車道周辺特定地区

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切に、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成する。

### (3) 日本大通り特定地区

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化機能の集積を推進する。

### (4) 関内駅前特定地区

開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。

### (5) 北仲通り北特定地区

港町の歴史を伝える歴史的景観を活かし、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を活かし、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。

イ 関内地区とみなとみらい21地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。

ウ タウンマネジメントを通し、環境への配慮や、賑わいの創出など持続的な都心臨海部の魅力づくりを図る。

### (6) 北仲通り南特定地区

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

### (7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋埠頭の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。

### (8) 海岸通り準特定地区

港町として栄えた歴史を伝える歴史的建造物と調和した落ち着きのある景観を形成する。

### (9) 関内中央準特定地区

関内地区の中央付近に位置し、小規模な飲食店等が連なる現在の賑わいや街並みを伸長し、他の地区にはない個性的な街並みを形成する。

### (10) 吉浜町周辺準特定地区

関内地区の玄関口としての魅力ある景観を創出し、山手の丘などからの魅力ある眺望景観を形成する。

### (11) 関内西準特定地区

活気と賑わいのある景観を創出し、大岡川と調和した街並みを形成する。

### (12) 山下公園

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生か

し、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

### (13) 横浜公園

開港当時から歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

## 第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### 1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (5) 特定照明

### 2 届出対象行為から除外する行為

届出対象行為が次のために行うものに該当する場合は、届出対象から除くものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転



### 3 行為の制限

関内地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

なお、「ア 関内地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。

#### (1) 建築物及び工作物の形態意匠

##### ア 関内地区全域の景観形成基準

###### <低層部のしつらえ・外構：建築物>

- (ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、賑わいを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
- (ウ) 計画図1の2に示す「商業のネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の1階部分は、当該部分の機能に応じ、建築物内部の賑わいや活動が外部から望めるようにするため、大型の開口部を設けるなど通りの賑わいを創出する形態意匠とするものとする。
- (エ) 共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (オ) 建築物の駐車場及び駐輪場となる部分は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
- (カ) 建築物の駐車場の出入口となる部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (キ) 計画図1の2に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における建築物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

#### <低層部のしつらえ・外構：工作物>

- (ク) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、歩道状空地としての機能を阻害しない形態とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 計画図1の6に示す「壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路」沿いにおける広場状空地に設置するベンチなどの工作物の場合
  - b 壁面の位置の制限によって生じる空地において、当該工作物の設置により、空地の機能が阻害されないと市長が認めた場合
- (ケ) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、当該空地に接する隣地又は道路との間を一般の人が通常自由に通行又は利用できる形態とするものとする。
- (コ) 壁面の位置の制限によって生じる空地は、当該空地に接する歩道、隣接する敷地の歩道状空地及び広場状空地と同じ高さで接する形態とするものとする。ただし、敷地の周辺状況や当該空地の形態などから、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、賑わいを阻害しない形態意匠となるよう当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
- (ス) 計画図1の2に示す「商業のネットワーク街路」に面する位置に設置する工作物は、通りの賑わいを創出するため、周囲の賑わいを遮断しないような開放的な形態意匠とするものとする。
- (セ) 共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (ソ) 駐車場及び駐輪場となる工作物は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
- (タ) 工作物の駐車場出入口の部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (チ) 計画図1の2に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

## <色彩：建築物>

- (ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。
- a 建築物の1、2階の部分で、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
  - b 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
  - c レンガなど、地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
  - d 次のいずれかに該当するもの場合
    - (a) 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合
    - (b) 計画図1の3に示す「後景エリア」内の建築物の場合
    - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合
    - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
    - (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合
    - (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
    - (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の建築物の場合
    - (h) 景観法（平成16年法律第110号）第76条第1項に基づく条例で定める区域の建築物の場合

別表1 明度・色相別彩度表

		色相				
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系
明度	白・ワ初巾(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~2.0	0~2.0

- (テ) 建築物の高さ31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和し、かつ計画図1の3に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合
  - b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
  - c 次のいずれかに該当するもの場合
    - (a) 建築物の高さ31m以下の部分についての色彩の明度が3未満のもので、かつ、建築物

の高さ 31m を超える部分の明度が 6 以上のものの場合

- (b) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合
- (c) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の場合
- (d) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合
- (e) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
- (f) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図 1 の 4 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合
- (g) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
- (h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の建築物の場合
- (i) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 76 条第 1 項に基づく条例で定める区域の建築物の場合

(ト) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 3 のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ 31m を超える部分についての色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。

別表 2 明度・色相別彩度表

		色相	
		YR(黄赤)系	2.5Y(黄)
明度	高明度(6.0~8.9)	1.0~4.0	1.0~4.0

別表 3 明度・色相別彩度表

		色相	
		R(赤)系	YR(黄赤)系
明度	白・初初白(9.0~10.0)	1.0~2.0	1.0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	1.0~3.0	1.0~4.0

(ナ) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 4 のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ 31m を超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表4 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系
明度	白・ワ初付(9.0~10.0)	1.0~2.0	1.0~2.0	1.0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	1.0~3.0	1.0~4.0	1.0~4.0

<色彩：工作物>

(ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a 当該工作物と同一敷地内の建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- c 次のいずれかに該当する場合
  - (a) 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合
  - (b) 計画図1の3に示す「後景エリア」内の工作物の場合
  - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合
  - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
  - (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合
  - (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
  - (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の工作物の場合

(ヌ) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a 工作物の一部に使用する場で、工作物全体の形態意匠と調和し、かつ計画図1の3に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合
- b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- c 次のいずれかに該当する場合
  - (a) 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合
  - (b) 計画図1の3に示す「後景エリア」内の工作物の場合
  - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合
  - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

- (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合
- (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
- (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の工作物の場合

- (ネ) 計画図1の3に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表3のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。
- (ノ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内の工作物の色彩は、マンセル表色系で別表4のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

#### <外壁>

- (ハ) 建築物は、景観法（平成16年法律第110号）第76条第1項に基づく条例で定める区域の建築物の場合を除き、街並みの連続性を創出するため、高さが概ね31mの部分で形態意匠の分節を行うものとする。ただし、周辺の街並みの状況や建築物の形態意匠などから良好な景観が形成されると市長が認めた場合は、概ね31mから45mまでの高さの範囲内で形態意匠の分節を行うことができる。
- (ヒ) 共同住宅のバルコニーは、街並みと調和するため、バルコニーに接する柱の柱面から突出しない形態とするものとする。
- (フ) 共同住宅のバルコニーの手摺り及びこれに付属する部分は、柵状等の開放性のあるもの又はガラス等の透過性の高いものを用いず、外部から物干し施設や建築物の内部が見えない形態意匠とするものとする。
- (ヘ) 計画図1の3に示す「壁面の向きを概ね直角又は平行とする通り」に接する敷地の建築物は、壁面の向きを当該建築物が存する敷地が面する当該通りに対して概ね直角又は平行とし、港からの魅力ある眺望を形成する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置や形状などによりやむを得ず、かつ、大さん橋の「眺望の視点場」から見た眺望に支障を及ぼさないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (ホ) 計画図1の3に示す「前景エリア」内の建築物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。
- (マ) 計画図1の3に示す「前景エリア」内の工作物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。

### ＜中層部、高層部のしつらえ＞

- (ミ) 建築物の高さ 31mを超える部分は、眺望の魅力を阻害しないよう、計画図1の3に示す「眺望の視点場」から見たときの当該部分の見付の幅を小さくする形態とするものとする。
- (ム) 高さが 31mを超える建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど、計画図1の3に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めない形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- (メ) 高さが 45mを超える建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- (モ) 計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ 31m以下の部分は、この限りでない。
- (ヤ) 計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないもので、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (ユ) 高さが 31mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、ルーバーなどにより遮へいするなど計画図1の3に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物又は設備などを遮へいする目的で設置する工作物については、この限りでない。
- (ヨ) 高さが 45mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、この限りでない。
- (ラ) 計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、次のいずれかの形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の高さ 31m以下の部分は、この限りでない。
- a ルーバーなどにより遮へいするなど計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めない形態意匠のもの
  - b 当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のもの

## イ 地区別の景観形成基準

### (ア) 山下町特定地区

#### a 山下公園通りゾーン

(a) 建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。特に当該建築物の高さ概ね 15m以下の部分（山下公園通りに面する部分に限る。）は、魅力ある街並みの連続性や賑わいが生じるような形態意匠とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

[あ] マンセル表色系で別表 5 の色彩を基調とすること。

[い] 地上から高さ 15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。

(b) 建築物の山下公園通りに面する部分は、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）の設置により山下公園通りの街並みを阻害しないように配慮するものとし、地上から高さ 15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、山下公園や山下公園通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、格調高い形態意匠とするものとする。

(c) 工作物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

[あ] マンセル表色系で別表 5 の色彩を基調とすること。

[い] 地上から高さ 15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。

別表 5 明度・色相別彩度表

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)	5.0Y(黄)
明度	白・ワ初仲(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~6.0



## **b 水町通り及び海岸教会通りゾーン**

- (a) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地内の建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、歴史的建造物との調和のとれた格調高い形態意匠とするものとする。
- (b) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地及び水町通りに接する敷地内の建築物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で別表5のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (c) 水町通りから山下公園通り側の街区及び水町通りに面する位置に設置する工作物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で別表5のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

## **c 本町通りゾーン**

- (a) 本町通りに接する敷地の建築物の1、2階部分（本町通りに面する部分に限る。）は、柱廊風の形態とするなど、賑わいとゆとりある空気を創出する形態意匠とするものとする。
- (b) 計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とする。特に共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

## **d 中華街中央ゾーン**

- (a) 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (b) 計画図1の4に示す「外部空間の確保が必要な街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、建築物と当該街路との間にゆとりを持たせ、賑わいの創出や演出を図るため、当該街路との道路境界から0.5mの範囲を外部空間とする形態意匠とするものとする。

## **e 中華街北辺ゾーン**

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

f 中華街南辺ゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

g 大さん橋通りゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

(イ) 馬車道周辺特定地区

- a 建築物の1、2階部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置、形状、建築物の用途などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 建築物の色彩は、マンセル表色系で別表6のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- c 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表7のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用する場合や馬車道周辺特定地区の良好な景観の形成に関する方針に適合した芸術作品等の場合で、馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表6 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系
明度	白・白・白(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0

別表7 明度・色相別彩度表

		色相					
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系	BG(青緑)系
明度	白・白・白(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0

(ウ) 日本大通り特定地区

- a 建築物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表8のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 建築物の日本大通りに面する部分は、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）の設置による日本大通りの街並みの障害が生じないものとし、地上から高さ15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、日本大通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、歴史的建造物と調和した形態意匠とするものとする。
- c 工作物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表8のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表8 明度・色相別彩度表

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)	5.0Y(黄)
明度	白・冴初色(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~6.0

(エ) 関内駅前特定地区

- a 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。
- b 建築物の計画図1の2に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図1の8に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。
- c 建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。
- d 建築物の中低層部は、関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠とするものとする。

- e 建築物の中層部及び高層部は、中低層部からセットバックする又は透明感のあるファサードにするなど、歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とするものとする。
- f 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。
- g 計画図1の2に示す「駅前広場」（計画図1の8に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。

別表9 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)
明度	白・オリーブ(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0

## (2) 最高高さ

建築物の最高高さは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、31m以下とするものとする。ただし、計画図1の5に示す範囲ごとの数値以下のもので、かつ、関内地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

## (3) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図1の6に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）又は横浜市文化財保護条例（昭和62年条例第53号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
- イ 景観法の規定によって指定された景観重要建造物
- ウ 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの
- エ 公共用歩廊
- オ 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
- カ 壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの

## (4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限

- ア 計画図1の7に示す「歴史的界限形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。
- イ 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照らしてはならない。

### 第3 景観重要建造物の指定の方針

関内地区は、開港を契機に発展を始めるが、震災、戦災で壊滅的な被害を受け、また、戦後の接収により都市の発展が妨げられた。しかし、これらの苦難の都度、新しい建造物が作られてきた。

現在の関内地区の景観は、建造された時代が異なる建造物が混じり合うことで構成され、古いものと新しいものの融合により作り上げられている。

このような関内地区の景観を形成している次のような建造物を指定する。

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 港町の文化を伝える建造物
- (3) 異国文化を感じさせる建造物
- (4) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (5) 関内地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

### 第4 景観重要樹木の指定の方針

関内地区における緑は、緑の軸線構想に代表されるような港に向かう街路の並木や横浜公園と山下公園の並木の存在が大きい。また、敷地内に設けられた樹木が道路や公園の樹木と相まって、都市に潤いを与えている。一方で、関内地区の歴史を伝える樹木もある。

このような関内地区の景観を形成している次のような樹木を指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 関内地区の歴史を伝える樹木
- (4) 関内地区の特徴的な街並みを構成する樹木

## 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

### 1 関内地区全域の制限

映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。

### 2 地区別の制限

関内地区全域の制限のほかに、計画図1の1に示す地区ごとの制限は、次のとおりとする。

#### (1) 山下町特定地区

##### ア 山下公園通りゾーン

##### ＜屋外広告物 共通＞

(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- a 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
- b 次の各号に適合するもので、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
  - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
  - (b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
  - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
  - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
  - (e) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- c 催物等のために原則として3日以内に限り設ける広告塔、広告板又は立看板等であつて、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合
  - (a) 表示内容が、催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの
  - (b) 表示面の向きを山下公園通りに対して概ね平行とし、かつ、上端の高さが地上60cm以下のもの

### <屋上看板>

(イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 山下公園通り、大さん橋通り又はこれらの街路に面する位置に設置しない。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。

### <壁面看板>

(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - (a) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内の場合に限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
  - (b) 山下公園通り又はこの街路に面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの
- b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - (a) 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの
  - (b) 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

### <広告塔・広告板>

(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を障害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。

- a 山下公園通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、山下公園通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができる。
- b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。
- c 高さを5m以下とする。
- d 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。



### <そで看板>

- (オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。
- a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通り内の壁面又はこの街路に面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面からは1m以下とする。
  - b 上端の高さを地上15m以下とする。
  - c 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

### <照明装置・映像装置>

- (カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
  - b 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
  - b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
    - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
    - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
    - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
    - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
    - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
    - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
  - c 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン

### <屋上看板>

- (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は水町通り及び海岸教会通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- a 水町通りから山下公園通り側の街区に設置するものである場合は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件を設置するもの
  - b 計画図1の3に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの
  - c 大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

### <壁面看板>

- (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 地上からの高さが 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）を超える部分の表示面積が 10 m<sup>2</sup>以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m<sup>2</sup>以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの
  - b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
- (ウ) 山下公園通り、又は、水町通りから山下公園通り側の街区において山下公園通りに面する位置に設置する、上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合においては、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内のもの
  - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、水町通り及び海岸教会通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの
- (エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

### <広告塔・広告板>

- (オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を障害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
- a 高さを5m以下とする。
  - b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。

### <そで看板>

(カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 上端の高さを地上 15m以下とする。
- b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するのは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内のものは、この限りでない。

### <照明装置・映像装置>

(キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
- b 催物等のために原則として 7 日以内に限り設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a 1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m<sup>2</sup>以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
  - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
  - (b) 1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 2 m<sup>2</sup>以下、かつ、上端の高さが地上 3 m 以下のもの
  - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
  - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
  - (e) 10 秒以上静止した映像のみを表示するもの
  - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- c 催物等のために原則として 7 日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## ウ 本町通りゾーン

### <屋上看板>

(ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

- a 計画図 1 の 3 に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの

- b 大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

#### <壁面看板>

- (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - a 地上からの高さが 31mを超える部分の表示面積が 10 m<sup>2</sup>以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m<sup>2</sup>以内の場合に限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
  - b 計画図 1 の 3 に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
- (ウ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、本町通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

#### <広告塔・広告板>

- (エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
  - a 高さを 5 m以下とする。
  - b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。

#### <そで看板>

- (オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。
  - a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から 1 m以下とする。
  - b 上端の高さを地上 15m以下とする。
  - c 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内のものは、この限りでない。

#### <照明装置・映像装置>

- (カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - a バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
  - b 催物等のために原則として 7 日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - a 1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m<sup>2</sup>以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、

景観上支障がないと市長が認めた場合

- b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
  - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
  - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
  - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
  - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
  - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
  - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- c 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## エ 中華街中央ゾーン

### <屋上看板>

(ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街中央ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

### <壁面看板>

(イ) 上端の高さが地上20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- a 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
- b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

### <映像装置>

(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
  - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

- (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
- (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
- (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
- (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
- (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- c 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## オ 中華街北辺ゾーン

### <映像装置>

- (ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
  - b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
    - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
    - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
    - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
    - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
    - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
    - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
  - c 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## カ 中華街南辺ゾーン

### <屋上看板>

- (ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街南辺ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

### <壁面看板>

- (イ) 上端の高さが地上 20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 地上からの高さが 20mを超える部分の表示面積が 10 m<sup>2</sup>以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m<sup>2</sup>以内のものに限る。))に設置するもの
  - b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

### <映像装置>

- (ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m<sup>2</sup>以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
  - b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
    - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
    - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 2 m<sup>2</sup>以下、かつ、上端の高さが地上 3m以下のもの
    - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
    - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
    - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
    - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
  - c 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## キ 大さん橋通りゾーン

### <屋上看板>

- (ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。
- a 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。
  - b 大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを 4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とする。

### ＜照明装置・映像装置＞

- (イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
  - b 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
  - b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
    - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
    - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
    - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
    - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
    - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
    - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
  - c 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## (2) 馬車道周辺特定地区

### ＜屋外広告物 共通＞

ア 馬車道又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

### ＜屋上看板＞

イ 馬車道又はこの街路に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。



#### <壁面看板>

ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、次の各号に適合するものはこの限りでない。

(ア) 建築物又はテナントの名称等を単色で表示するもの

(イ) 一の建築物につき1箇所とするもの

エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

#### <広告塔・広告板>

オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

#### <そで看板>

カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 表示面の横幅は1m以下とする。

(イ) 下端の高さを地上6.5m以上とする。

(ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

#### <照明装置・映像装置>

キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

### (3) 日本大通り特定地区

#### <屋外広告物 共通>

ア 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
- (イ) 催物等のために原則として3日以内に限り設ける広告塔、広告板又は立看板等であって、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合
  - a 表示内容が、催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの
  - b 表示面の向きを日本大通りに対して概ね平行とし、かつ、上端の高さが地上60cm以下のもの

#### <屋上看板>

イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (ア) 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
- (イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの
- (ウ) 横浜公園に面する位置に設置するものは、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするもの

#### <壁面看板>

ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
  - b 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの
- (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの

- b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

#### <広告塔・広告板>

- エ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
- (ア) 日本大通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、日本大通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができる。
- (イ) 高さを5m以下とする。
- (ウ) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他日本大通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めた場合は、この限りでない。

#### <そで看板>

- オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。
- (ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通り内の壁面又はこの街路に面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面から1m以下とする。
- (イ) 上端の高さを地上15m以下とする。
- (ウ) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

#### <照明装置・映像装置>

- カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
- (イ) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (ア) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- (イ) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

#### <広告幕>

- ク 広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内に限り設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものはこの限りでない。

(ア) 広告表示率（広告幕の面積に対する、文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積の割合をいう。）は 40%以下とし、表示面の背景色（地の色）は単色を用いた無地とするもの

(イ) 背景色（地の色）に蛍光色を用いず、かつ、日本大通り周辺の景観と調和していると市長が認めたもの

#### (4) 関内駅前特定地区

##### <屋上看板>

ア 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りには設置することができず、これらの街路のいずれかに接する敷地内に設置するものは、これらの街路に向かって設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

(イ) 設置高さが60mを超えるものは設置しない。

##### <壁面看板>

イ 上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

(イ) 当該壁面のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、関内駅前特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

##### <広告塔・広告板>

ウ 尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内に設置する広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。

(ア) 高さを5m以下とする。

(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他関内駅前特定地区の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。

##### <そで看板>

エ 尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、

これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1m以下とする。

(イ) 上端の高さを地上15m以下とする。

#### <照明装置・映像装置>

オ 尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

カ 尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの

c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの

d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの

f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## (5) 北仲通り北特定地区

### <屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り北特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) 自動車道に面する位置に設置しないもの

(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

### <壁面看板>

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあつては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの

b 自動車道に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、自動車道及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの

b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

### <広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

### <照明装置・映像装置>

エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの

c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの

d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの

f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## (6) 北仲通り南特定地区

### <屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

### <壁面看板>

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、自動車及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、

この限りでない。

- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの
- b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

#### <広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

#### <照明装置・映像装置>

エ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限りて設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの

c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの

d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの

f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限りて設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合



## (7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

### <屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

(ウ) 海岸通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

### <映像装置>

イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの

c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの

d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの

f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## (8) 海岸通り準特定地区

### <屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) 海岸通り、みなと大通り、万国橋通り又はこれらの街路に面する位置に設置しないもの

- ウ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

#### <壁面看板>

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

b みなとみらい21新港地区又は計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置せず、かつ、海岸通り準特定地区の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの

b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、海岸通り準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

#### <広告塔・広告板>

ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

#### <そで看板>

エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通り又はこの街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

(イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通り又はこの街路に面する位置に設置するもので、上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面をみなとみらい21新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。

#### <照明装置・映像装置>

オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

- (イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。
- キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
  - (イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
    - a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
    - b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
    - c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
    - d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
    - e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
    - f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- (ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

## (9) 関内中央準特定地区

### <屋上看板>

- ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
  - (ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
  - (イ) みなと大通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
  - (ウ) 計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの
- イ みなと大通り又はこの街路に接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。
  - (ア) 上端から下端までの高さを4m以下とする。
  - (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で無彩色とする。

#### <壁面看板>

ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」若しくはこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

(イ) 「後景エリア」内で、上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、地上15mを超える部分の表示面積の合計が10㎡以内のもので、かつ、建築物の名称等を単色で表示するものについては、この限りでない。

#### <広告塔・広告板>

エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

#### <そで看板>

オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみなど大通り又はこの街路に面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面を計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。

(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

#### <照明装置・映像装置>

キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- (イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
- a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
  - b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
  - c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
  - d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
  - e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
  - f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- (ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

#### (10) 吉浜町周辺準特定地区

##### <屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、吉浜町周辺準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

##### <壁面看板>

イ 上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積は10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するものはこの限りでない。

##### <広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。

## 第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図1の8に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

### 1 道路の整備に関する事項

#### (1) 日本大通り

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは日本大通り特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、日本大通りの歴史的建造物やイチョウ並木と調和する錆御影石などの重厚な素材のものを使用する。

オ イチョウは自然樹形を生かし、港に向かって連続したイチョウ並木の景観を維持する。

#### (2) 山下公園通り

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは山下町特定地区山下公園通りゾーンの方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みと調和する重厚な素材のものを使用する。

オ イチョウはできる限り自然樹形に近いものとし、連続したイチョウ並木の景観を維持する。

### (3) 馬車道

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは馬車道周辺特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、馬車道の個性を生かしたものとする。
- イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相 2.5G、明度 3.0、彩度 1.0 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- エ 歩道の舗装は、馬車道の雰囲気にあったレンガなどの素材のものを使用する。

### (4) 関内駅南口前

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは関内駅前特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある駅前空間を形成するものとする。
- イ さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- ウ 並木などの植栽により潤いのある歩行者空間を形成する。

### (5) 見通し景観形成街路

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは「見通し景観」の形成を図ることを目的にデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で「見通し景観」の形成を阻

害しない位置、規模及び形状とする。

- イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

## 2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

### (1) 横浜公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア 公園内の設備及び施設などは、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。
- イ 公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。
- ウ 日本大通り及びみなと大通りに面している出入口部分は、人々が滞留することができるゆとりある空間を保全する。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

### (2) 山下公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア 公園内の設備及び施設などは、「見通し景観形成街路」からの山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気と調和した形態意匠とする。
- イ インド水塔などの歴史的な建造物を保全する。
- ウ 公園内の植栽は、「見通し景観形成街路」からの港や氷川丸への見通しに対して配慮した配置とする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。



## 第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図1の8に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

### 1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

#### (1) 日本大通り

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安としたものを基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

(イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

#### (2) 山下公園通り

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告又は上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形は、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

（イ）既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

オ 日よけについては、設けることはできない。ただし、歴史的建造物又はその付属物として、周辺の街並みと調和する形態意匠と認められる場合は、この限りでない。

### (3) 馬車道

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相 2.5G、明度 3.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの

（イ）公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

（ウ）既に受けている占用許可の更新を行う物件（外観の変更を生じないものに限る。）で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

### (4) 関内駅南口前

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

（イ）催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。

ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。

エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

（イ）既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

#### (5)「見通し景観形成街路」

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 「見通し景観」の確保のために、新たに設ける電柱等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

（イ）催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける上空通路の壁面は透過性の高いものとし、通路の路面からの高さは 10m 以上とすること。

ウ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等は、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。

エ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。

オ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないものは、この限りでない。

## 2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

### (1) 横浜公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、横浜公園から港への通景の視点場や港から見た際のアイストップとして支障のない位置に配置し、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とすること。

イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない

(ア) 横浜スタジアム（横浜スタジアムに付属する人工台地を含む。）に設置するもの

(イ) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの

(ウ) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

### (2) 山下公園

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、山下公園通り又は「見通し景観形成街路」から山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気と調和した形態意匠とする。

イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない。

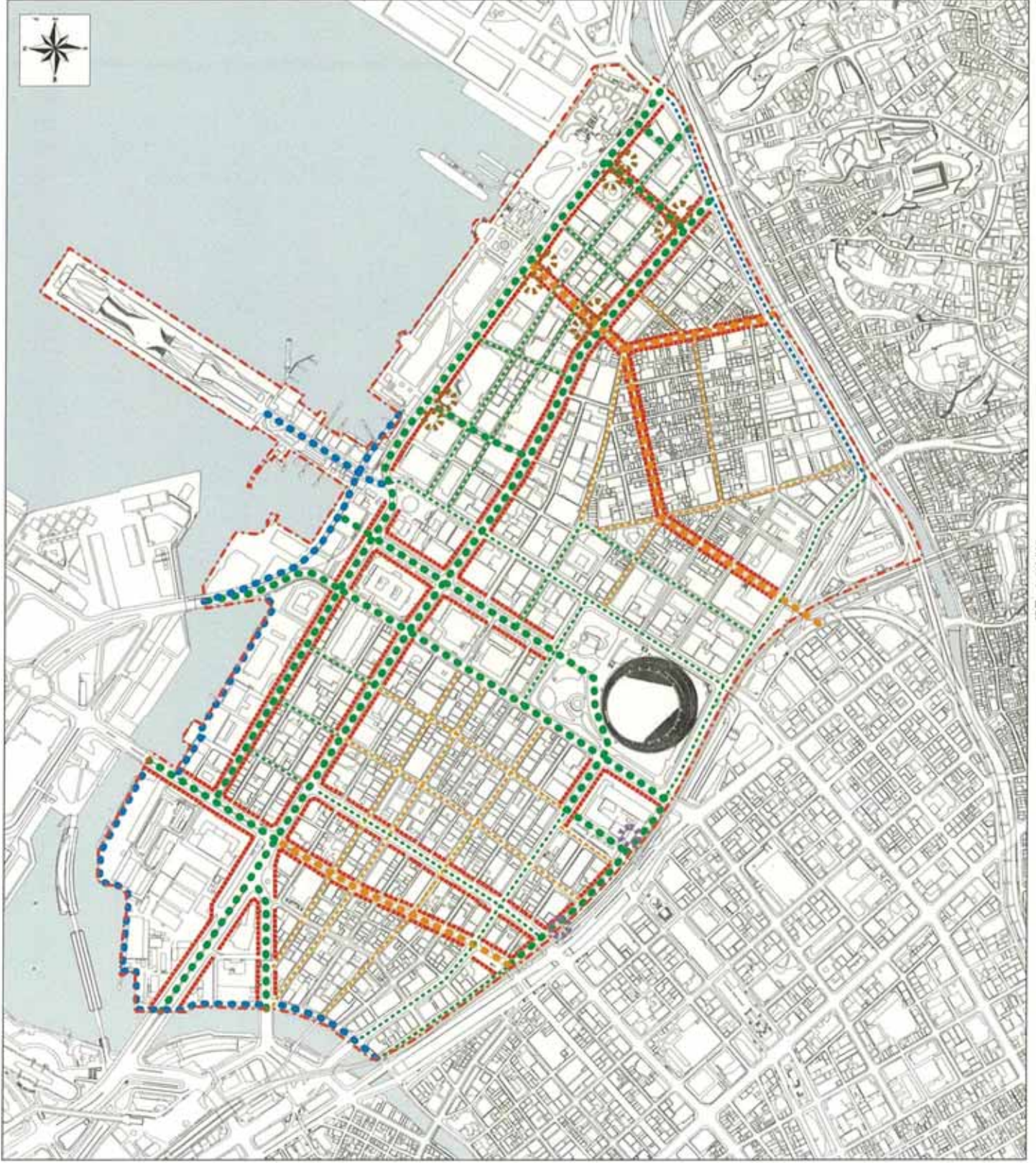
(ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの

(イ) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

図名：計画図1の1  
 関内地区景観計画（関内地区）区域

- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ソーン 境界線





横浜市景観計画区域（区内地区）

＜歩行者ネットワーク街路＞

●●●●● 区内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路  
 ●●●●● (補助ネットワーク街路)

●●●●● 商業のネットワーク街路  
 ●●●●● (補助ネットワーク街路)

●●●●● 水際線のネットワーク街路  
 ●●●●● (補助ネットワーク街路)

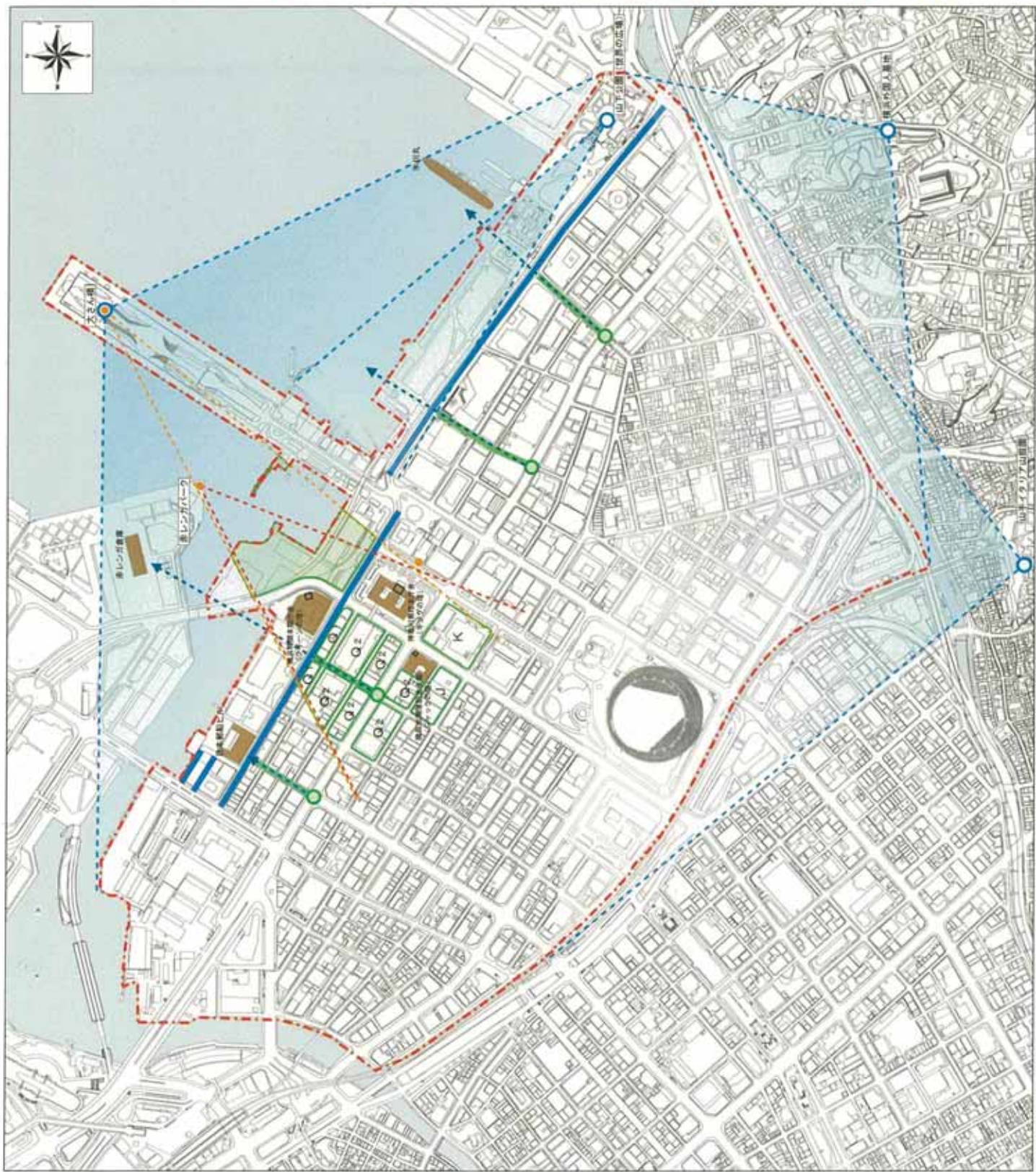
●●●●● 重点歩行者ネットワーク街路

☀ 広場状空地の設置が求められる位置

☀ 駅前広場

図名：計画図1の2  
 歩行者ネットワーク・広場等

縮尺 1/10,000



横浜市長観計画区域（関内地区）

<見通し景観>

- 見通し景観形成街路
- 視点場となる交差点
- 見通し景観の向き

<眺望の視点場>

- 眺望の視点場
- 眺望景観の向き

<横浜三塔への眺望の視点場>

- 横浜三塔への眺望の視点場
- 赤レンガパークの視点場からの眺望の向き
- 大さん橋の視点場からの眺望の向き

前景エリア

後景エリア

- K：キングの塔の後景エリア
- Q1, Q2：クイーンの塔の後景エリア
- J：ジャックの塔の後景エリア

壁面の向きを概ね道角又は平行とする通り

眺望の対象となる歴史的建造物

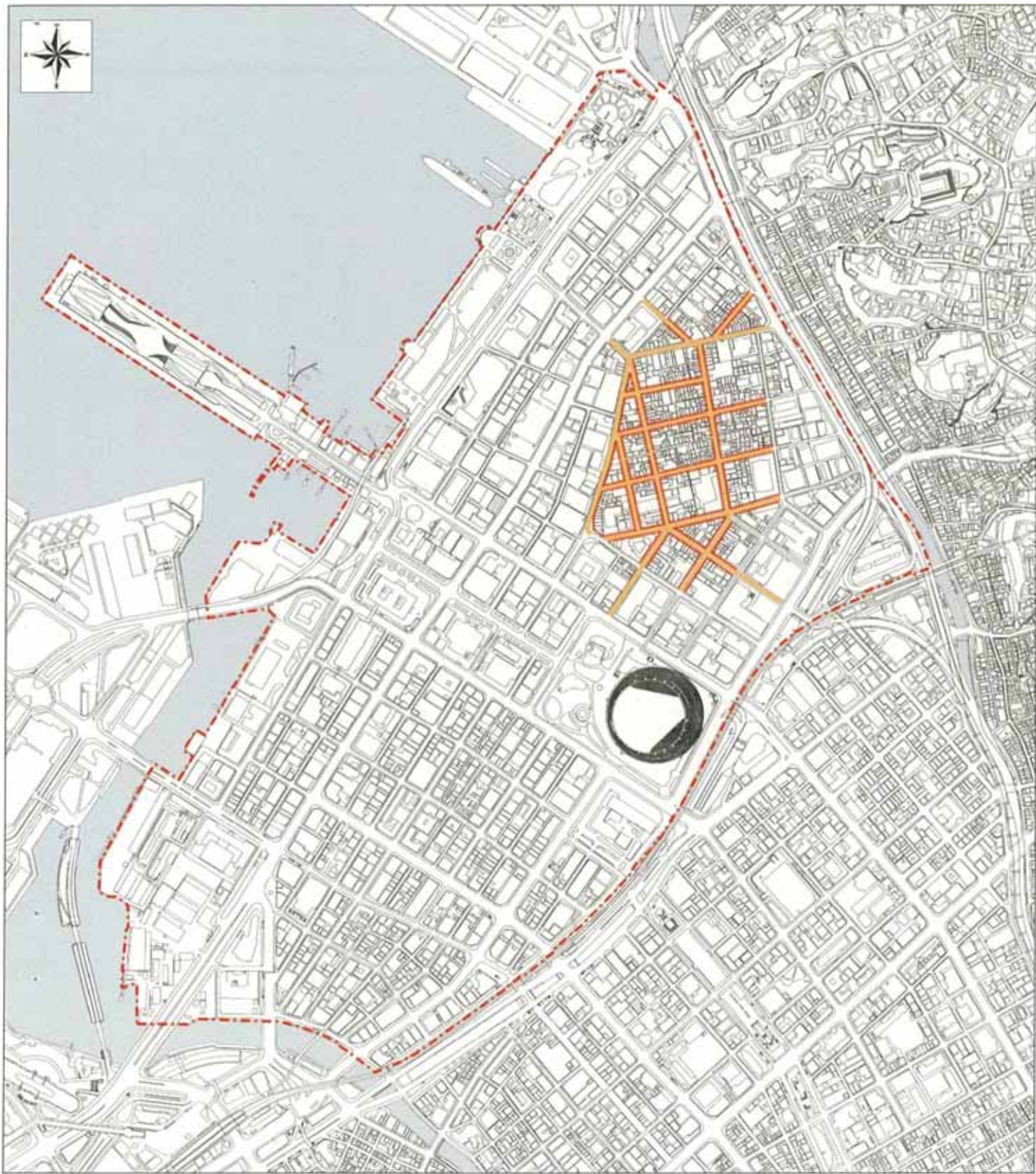
図名：計画図1の3  
見通し景観・眺望景観等

縮尺 1/10,000

横浜市景観計画区域（開内地区）

中華街賑わい形成街路

外部空間の確保が必要な街路



図名：計画図1の4  
中華街賑わい形成街路等



<高さの緩和の範囲>

31m以下（緩和なし）

31mを基本とし、市長が次に掲げる都市景観形成への貢献を総合的に判断して、景観形成への貢献を認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。

- (1) 歴史的建造物を保全し活用すること
- (2) 街並みの連続性を創出するため、歴史的建造物の周辺の建築物の形態意匠を、歴史的建造物と調和させる。
- (3) 文化芸術創造活動を行なえるスペースを用意し、活用する。

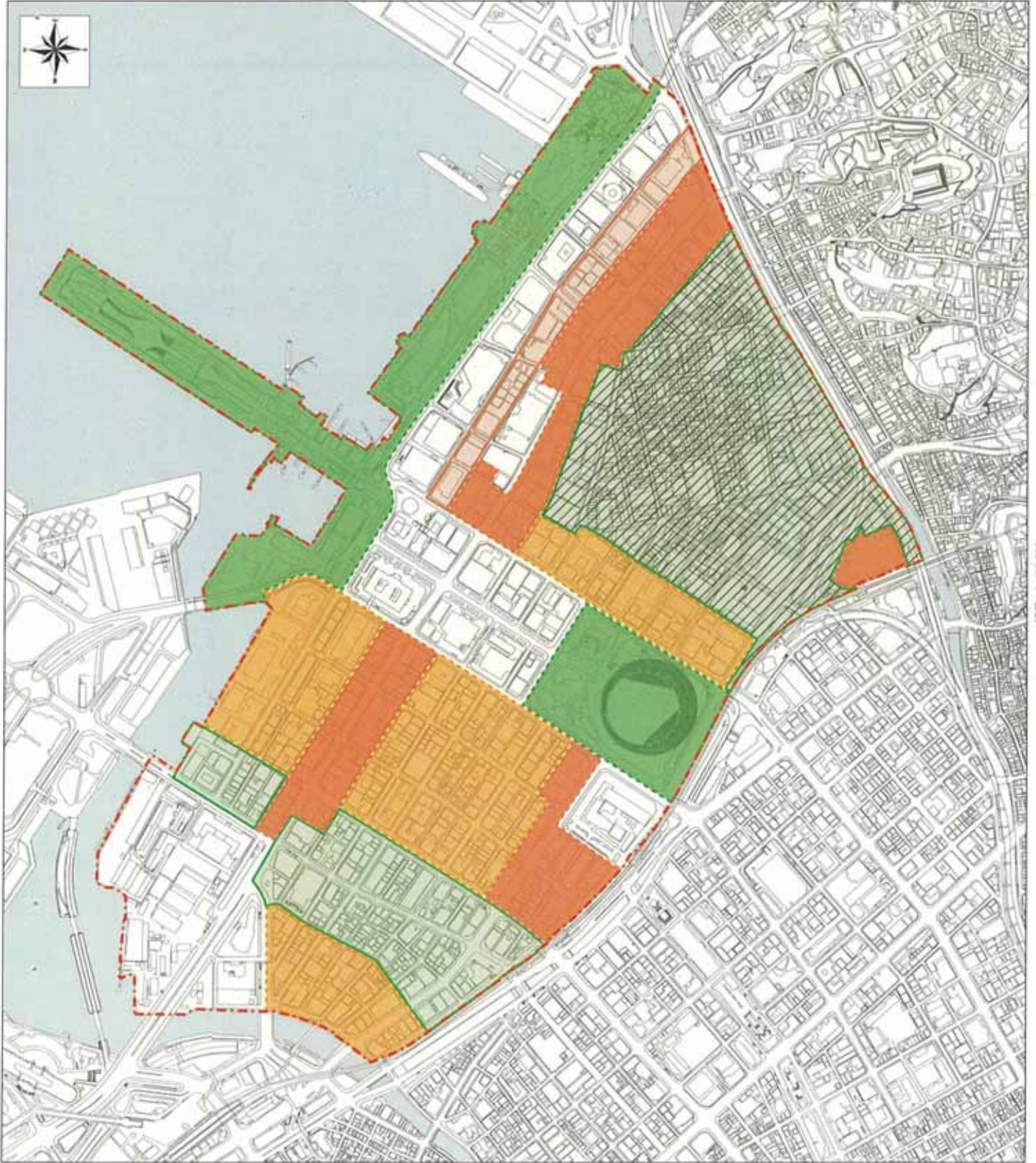
31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献があると市長が認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。

- (1) 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の免付の幅を小さくする。
- (2) 開内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

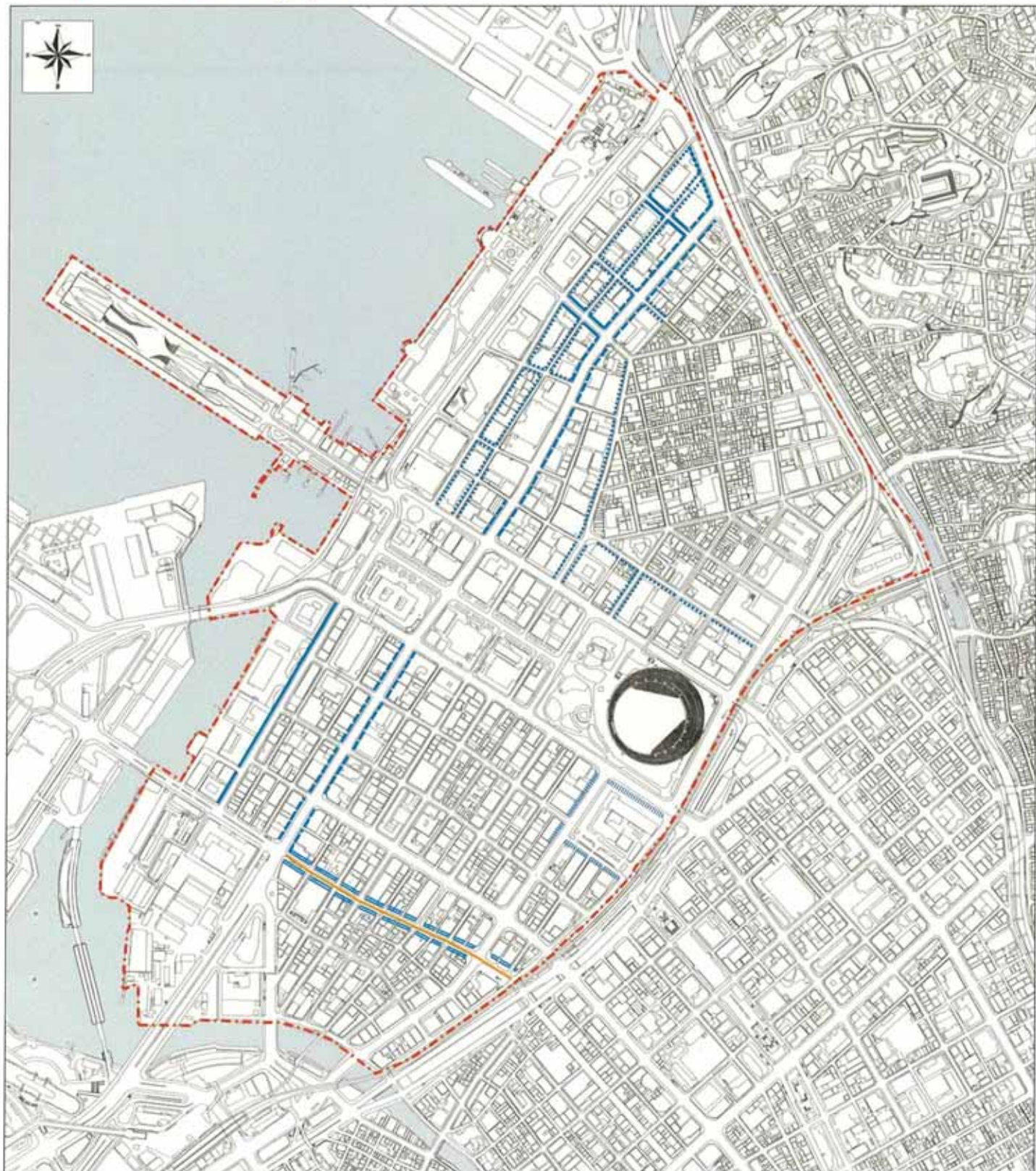
31m超45m以下

31m超60m以下

31m超75m以下



図名：計画図1の5  
建築物の最高高さ



横浜市長観計画区域（圏内地区）

道路境界線より0.5m以上の壁面後退

道路境界線より1.0m以上の壁面後退

道路境界線より1.2m以上の壁面後退

道路境界線より2.5m以上の壁面後退

道路境界線より3.0m以上の壁面後退

建築物の1、2階の部分で

道路境界線より2.5m以上の壁面後退

壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路

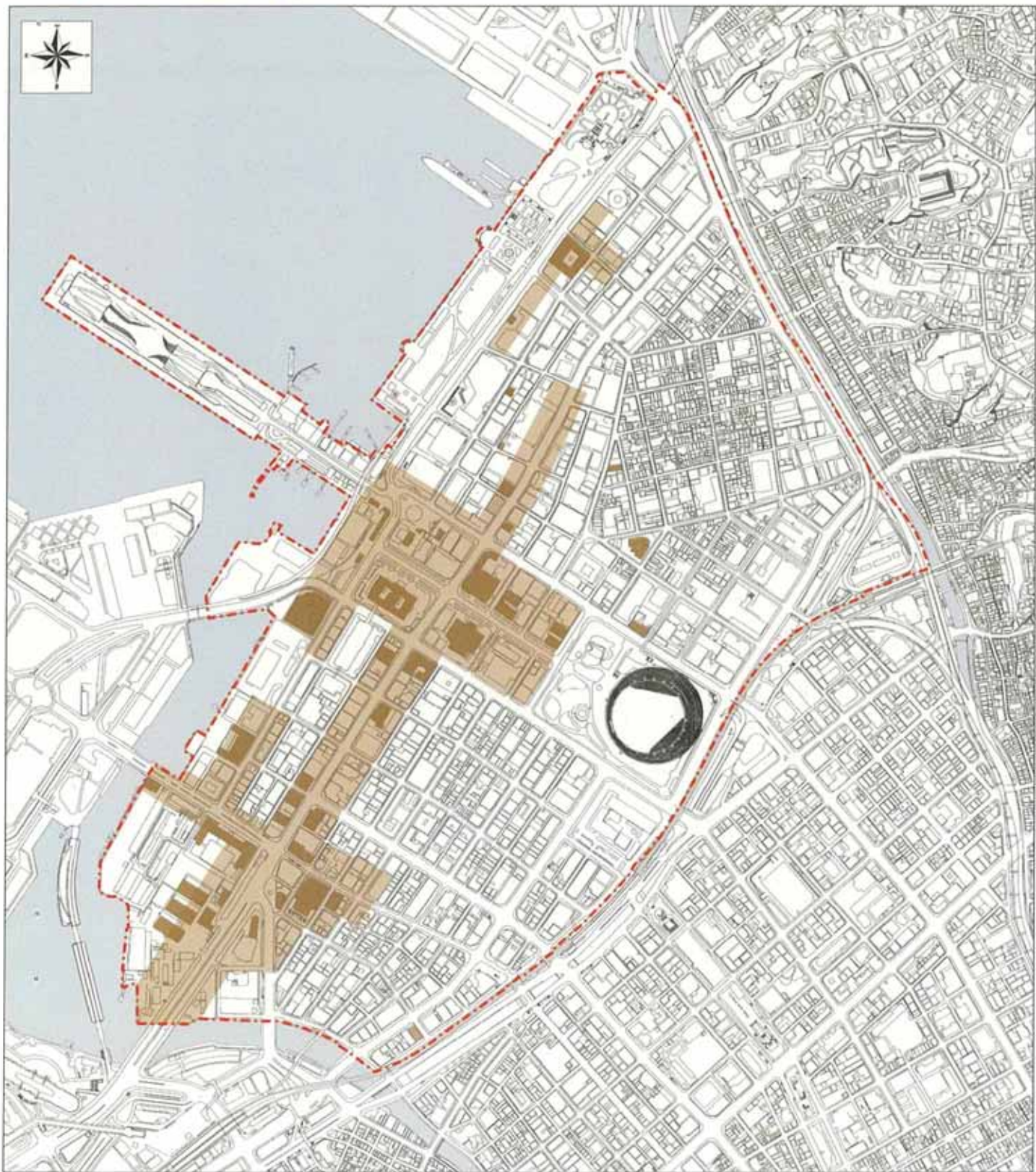
図名：計画図1の6  
壁面位置の指定

縮尺 1/10,000

横浜市景観計画区域（開内地区）

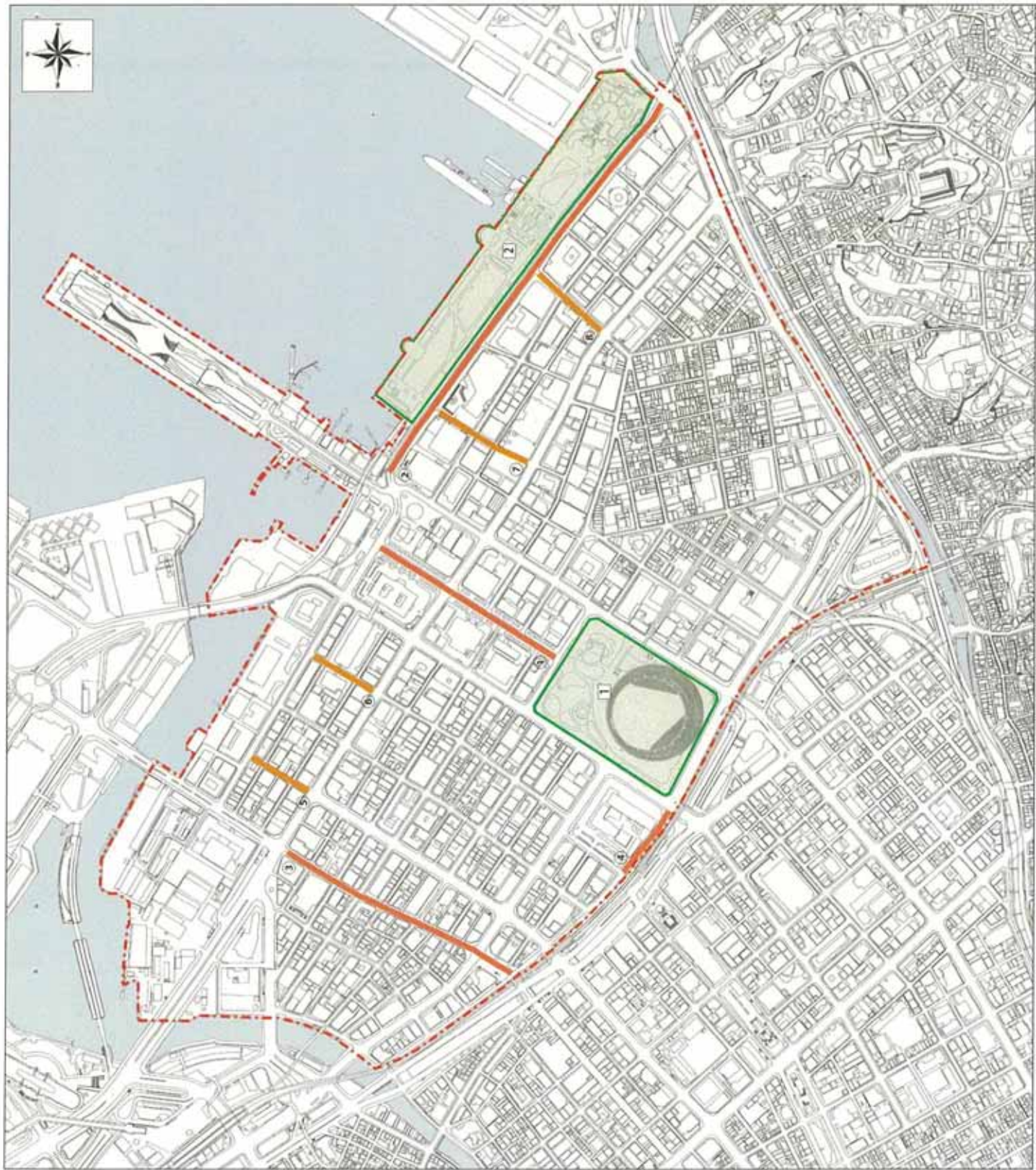
歴史的建造物（土木遺構も含む。）

歴史的界隈形成エリア



図名：計画図1の7  
歴史的界隈形成エリア

縮尺 1/10,000



景観重要道路

- ① 日本大通り  
〔日本大通り（全区間）〕  
〔区道110号（区：中区日本大通り地先 区：中区日本大通り11番地先）〕
- ② 山下公園通り  
〔庄原地方道市道山下本町橋子路  
（区：中区山下町1番地先 区：中区山下町20番地先）〕
- ③ 海岸通り  
〔区道113号線  
（区：中区本町丁14番地先 区：中区本町丁14番地先）〕
- ④ 港内駅前通り  
〔山下町1号線  
（区：中区本町丁1番地先 区：中区本町丁1番地先）〕

景観重要道路（見通し景観形成街道）

- ⑤ 日本郵船ビルへの見通し景観形成街道  
〔区道14号線日本大通り（全区間）〕
- ⑥ 赤レンガ倉庫への見通し景観形成街道  
〔区道47号線（全区間）〕
- ⑦ 港への見通し景観形成街道  
〔山下町1号線（全区間）〕  
〔山下町14号線（全区間）〕  
〔山下町10号線（全区間）〕
- ⑧ 水産物卸売市場への見通し景観形成街道  
〔山下町14号線（全区間）〕  
〔山下町10号線（全区間）〕

景観重要都市公園

- ① 江原河公園
- ② 山下公園

図名：計画図1の8  
景観重要公共施設

## 第2章 みなとみらい21 中央地区における景観計画

### 第1 良好な景観の形成に関する方針

#### 1 みなとみらい21 中央地区全域の方針

みなとみらい21 中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。

当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。

当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペDESTリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区の拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。

これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21 中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。

- I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る。
- II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。
- III みなとみらい21 地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。

また、みなとみらい21 中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。

#### 2 みなとみらい大通り沿道地区の方針

みなとみらい大通りは、横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ主要幹線道路であり、みなとみらい21 地区の顔となる目抜き通りとなっている。

みなとみらい大通り沿道の地区は、目抜き通りとしての魅力ある景観形成を進めるほか、みなとみらい21 中央地区のスカイラインを形成する上で重要な地区であることから、質の高い業務機能等の集積による積極的な超高層建築物の誘導など、風格ある沿道景観の形成を目指す。

## 第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### 1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為及び特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築又は改築は除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの

### 2 届出対象行為から除外する行為

公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為は、届出対象行為から除くものとする。

### 3 行為の制限

みなとみらい21中央地区における良好な景観の形成のための行為の制限の景観形成基準は、次の(1)のとおりとする。また、みなとみらい21中央地区のうち、みなとみらい大通り沿道地区においては(1)及び(2)のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。

#### (1) みなとみらい21中央地区全域の景観形成基準

##### <形態意匠>

建築物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めるものは、この限りでない。

別表1

色相	明度	彩度
5 Y R ~ 5 Y の場合	6 以上 9.5 以下	3 以下
その他		0.5 以下

#### (2) みなとみらい大通り沿道地区の景観形成基準

##### <高さ>

みなとみらい大通り沿道地区内でみなとみらい大通りに面する敷地においては、超高層建築物が集積する風格ある沿道景観とするため、建築物の高さを60m以上とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

ア 敷地面積が2,500㎡未満で、極端に低層ではなく周辺の景観と調和していると市長が認めるもの

イ 暫定土地利用施設

ウ 建築物に附属する小規模施設等

エ 街区（道路又は公園で囲まれた一団の土地をいう。以下同じ。）全体で沿道景観の形成を図るものとして、市長が超高層建築物敷地（みなとみらい大通りに面する敷地のうち、街区全体での

沿道景観の形成のために建築物の高さを 60m 以上とする敷地をいう。以下同じ。) を指定した街区内において、超高層建築物敷地以外の敷地に存する建築物で、高さが 31m 以上のもの

#### ＜壁面の位置の指定＞

みなとみらい大通りの通景を確保するため、建築物の高さ 31m を超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 2 に示す壁面の位置を超えて建築してはならない。

### 第 3 景観重要建造物の指定の方針

みなとみらい 21 中央地区は、埠頭や造船所等が存在していた歴史や、港等を尊重しながら、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。

このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。

- (1) 港湾機能の歴史や文化を伝える建造物
- (2) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (3) みなとみらい 21 中央地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

### 第 4 景観重要樹木の指定の方針

みなとみらい 21 中央地区における緑は、水際の臨港パークや日本丸メモリアルパーク、地区の南北を貫くグランモール公園などの都心部の憩いを創出する公園や、海に向かう街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。

このようなみなとみらい 21 中央地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) みなとみらい 21 中央地区の歴史を伝える樹木
- (4) みなとみらい 21 中央地区の特徴的な街並みを構成する樹木

### 第 5 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図 2 に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

#### 1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状、色彩はみなとみらい 21 地区にふさわしいデザインとする。
- (2) 緑豊かな歩行空間を創出する。
- (3) 歩道部の舗装面の素材は、落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

## 2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

### (1) グランモール公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設などは、みなとみらい 21 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、通景や歩行空間等へ配慮した形態意匠とする。

イ 横浜美術館前における空間は、美術館との調和を配慮した設えとする。

ウ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

### (2) 高島中央公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設等は、キング軸の通景空間を妨げないように配慮した形態意匠とする。

イ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

## 3 港湾施設の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

### (1) 臨港パーク

ア 緑地内の設備及び施設等は、キング軸の歩行空間を妨げないように配慮した配置とする。

イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。



## (2) 日本丸メモリアルパーク

ア 緑地内の設備及び施設等は、緑地の景観形成に配慮した配置とする。

イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 地区中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

## 第6 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図2に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

### 1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

占用許可の基準は、新たに設ける設備及び施設の形状、色彩について、みなとみらい 21 地区にふさわしい形態意匠とする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの、既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観変更を生じないものに限る。）又は催物等のために一時的に設けるものは、この限りでない。

### 2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

#### (1) グランモール公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい 21 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、ふさわしい通景や歩行空間などへ配慮した形態意匠とする。

イ 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

#### (2) 高島中央公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物等は、キング軸の通景空間を妨げないよう配慮した形態意匠とする。

イ 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

【凡例】

横浜市長観計画区域  
(みなとみらい21中央地区)

みなとみらい大通り沿道地区

### 壁面の位置の制限

建築物の高さ31m以上を超える部分  
で道路境界線より4m以上の壁面後退

### 景観重要公共施設

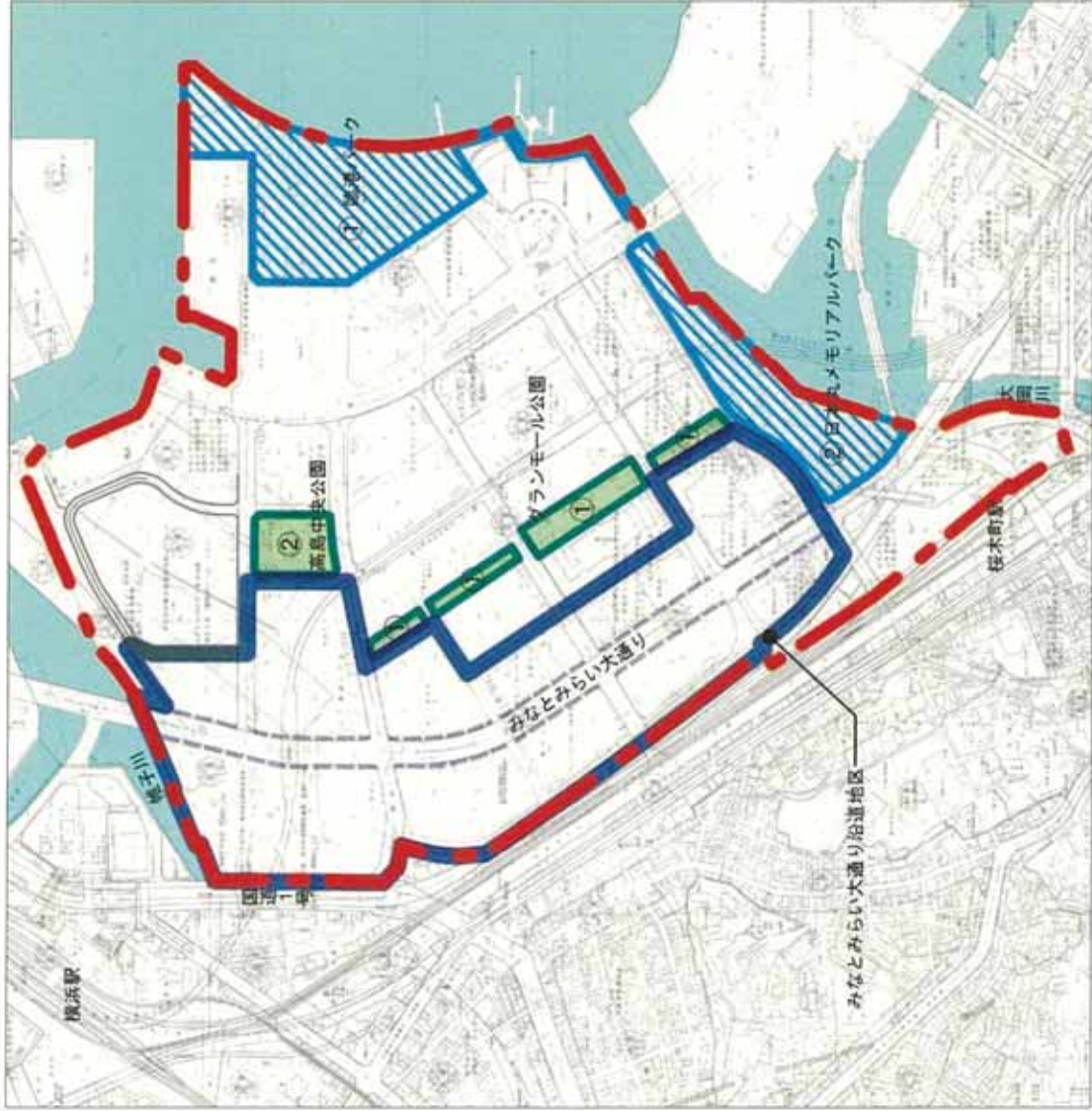
景観重要道路：みなとみらい21中央地区内の  
全ての道路法2条に基づく道路

景観重要都市公園  
① 格蘭モール公園  
② 高島中央公園

景観重要港湾施設  
① 臨港パーク  
② 日本丸メモリアルパーク



図名： 計画図2  
横浜市長観計画（みなとみらい21中央地区）区域等  
縮尺：1/7500



### 第3章 みなとみらい21 新港地区における景観計画

#### 第1 良好な景観の形成に関する方針

みなとみらい 21 新港地区（以下「新港地区」という。）では、近代港湾発祥の地としての歴史性を活かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい 21 中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観をつくってきた。

新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を活かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。

このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、新港地区の特徴を活かした景観形成を図るためには、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。

これら地区の特徴を伸長し、新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。

##### I みなとの情景の演出

- ① 海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくる。
- ② 開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくる。

##### II 歴史の継承

- ③ 歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る。
- ④ 歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりのある街並み景観をつくる。

##### III “島”としての個性の演出

- ⑤ 歴史やみなとらしさを活かしたシークエンス景観をつくる。
- ⑥ 歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくる。
- ⑦ 周辺地区からの見下ろし景観を意識する。

## 第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### 1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築又は改築は除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない改築は除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (5) 特定照明

### 2 届出対象行為から除外する行為

次に掲げる行為に該当する場合は、届出対象行為から除くものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

### 3 行為の制限

新港地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。

#### (1) 建築物及び工作物の形態意匠

##### <見通し景観の確保>

ア 工作物（小規模で明らかに見通し景観を阻害しないものを除く。）は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けて設置し、赤レンガ倉庫への見通し景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

##### <街並み形成>

イ 歩道、計画図3の2に示す「水際線プロムナード」又は港湾緑地に接する空地等の舗装は、これらの舗装材と同様の素材、色又はパターンとするなど、一体的な歩行空間を創出する形態意匠とするものとする。

ウ ゴミ置き場等の付属施設や屋外階段などの建築物又は工作物は、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地等から容易に望めないような位置に配置するなど、通りの賑わいの連続性を阻害しないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合で、植栽で覆うなど賑わいを阻害しない形態意匠とするものは、この限りでない。

##### <色彩>

エ 建築物の外壁の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 建築物の外壁の一部に使用するもので、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合

(イ) レンガなど地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(ウ) 遊園地などで遊具等の建築物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(エ) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(オ) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(カ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

オ 建築物の屋根・屋上の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(イ) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(ウ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

カ 工作物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 同一敷地内の建築物の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- (イ) 次のいずれかに該当すると市長が認めた場合
  - a 広域の範囲で統一してデザインされていて、新港地区の景観形成に寄与するもの
  - b 小規模なもので新港地区の街並みを阻害しないもの
- (ウ) 新港地区にふさわしい低層部の賑わいに寄与するものと市長が認めた場合
- (エ) 遊園地などで遊具等の工作物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
- (オ) 金属等の素材の色彩または、鋳物又はこれに類するもので、マンセル表色系で色相が5 B G、明度が3、彩度が6程度で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合。
- (カ) 無彩色のうち、マンセル表色系でN3程度の場合
- (キ) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
- (ク) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
- (ケ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

別表1	色相	明度	彩度
R、YR		9以上	1以上2以下
		4以上9未満	6以下

#### <屋根・屋上>

ク 建築物の屋上に設置する設備や工作物等は、周囲から容易に望見できない配置や、ルーバー等による遮蔽や形態意匠の工夫など、風格が感じられる見下ろし景観及び眺望景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

#### (2) 高さの最高限度

計画図3の2に示す「水際線プロムナード」に接する敷地においては、海への開放感を演出するため、当該水際線プロムナードの境界から奥行き10mの範囲については、建築物の高さの最高限度を10mとするものとする。

#### (3) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」内に建築してはならない。ただし、赤レンガ倉庫への見通し景観を著しく阻害しないと市長が認めた場合は、この限りでない。

#### (4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限

計画図3の2に示す「赤レンガ倉庫」は、歴史が感じられる魅力的な夜間景観を演出するため、投光器等で照らすものとする。

### 第3 景観重要建造物の指定の方針

新港地区は、近代港湾発祥の地としての歴史性と、島としての個性を活かした街づくりにより、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。

- (1) 港湾機能の歴史や文化を伝える建造物
- (2) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (3) 新港地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

### 第4 景観重要樹木の指定の方針

新港地区の景観形成の要素としては、新港パークや運河パーク、赤レンガパーク、自動車などの緑地や、街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。このような新港地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 新港地区の歴史を伝える樹木
- (4) 新港地区の特徴的な街並みを構成する樹木

## 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

### 1 屋外広告物共通

屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以下、かつ、上端の高さが地上 5 m 以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
  - イ 次の各号に適合するもので、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
    - (ア) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
    - (イ) 1 面あたりの表示面積が 2 m<sup>2</sup>以下、かつ、上端の高さが地上 3 m 以下のもの
    - (ウ) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
    - (エ) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
    - (オ) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
  - ウ 設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合
- (2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する屋外広告物で、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
  - ア 1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m<sup>2</sup>以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもの
  - イ 10 秒以上静止した映像のみを表示するもの
  - ウ 催事等のために一時的に設置等するもの
- (3) 表示面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以内の自己用広告物を含む、全ての屋上看板（屋根面に設置するものを含む。）は、設置等することができない。
- (4) 表示面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以内の自己用広告物を含む、全てのアドバルーンは利用することができない。
- (5) 広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は設置等することができない。
- (6) 外構のフェンス、手摺り、その他これらに類するものに屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）を設置等することができない。



## 2 屋外広告物の種類ごとの規格

屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

### <壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）>

(1) 壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次のアからウまでの各高さの範囲のうち 2 以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。

ア 地上からの高さが 10m 以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 壁面看板 1 か所あたりの表示面積は 25 m<sup>2</sup>以下とすること。

(イ) 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面（地上からの高さが 10m 以下の部分に限る。）の面積の 10 分の 1.5 以下とすること。

(ウ) 窓面に設置等するものは、窓面 1 か所あたりの表示面積の合計を、当該窓面の面積の 10 分の 5 以下とすること。

イ 地上からの高さが 10m を超え 20m 以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 壁面看板 1 か所あたりの表示面積を 50 m<sup>2</sup>以下とすること。

(イ) 壁面看板 1 か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の 10 分の 2 以下とすること。

(ウ) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。

(エ) 窓面に設置等することができない。

ウ 地上からの高さが 20m を超える部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。

(イ) 箱文字又はロゴマーク等の表示面の高さは 3 m 以下とすること。

(ウ) 窓面に設置等することができない。

(エ) 建築物 1 棟あたり、表示内容を 1 種類とし、設置数を 2 か所以内とすること。

### <そで看板>

(2) そで看板は、次の各号に適合するものとする。

ア 上端の高さを地上から 10m 以下とすること。

イ 下端の高さを地上から 2.5m 以上とすること。ただし、道路上に突出する場合は、広告物の下端は歩道にあつては路面から 2.5m 以上、車道（歩道と車道の区別のない道路にあつては、車道とみなす。）にあつては、路面から 4.5m 以上とすること。

ウ 出寸法は 1 m 以下とすること。

### <広告塔、広告板>

(3) 広告塔、広告板は、次の各号に適合するものとする。

ア 1 面当たりの表示面積は 10 m<sup>2</sup>以下とすること。

イ 上端の高さを地上から 5 m 以下とすること。

## 第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

### 1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

#### (1) 道路に関する共通事項

- ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。
- イ 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は別表1を目安とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

#### (2) 道路ごとの整備に関する事項

(1)のほか、道路ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

##### <新港3号線>

- ア 新港3号線の整備に関する事項は、次のとおりとする。
  - (ア) 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はイチョウを配置する。
  - (イ) 歩道の舗装面の素材は、レンガとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、レンガと調和するものを使用する。
  - (ウ) 車道照明と歩道照明を分離して設置する。

##### <臨港幹線>

- イ 臨港幹線の整備に関する事項は、次のとおりとする。
  - (ア) 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はクスノキを配置する。
  - (イ) 歩道の舗装面の素材は、石又は擬石平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、石又は擬石平板ブロックと調和するものを使用する。
  - (ウ) 車道照明と歩道照明を分離して設置する。

##### <その他の道路>

- ウ 新港3号線及び臨港幹線以外の道路については、歩道の舗装面の素材は、土系平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、土系平板ブロックと調和するものを使用する。

## ＜橋梁（新港橋、万国橋、国際橋）＞

- エ 橋梁（新港橋、万国橋、国際橋に限る。）の整備に関する事項は、次のとおりとする。
- （ア）新港地区への玄関として、歴史が感じられるなど特徴ある形態意匠とする。
  - （イ）みなとや歴史が感じられ、島への玄関であることを認識できる照明の演出を行う。
  - （ウ）水面から見上げる視線を意識した形態意匠とする。

## 2 港湾施設の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

### (1) 港湾緑地

#### ア 港湾緑地に関する共通事項

- （ア）みなとらしさが感じられるよう、海に向かって視線がとおり開放感のある空間とする。
- （イ）水際は、計画図3の2に示す「水際線プロムナード」と連続性の感じられるしつらえとする。
- （ウ）緑地内の設備及び施設等は、新港地区にふさわしい落ち着いた形態意匠とする。
- （エ）緑地内の設備及び施設等の色彩は、別表1を目安とする。
- （オ）水際の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出する。
- （カ）橋に接する部分において、特徴ある橋詰め広場を創出する。

#### イ 港湾緑地ごとの整備に関する事項

アのほか、港湾緑地ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

## ＜赤レンガパーク＞

- （ア）赤レンガパークの整備に関する事項は、次のとおりとする。
- a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫の2棟間から横浜港大さん橋国際客船ターミナル及び横浜ベイブリッジへの眺望を妨げないよう配慮した配置とする。
  - c 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫など歴史的資源と調和した形態意匠とする。
  - d 計画図3の2に示す「横浜三塔への眺望の視点場」及びその周辺は、魅力ある視点場を創出する形態意匠とする。

## ＜自動車道＞

- （イ）自動車道の整備に関する事項は、次のとおりとする。
- a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫への眺望を妨げないよう配慮した配置とする。
  - b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、橋梁や旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

### <運河パーク>

(ウ) 運河パークの整備に関する事項は、次のとおりとする。

- a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

### <新港中央広場>

(エ) 新港中央広場のうち、7街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。

(オ) 新港中央広場のうち、8街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

### <新港パーク>

(カ) 新港パークの整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。

### (2) 港湾道路の整備に関する事項

ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。

イ 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は別表1を目安とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

## 第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

### 1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- (1) 良好な街並みを維持するために、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、及び添加広告は、新たに設けることはできない。ただし、催事等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のない場合は、この限りでない。
- (2) 新たに設ける街灯等、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。
- (3) 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小規模なものとし、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。
- (4) 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2、彩度1を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3、彩度0.2を目安）を基調とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア フラワーポット、案内標識等で、催事等のために一時的に設ける場合
  - イ 既に受けている占用許可の更新を行う物件で、外観を変更することとなる行為が生じない場合

# 【凡例】

—●— 横浜市景観計画区域  
(みなとみらい21新港地区)

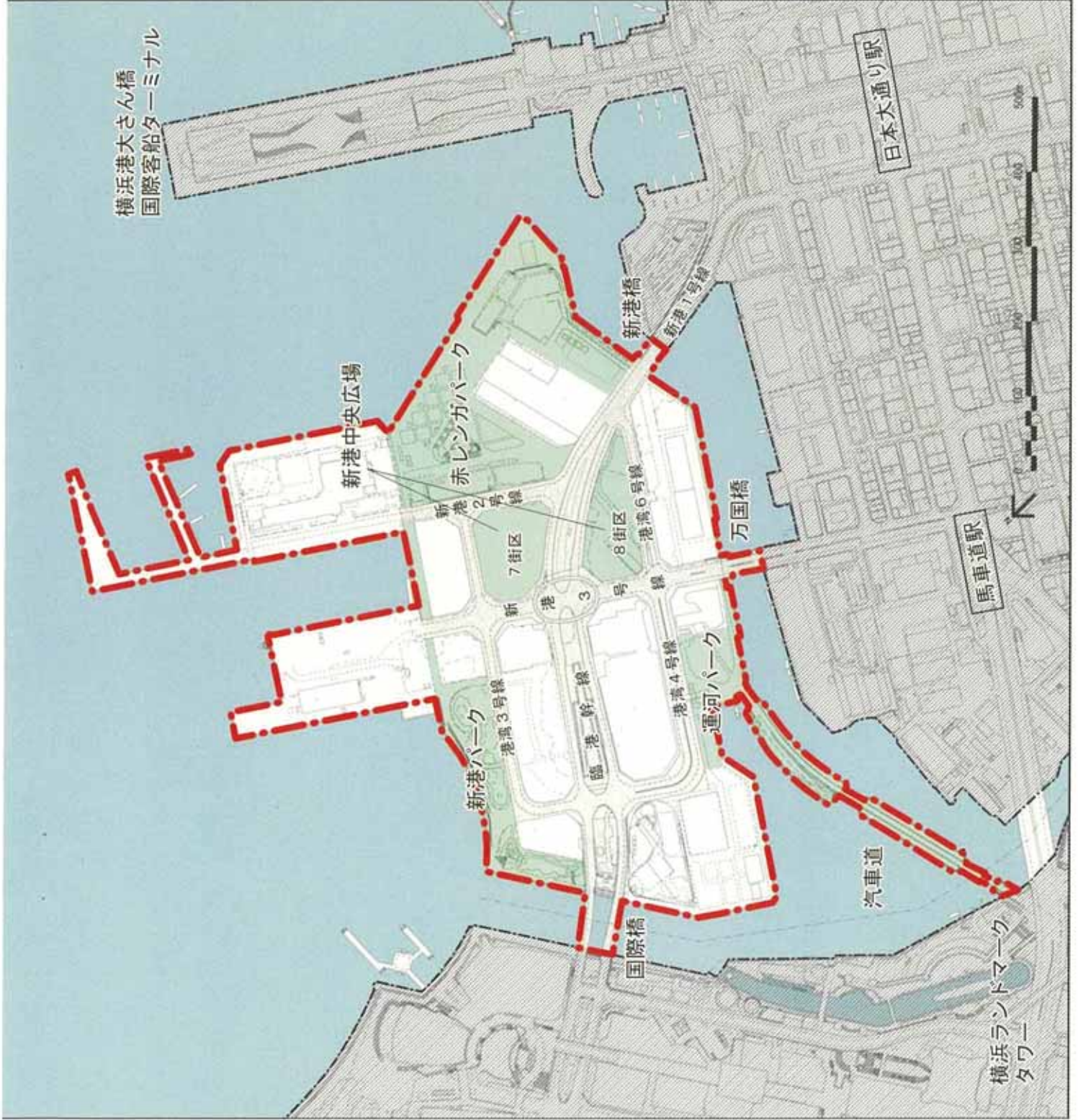
## 景観重要公共施設

### 景観重要港湾施設

みなとみらい21新港地区内の全ての  
港湾法第2条に基づく緑地、道路

### 景観重要道路

みなとみらい21新港地区内の全ての  
道路法第2条に基づく道路



図名：計画図3の1

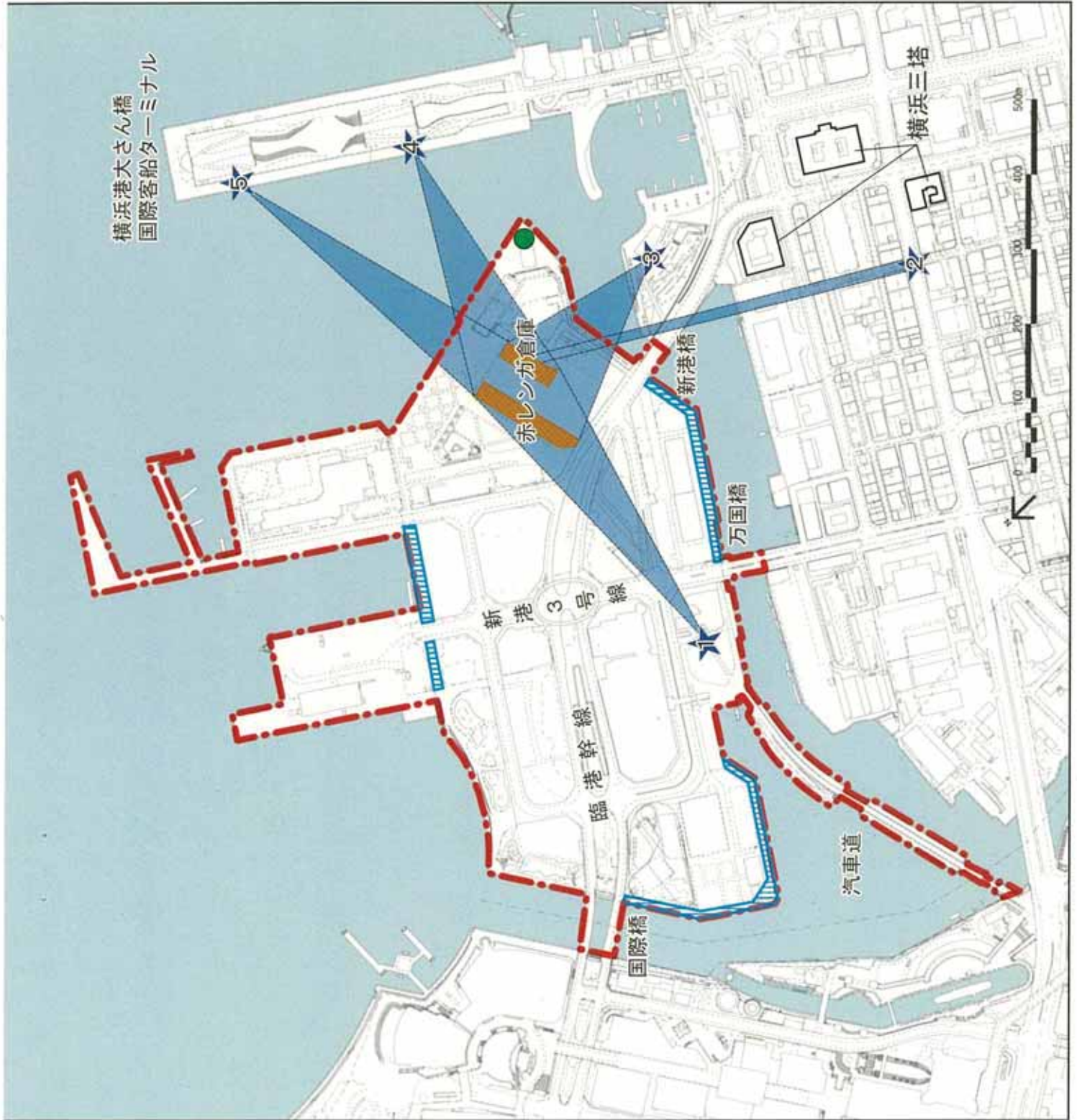
横浜市景観計画（みなとみらい21

新港地区）区域等

縮尺：1/7,000

# 【凡例】

- 横浜市景観計画区域  
(みなとみらい21新港地区)
- ▨ 水際線プロムナード
- ★ 視点場
- 見通し景観軸
- 横浜三塔への眺望の視点場



図名：計画図3の2  
水際線プロムナード、視点場、  
見通し景観軸

縮尺：1/7,000



## 第4章 山手地区における景観計画

### 第1 良好な景観の形成に関する方針

#### 1 山手地区全域の方針

山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきている。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいえるべきものである。

当地区においては、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきた。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。

このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。

- I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。
- II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。
- III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。
- IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。
- V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

#### 2 地区別の方針

山手地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

##### (1) 山手町特定地区

ア 旧外国人居留地として形成された街の歴史や文化を継承し、ゆとりある敷地と緑豊かな街並みを形成する。

イ 住宅・文教地区としての良好な環境を保全し、来街者も歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

##### (2) 元町特定地区

横浜の開港以来発展してきた商店街の歴史や文化を継承し、連続した歩行者空間と秩序ある街並みを形成する。

##### (3) 石川町準特定地区

山手、中華街などの観光地への最寄り駅である起点としての地域の特性を生かし、元町と連続した歩行者空間と賑わいのある街並みを形成する。

## 第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### 1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える木竹の伐採

### 2 届出対象行為から除外する行為

届出対象行為が次のために行うものに該当する場合は、届出対象行為から除くものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供等が義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

### 3 行為の制限

山手地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

なお、「ア 山手地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。

#### (1) 建築物及び工作物の形態意匠

##### ア 山手地区全域の景観形成基準

###### <眺望景観の確保>

建築物の屋上に設置する設備及び工作物並びに土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）は、計画図4の2に示す「眺望の視点場」から望める位置に設置しないなど、港や海水面、市街地への眺望景観を阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

###### <色彩>

建築物又は工作物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系でYR、Yは彩度6以下、Rは彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とするものとする。

- (7) 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- (i) レンガなど、地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (g) 次のいずれかに該当する歴史的な建造物及び土木遺構
  - a 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）又は横浜市文化財保護条例（昭和62年条例第53号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
  - b 景観法（平成16年法律第110号）の規定によって指定された景観重要建造物
  - c 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年条例第2号）の規定によって指定された特定景観形成歴史的建造物
  - d 歴史を生かしたまちづくり要綱（昭和63年都第214号）によって認定又は登録された歴史的建造物

## イ 地区別の景観形成基準

### (7) 山手町特定地区

#### <街並み形成>

- a 山手本通りに面して設ける塀などの工作物は、緑化を行う又は生垣とするなど、緑豊かな街路景観を形成する形態意匠とするものとする。
- b 道路に面して設ける擁壁などの工作物は、当該工作物の上部に植栽を行うなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。
- c 道路に面してブラフ積などの歴史的な土木遺構が敷地内にある場合は、積極的に利活用し、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲するなど、歴史ある街並みを継承する形態意匠とするものとする。
- d 駐車場及び駐輪場の道路境界に面する部分は、植栽又は工作物などで修景を行うなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。
- e 駐車場（一戸建の住宅は除く。）の出入口となる部分は、道路に面する幅を小さくするなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状等により、やむを得ない場合はこの限りでない。
- f ゴミ置き場及び自動販売機などの工作物は、道路に面して設けないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状等により、やむを得ず道路に面してゴミ置き場を設ける場合は、植栽又は工作物などで修景を行うなど、閑静な住宅地の街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。

### (イ) 元町特定地区

#### <街並み形成>

- a 共同住宅の居住者用出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物又は工作物の部分は、位置や規模を工夫し、通りの賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

### (2) 樹木・緑地の保全

- ア 敷地内の既存樹木（樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える樹木）は保全するものとする。ただし、やむを得ず伐採を行う必要があり、必要最小限度であると市長が認めた場合は、山手らしさを形成する樹木をシンボルツリーとして道路から望見できる位置に植樹するなど、補植を行うものとする。
- イ 斜面緑地は保全するものとする。ただし、管理上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、法面を緑化するなど、緑の補植を行うものとする。

### (3) 最高高さ

建築物の最高高さは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、計画図 4 の 3 に示す数値以下とするものとする。なお、建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、面積に関わらず建築物の高さに含めるものとする（ただし、屋上突出物は含めない。）。また、計画図 4 の 3 に示す斜線のかかる区域における建築物においては、建築物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さで計画図 4 の 3 に示す数値以下とするものとする。

ただし、この規定の施行の際、現に建築物が存する敷地において、同種の用途に供する建築物を建てる場合であり、山手地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

### (4) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 4 の 4 に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）又は横浜市文化財保護条例（昭和 62 年条例第 53 号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
- イ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定によって指定された景観重要建造物
- ウ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年条例第 2 号）の規定によって指定された特定景観形成歴史的建造物
- エ 歴史を生かしたまちづくり要綱（昭和 63 年都令第 214 号）によって認定又は登録された歴史的建造物
- オ 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの
- カ 公共用歩廊
- キ 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
- ク 壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの

### 第3 景観重要建造物の指定の方針

山手地区は、旧外国人居留地としての歴史性を象徴する建造物や住宅・文教地区を形成する文化資源などにより、歴史ある街並みが継承されている。

このような歴史や文化を感じられる都市景観を構成している次のような建造物を指定する。

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 異国情緒を感じさせる建造物
- (3) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (4) 山手地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

### 第4 景観重要樹木の指定の方針

山手地区は、公園、斜面緑地、宅地内などの豊かな緑に囲まれている。地区全域に点在している大木及び古木は、街の景観を特徴づける貴重な存在であり、長い年月をかけて形成された歴史と文化のある街並みと共存し、山手地区の街並みの形成に欠かせないものとなっている。

このような山手地区の景観を形成している次のような樹木を指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 山手地区の歴史を伝える樹木
- (4) 山手地区の特徴的な街並みを構成する樹木

## 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

山手地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。

### 1 山手地区全域の制限

屋外広告物は、計画図4の2に示す「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、「眺望の視点場」から見通すことができないなど、「眺望の視点場」からの景観を阻害しないと市長が認めた場合は、この限りでない。

### 2 地区別の制限

#### (1) 山手町特定地区

ア 屋上看板は、設置することができない。

イ 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等の表示、又は掲出する物件の設置に限り、設置等できるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (イ) 営造物、施設、記念物等の由来等を説明する広告物等
- (ロ) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置等する広告物等
- (ハ) 宣伝、集会、行事、催物等のために一時的に設置等する広告物等
- (ニ) 電柱又は消火栓標識を利用する広告物等で、表示面積が1㎡以下の広告物等

#### (2) 元町特定地区

屋上看板は、設置することができない。

#### (3) 石川町準特定地区

屋上看板は、設置することができない。

## 第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図4の5に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

### 1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めのあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一されているもの若しくは山手地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

#### (1) 山手本通り

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- エ 山手本通りの旧横浜市電の敷石を石畳として再利用してきた歴史を踏まえ、歩道の舗装は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みと調和するものとする。

#### (2) 谷戸坂

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- エ 歩道の舗装は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みと調和するものとする。



## 2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

### (1) 港の見える丘公園（ブラフ 99 ガーデン・税関跡地含む）

- ア 公園内の設備及び施設などは、山手の丘の顔となる歴史ある公園としてふさわしいものとし、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の植栽は、港や市街地への眺望に対して配慮した配置とする。
- エ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- オ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

### (2) 元町公園

- ア 公園内の設備及び施設などは、豊かな緑や歴史的な建造物などと調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

### (3) 山手公園

- ア 公園内の設備及び施設などは、国内初の洋式公園として整備された歴史を継承し、歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。特に、日本で初めて植えられたヒマラヤスギを保全していくものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

### (4) アメリカ山公園

- ア 公園内の設備及び施設などは、港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内のブラフ積などの土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

## (5) 山手イタリア山庭園

- ア 公園内の設備及び施設などは、格調高いデザインの庭園や歴史的な建造物などと調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

## 第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図4の5に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

### 1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

#### (1) 山手本通り

- ア 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、山手地区の歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山手地区の歴史的な街並みに調和するものとする。
- ウ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）を基調とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - (ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
  - (イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

#### (2) 谷戸坂

- ア 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、山手地区の歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山手地区の歴史ある街並みに調和するものとする。
- ウ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）を基調とする。ただし、次の

いずれかに該当するものは、この限りでない。

- (ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
- (イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

## 2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外壁の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

### (1) 港の見える丘公園（ブラフ 99 ガーデン・税関跡地含む）

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、山手の丘の顔となる歴史ある公園としてふさわしいものとし、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
  - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
  - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

### (2) 元町公園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、豊かな緑や歴史的な建造物と調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
  - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
  - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

### (3) 山手公園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、国内初の洋式公園として整備された歴史を継承した形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
  - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
  - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

### (4) アメリカ山公園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
  - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
  - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(5) 山手イタリア山庭園

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、格調高いデザインの庭園や歴史的な建造物などと調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。

イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。

(ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの

(イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

計画図4の1

横浜市景観計画(山手地区)

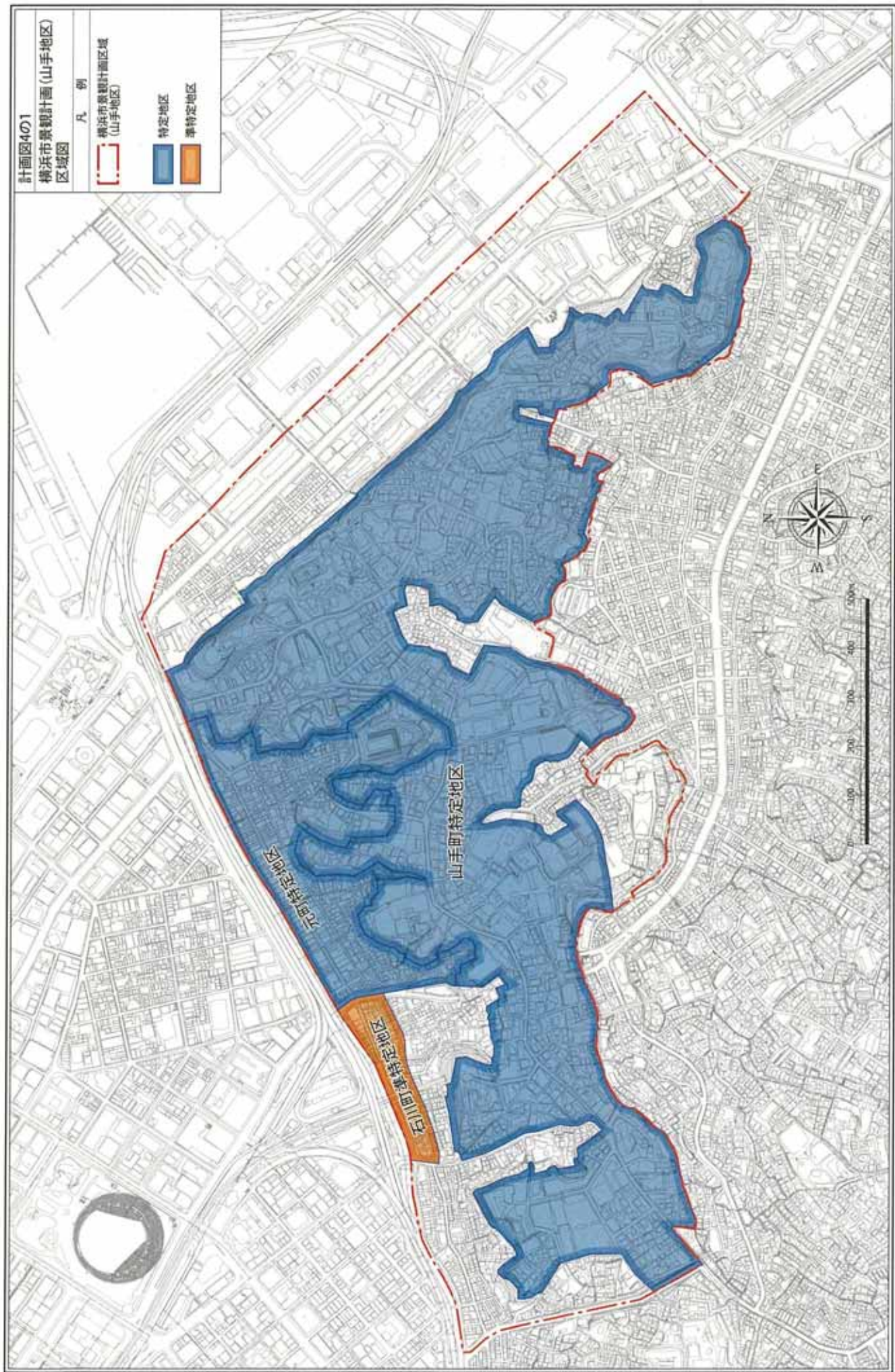
区域図

凡 例

横浜市景観計画区域  
(山手地区)

特定地区

準特定地区



区町区特定地区

山手町特定地区

区町区特定地区

計画図402

眺望景観

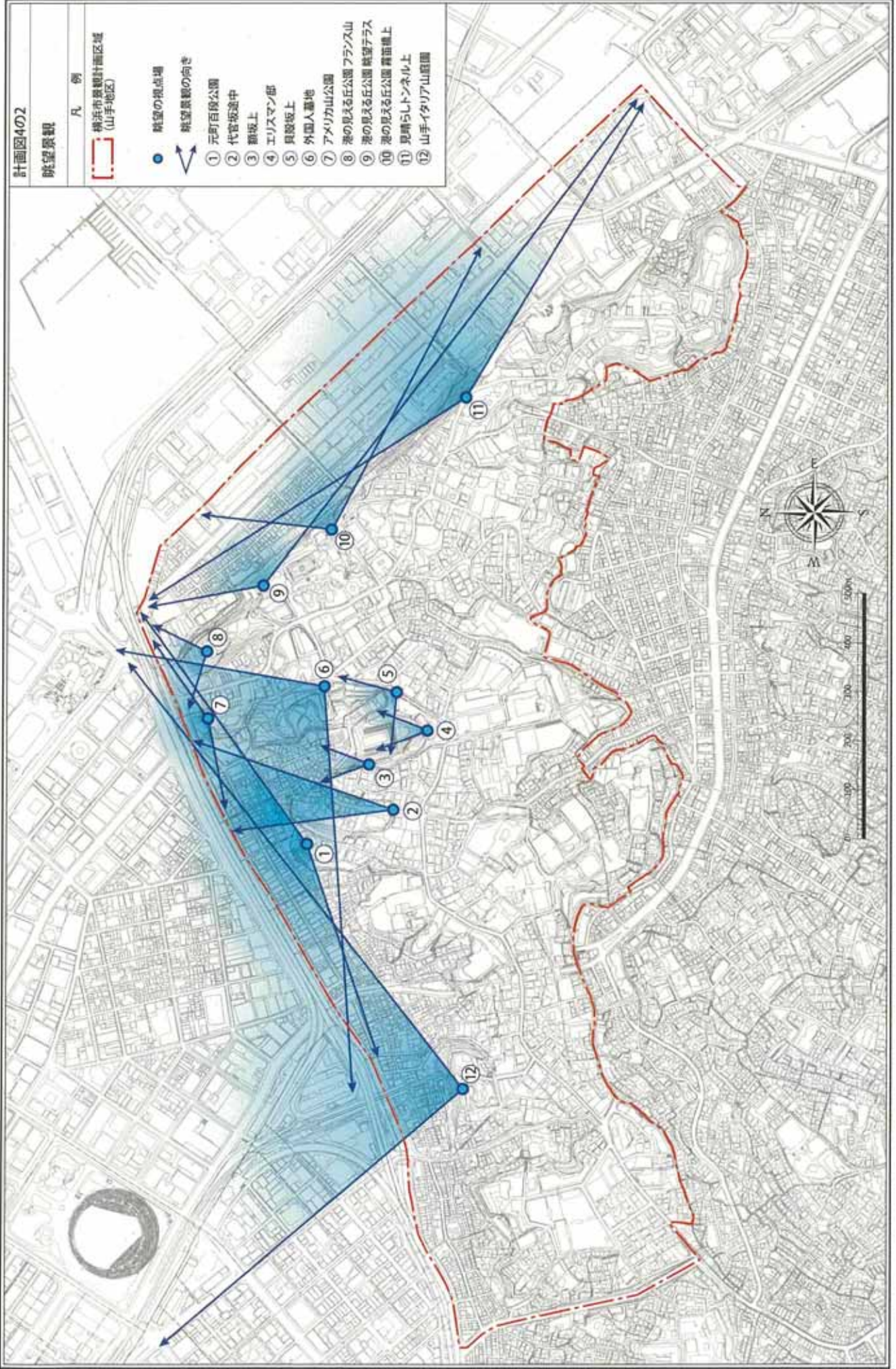
凡 例

■ 横浜市長観計画区域  
(山手地区)

● 眺望の拠点場所

➤ 眺望景観の向き

- ① 元町百段公園
- ② 代官坂途中
- ③ 新坂上
- ④ エリスマン邸
- ⑤ 貝塚坂上
- ⑥ 外国人墓地
- ⑦ アメリカ山公園
- ⑧ 港の見える丘公園 フランス山
- ⑨ 港の見える丘公園 眺望テラス
- ⑩ 港の見える丘公園 青面橋上
- ⑪ 見晴らしトンネル上
- ⑫ 山手イタリア山公園



計画図403

建築物の最高高さ

凡 例

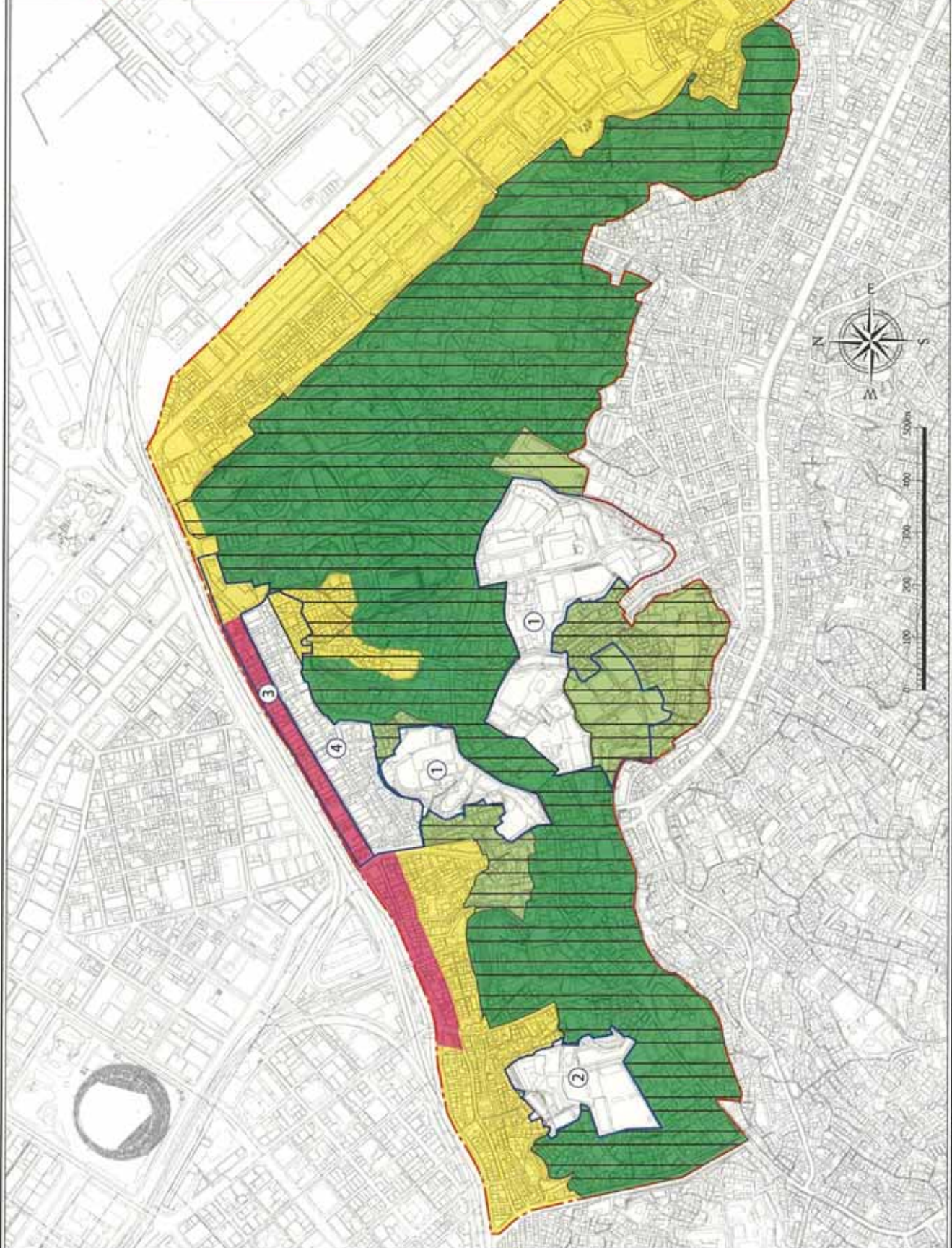
横浜市景観計画区域  
(山手地区)

- 10m以下
- 15m以下
- 20m以下
- 25m以下  
(屋上部分は31m以下)

地区計画

- ① 山手町地区地区計画
- ② 山手町西側文教地区地区計画
- ③ 元町地区地区計画
- ④ 元町片瀬り浜並み集積地区地区計画

建築物の最高高さを  
建築物が周囲の地面と  
接する最も低い位置から  
高とする区域



計画図404

壁面位置の指定

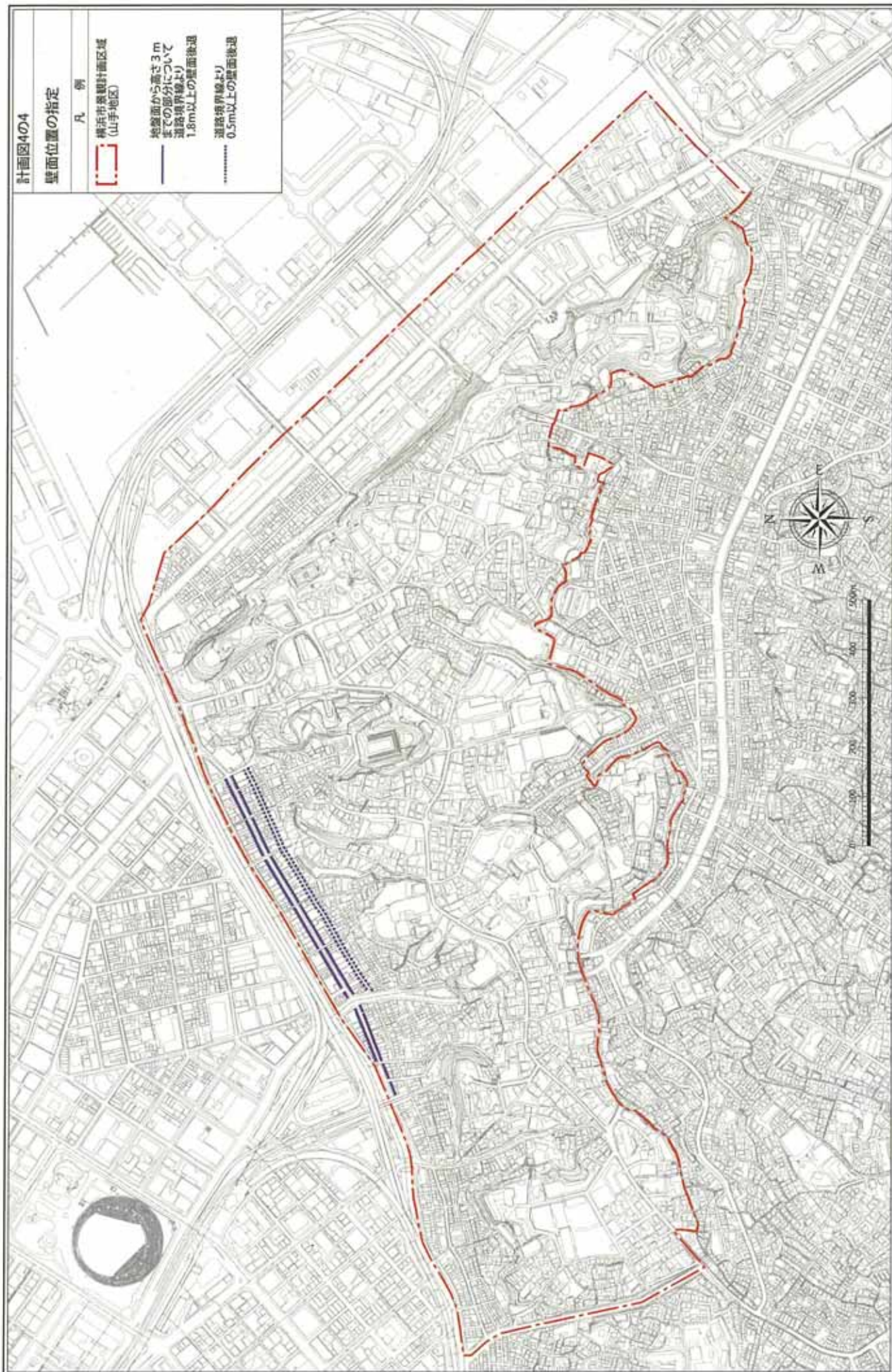
凡 例

■ 横浜市景観計画区域  
(山手地区)

— 地盤面から高さ3m  
までの部分について  
道路境界線より

----- 1.8m以上の壁面後退

..... 道路境界線より  
0.5m以上の壁面後退





計画図Aの5

景観重要公共施設

凡 例

横浜市景観計画区域  
(山手地区)

景観重要都市公園

① 池の見える丘公園

② アメリカ山公園

③ 元町公園

④ 山手公園

⑤ 山手イタリア山公園

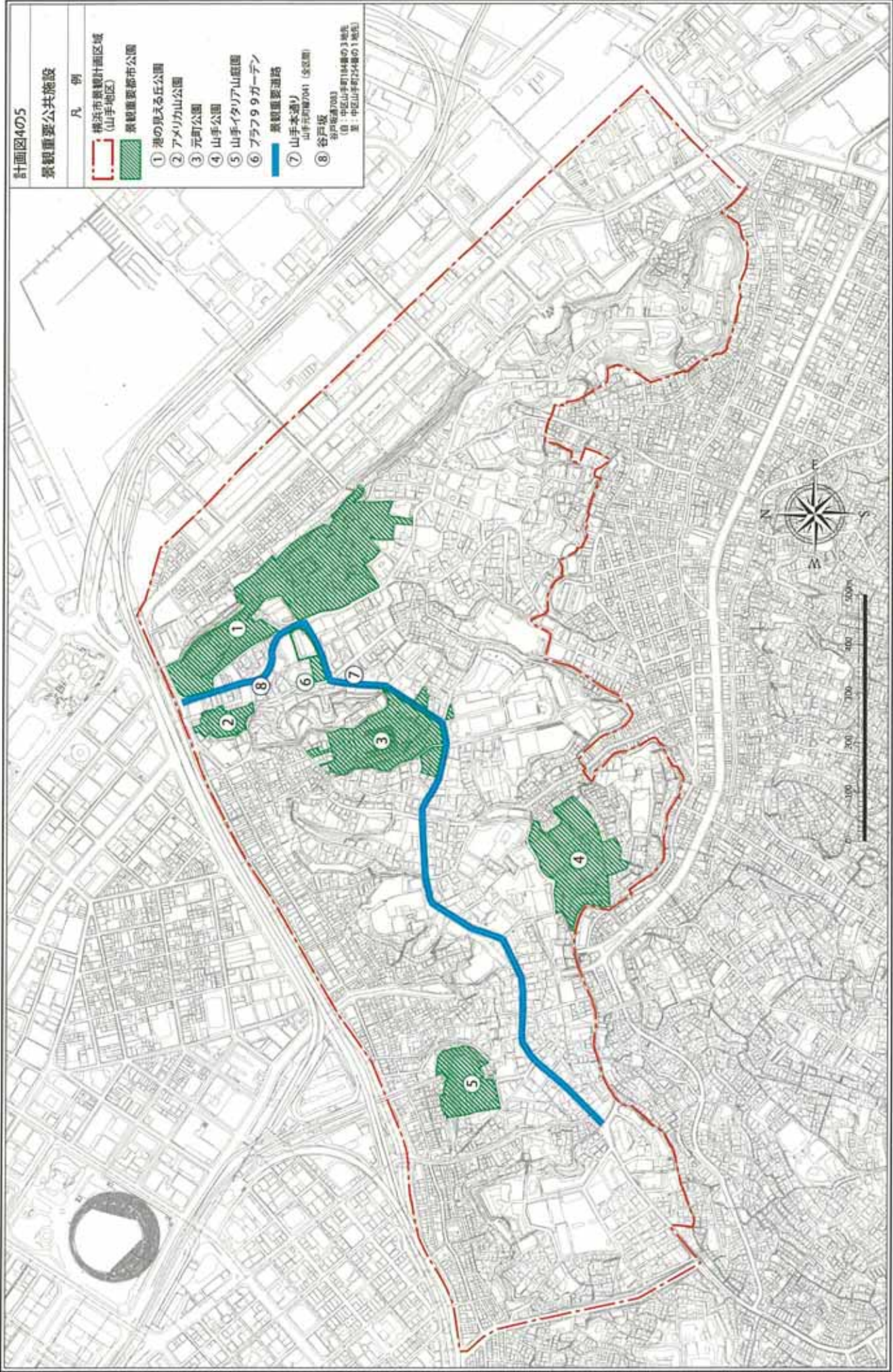
⑥ プラザ99ガーデン

景観重要道路

⑦ 山手本通り  
山手町1041 (5区画)

⑧ 谷戸坂  
谷戸坂通7083  
山手町1041 (5区画)

注：中区山手町1041番の3地区  
重：中区山手町24番の1地区



# 関内地区都市景観協議地区

(変更の案)

令和3年6月 横浜市都市整備局

# 目次

<b>第1</b>	<b>都市景観協議地区の名称</b>	p1
<b>第2</b>	<b>都市景観協議地区の位置及び区域</b>	p1
<b>第3</b>	<b>魅力ある都市景観を創造するための方針</b>	p1
1	関内地区全域の方針	
2	地区別の方針	
<b>第4</b>	<b>都市景観形成行為</b>	p3
<b>第5</b>	<b>特定都市景観形成行為</b>	p3
<b>第6</b>	<b>行為指針</b>	p4
1	関内地区全域の行為指針	
2	地区別の行為指針	p8
	(1) 山下町特定地区	p8
	(2) 馬車道周辺特定地区	p10
	(3) 日本大通り特定地区	p11
	(4) 関内駅前特定地区	p11
	(5) 北仲通り北特定地区	p11
	(6) 北仲通り南特定地区	p15
	(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区	p16
	(8) 海岸通り準特定地区	p16
	(9) 関内中央準特定地区	p16
	(10) 吉浜町周辺準特定地区	p16
	(11) 関内西準特定地区	p17

## 第1 都市景観協議地区の名称

関内地区都市景観協議地区

## 第2 都市景観協議地区の位置及び区域

都市景観協議地区図に示す区域とする。

## 第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

### 1 関内地区全域の方針

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。

- I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る
- II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る
- III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る
- IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る

### 2 地区別の方針

関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

#### (1) 山下町特定地区

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。

#### (2) 馬車道周辺特定地区

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成する。

#### (3) 日本大通り特定地区

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成

し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化機能の集積を推進する。

#### (4) 関内駅前特定地区

開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。

#### (5) 北仲通り北特定地区

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成するため、次の事項の実現を図る。

ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を活かし、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。

イ 関内地区とみなとみらい21地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。

ウ タウンマネージメントを通し、環境への配慮や、賑わいの創出など持続的な都心臨海部の魅力づくりを図る。

#### (6) 北仲通り南特定地区

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

#### (7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋埠頭の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。

#### (8) 海岸通り準特定地区

港町として栄えた歴史を伝える歴史的建造物と調和した落ち着いた景観を形成する。

#### (9) 関内中央準特定地区

関内地区の中央付近に位置し、小規模な飲食店等が連なる現在の賑わいや街並みを伸長し、他の地区にはない個性的な街並みを形成する。

#### (10) 吉浜町周辺準特定地区

関内地区の玄関口としての魅力ある景観を創出し、山手の丘などからの魅力ある眺望景観を形成する。

#### (11) 関内西準特定地区

活気と賑わいのある景観を創出し、大岡川と調和した街並みを形成する。

#### (12) 山下公園

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生かし、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

#### (13) 横浜公園

開港当時からの歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

#### 第4 都市景観形成行為

次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (5) 屋上看板、壁面看板、そで看板又は広告塔及び広告板の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件（自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件で、表示面積の合計が10平方メートル（景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画のうち、関内地区において、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項について、別に面積（10平方メートル未満に限る。）を定めている場合は、当該面積）以内のものを除く。）の設置

#### 第5 特定都市景観形成行為

次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。

- (1) 高さが45mを超える建築物の新築又は移転
- (2) 建築物の高さが45mを超える部分の増築又は改築（外観の変更を伴わないものは除く。）若しくは外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が建築物全体の見付面積の過半のもの
- (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が工作物全体の見付面積の過半のもの

## 第6 行為指針

### 1 関内地区全域の行為指針

#### (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。

##### ア ゆとりある歩行者空間の創出

(ア) 壁面後退が規定されている敷地では、ゆとりある歩行者空間を創出するため、歩道状空地を設ける。

(イ) 交差点に接する角地においては、ゆとりある歩行者空間を整備する。

##### イ 歩行者空間のしつらえの工夫

(ア) 歩道状空地の隣地境界部では連続性を確保する。

(イ) 歩道状空地を歩道等と一体に利用できるしつらえにする。

(ウ) 歩道状空地を歩道と一体的にデザインする。

#### (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。

##### ア 都市景観協議地区図に示す「歩行者ネットワーク街路」に面する建築物における、低層部のしつらえの工夫による賑わいの創出

(ア) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部や空地には、通りの賑わいを創出するため、楽しい活動や多様な機能を配置する。特に「商業のネットワーク街路」に面する敷地の場合は、積極的に賑わいを形成する。

(イ) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部に楽しい活動や多様な機能を配置する場合は、室内の様子がうかがえる形態意匠にする。

(ウ) 建築物の前面の空間が魅力的に利用されるよう、低層部と外構をデザインする。

##### イ 「歩行者ネットワーク街路」に面する敷地における、特に配慮が必要な要素の配置やデザインの工夫

(ア) 住宅用途を設ける場合は、通りの賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

(イ) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう配置、デザインを工夫する。

(ウ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

(エ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないように配置、デザインする。

#### (3) 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する。

##### ア 誰でも気軽に利用できる場の提供

(ア) 交差点に接する角地には、ゆとりある空間を創出し、低層部や外構をデザインする。

(イ) 街角には休み、憩える場を創出する。

(ウ) 歴史的建造物や港などを望める位置には、憩える場を創出する。

(エ) 屋内外の広場状空地には、モニュメントなどを展示する。

##### イ 敷地内での新しい回遊ルートの創出

敷地内や屋内に、通り抜けができる敷地内空地を創出し、新しい回遊ルートを創造する。

ウ バス停などの付近におけるゆとりある空間の創出

バス停や鉄道駅付近の敷地には、広場状空地を整備し、ゆとりある空間を創出する。

**(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。**

ア 敷地内の緑化

(ア) 街路樹などの公共空間の緑を補完し、多様なスケールの緑を創出する。

(イ) 通りの演出として、店先や壁面、屋上の緑化を心がける。

イ 水際の親水性の向上

都市景観協議地区図に示す「水際の親水性が求められる部分」では、親水性が向上するよう工夫する。

**(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。**

ア 関内地区らしい街並みの継承による親密な空間の創出

(ア) 街並みの連続性を創出するよう、建築物の31m以下の部分のデザインを工夫する。

(イ) 歩行者が親しみを有する空間を創出するため、建築物の低層部と中低層部のファサードを分節する。

(ウ) 関内地区の街並みに調和する色彩を用いる。

(エ) 関内地区らしい街並みを維持・創出するため、既存の建築物をリフォームして使い続ける。

(オ) 壁面に取り付ける照明器具は、適度な光量にし、落ち着いた照明になるよう工夫する。

イ 親密な空間の創出

(ア) 日よけなどの備品の設置により、親密な空間を創出する。

(イ) 多様な種類の植栽方法により、憩いの空間を創出する。

ウ 賑わいの連続性の創出

(ア) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう配置、デザインを工夫する。

(イ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

(ウ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないよう、配置、デザインを工夫する。

(エ) 建築物の低層部には、通りに賑わいを創出するよう、楽しい活動や多様な機能を配置する。

(オ) 建築物の低層部に商業用途を設ける場合は、室内の様子がかがえるよう、デザインを工夫する。

(カ) 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。

エ 関内地区にふさわしい共同住宅の創出

(ア) 住宅用途を設ける場合は、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。

(イ) 住宅用途を設ける場合は、賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

(ウ) 高さが31mを超える住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。

オ 都市景観協議地区図に示す歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出

(ア) 眺望対象への見通しを阻害しないよう建築物や工作物、植栽等を配置する。

(イ) 眺望対象が引き立つような建築物のデザインにする。



- (ウ) 夜間の見通しを演出する。
- (エ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、屋外広告物のデザインを工夫する。
- (オ) 歴史的建造物や港への見通しを楽しめるよう、本町通りの交差点付近の空間を創出する。
- (カ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、街路や公園等の公共空間のデザインを工夫する。

**(6) ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす。**

**ア 歴史的建造物の保全活用**

歴史的建造物や土木遺構を保全し活用する。

**イ 歴史的建造物を引き立たせる工夫**

- (ア) 歴史的建造物の敷地内に増築する場合は、歴史的建造物が引き立つよう、デザインを工夫する。
- (イ) 都市景観協議地区図に示す「歴史的景観の形成を目指す部分」の建築物のデザインは、歴史的建造物と調和させる。
- (ウ) 歴史的建造物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。

**ウ 開港の歴史の発信**

敷地の持つ歴史や物語を表現する。

**(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。**

**ア 高さ31mを超える建築物等による歩行者への圧迫感の軽減**

街並みにおける建築物等の圧迫感を軽減するため、分節化するなど建築物等の高層部のデザインを工夫する。

**イ 高さ31mを超える建築物等による眺望景観の演出**

- (ア) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの眺望を保全・創造するよう、建築物等を配置する。
- (イ) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、建築物等の頭頂部のデザインを工夫する。
- (ウ) 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。
- (エ) 隣接する地区やゾーンとの高さ制限の差が大きい敷地においては、建築物等の当該高低差となる部分は、周辺の街並みに調和するよう配慮する。
- (オ) 高さが31mを超える中層、高層の住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。

**(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。**

**ア 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出**

- (ア) 眺望景観の魅力を高めるよう、建築物等の壁面の向きや幅、形態、色彩等のデザインを工夫する。
- (イ) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。
- (ウ) 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。
- (エ) 秩序ある広告景観を創出する。

イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出

- (ア) 前景エリアの建築物等は、「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象を望めるよう、デザインを工夫する。
- (イ) 前景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。
- (ウ) 前景エリアの建築物等は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和するデザインにする。
- (エ) 後景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。
- (オ) 後景エリアの建築物等は、眺望対象が引き立つよう、デザインを工夫する。
- (カ) 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な眺望を形成するよう秩序ある広告景観を形成する。

(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。

ア 文化芸術創造活動の奨励

- (ア) 新たな用途を誘導したり、新しい空間価値を創造する。
- (イ) 文化芸術創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。

イ 地区や通りごとの個性の創出

- (ア) 地区や通りごとに独自の景観を創造する。
- (イ) 地区や通りごとに独自の景観を創り出す活動を行う。

ウ 夜間景観の形成

- (ア) 不快な照明環境を創出しない。
- (イ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観を魅力的に演出する。
- (ウ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観が魅力的になるよう、屋外広告物の照明をデザインする。
- (エ) 夜間の横浜三塔への眺望景観を魅力的に演出する。
- (オ) 落ち着きのある夜間の街路景観を演出する。
- (カ) ライトアップを実施している周囲では、ライトアップと調和した照明環境を創出する。
- (キ) 夜間の賑わいを創出するよう、室内から漏れる光を意識して、ファサードのデザインを工夫する。
- (ク) 歩く楽しさを感じられる配置や配光にする。
- (ケ) 広場状空地の特徴に応じて夜間照明のデザインを工夫する。
- (コ) 水際の夜間景観を演出する。
- (サ) 自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮し、照明は最小限にする。
- (シ) 地上駐車場には、落ち着いた照明を用いる。
- (ス) 夜間の広告景観を演出する。

(10) 秩序ある広告景観を形成する。

ア 良好な景観、落ち着きのある街並みの創出

- (ア) 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。
- (イ) 大きな音を出すなど、まちの雰囲気を変えないようにする。

イ 魅力ある広告景観の創出

- 質の高い広告景観を創造する。

## 2 地区別の行為指針

関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。

### (1) 山下町特定地区

#### ア 山下公園通りゾーン

- (ア) 山下公園通りの個性であるレンガ調や御影石調などの重厚感のある街並みと、イチョウ並木に沿ったゆとりと品格のある空間を形成する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (イ) 集客性、公共性の高い機能の集積を図り、地区の格調を高め活力と賑わいを創出する観光・文化、商業・業務の機能の導入を推進し、歴史的な街並みにふさわしい賑わいを創出する。
- (ウ) 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- (エ) 山下公園通りは、山下公園や港、歴史ある格調高い街並み、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。
- (オ) 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (カ) 屋外広告物は、山下公園通りの歴史的景観を考慮し、山下公園から見た景観や通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、山下公園通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、形態意匠に十分配慮したものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、形態意匠にする。

#### イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン

- (ア) 公共性の高い機能が集積する山下公園通りと、業務機能の集積を図る本町通り、歴史的な風格のある日本大通りなど特徴的な通りの間をつなぐゾーンとして、飲食店や専門店等を備えた機能の導入を推進し、人々の滞留・回遊と賑わいを創出する。
- (イ) 敷地割が小さく路地的な雰囲気をかもし出す特徴を伸長し、道路空間を十分に活用した空間整備を図り、親密で賑わいのある街並みを形成する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (ウ) 中層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- (エ) 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (オ) 屋外広告は、当該ゾーンが山下公園通りゾーンに接するため、山下公園通りからの景観に配慮し、かつ、水町通り又は海岸教会通りの幅員規模や街並みに調和した規模、位置、デザインにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

## ウ 本町通りゾーン

- (ア) 関内地区の横方向の主軸として、歩道状空地や広場状空地を多く配置し、建築物の低層部にゆとりと賑わいのある空間と中低層、中層の建築物が連続した街並みを創出する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (イ) 官公庁や事務所が多く立地する日本大通りとの結びつきを強めるため、事務所機能を充実させる。また、建築物の低層部を中心に商業・観光、文化芸術創造機能を強化する。
- (ウ) 港や山下公園へ抜ける「見通し景観」を演出し、水辺を身近に感じられる潤いのある環境を創出する。
- (エ) 中層、高層の建築物は、港や山手の丘からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。
- (オ) 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (カ) 屋外広告物は、関内地区の軸線となる本町通りの魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

## エ 中華街中央ゾーン

- (ア) 横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が多く立ち並び、他の地域にはない異文化交流を体験でき、鮮烈な色彩や躍動感のある意匠の見られる独特の活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (イ) 都市景観協議地区図に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、個性的で賑わいの溢れる機能の連続と集積を継承する。
- (ウ) 中層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (エ) 屋外広告は、中華街中央ゾーンの魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

## オ 中華街北辺ゾーン

- (ア) 強烈な個性と活気のある中華街中央ゾーンの街並みと融和し、路地的な雰囲気と賑わいの連続性を創出する。
- (イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (ウ) 中層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (エ) 屋外広告は、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図るものにする。

## カ 中華街南辺ゾーン

- (ア) 中華街中央ゾーンや元町の街並みと融和し、石川町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、連続した賑わいを創出する。
- (イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が

- 立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (ウ) 堀川や元町との関わりを強め、それらとの結節点としての役割を担うゾーンとして、空間を形成する。
- (エ) 中層の建築物は、山手の丘や堀川の対岸からの品格のある眺望景観を創出する。
- (オ) 屋外広告物は、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

## キ 大さん橋通りゾーン

- (ア) 横浜公園や日本大通り特定地区に面するゾーンとして、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。
- (イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を備えた街並みを形成する。
- (ウ) 中層の建築物は、横浜公園や日本大通り特定地区、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (エ) 屋外広告物は、横浜公園及び日本大通り特定地区の景観と調和した落ち着いたものにし、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

## (2) 馬車道周辺特定地区

- ア 馬車道周辺特定地区の歴史的・文化的資源を大切にし、赤レンガをイメージする茶系や、白系、黒系を基調にした個性的で魅力ある街並みを形成する。
- イ 開港の歴史・文化を大切にするとともに 賑わいのある、人に優しいまちを創る。
- ウ 馬車道沿いの建築物の1・2階部分（その他の道路沿いでは1階部分）は、物販、飲食、サービス店舗等の賑わいのある機能の導入を推進する。業務型店舗（例として銀行、証券・保険会社など）、一般事務所及び住宅の機能は、馬車道沿いでは3階以上、その他の道路沿いでは2階以上に設ける。
- エ 歴史的・文化的資源を擁する馬車道周辺特定地区の街並みにふさわしくない機能の立地は避ける。（例として工場、流通倉庫、ガソリンスタンド、ワンルームマンション、風俗営業等の施設など）
- オ 文化芸術創造関連の機能の集積を図り、新たな文化を発信する。
- カ 中層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- キ 馬車道では、馬車道の個性を生かし、質の高い商店街にふさわしいゆとりある歩行者空間を有する街路空間を形成する。
- ク 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- キ 屋外広告物は、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和するよう工夫するものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限にしたデザインにするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

### (3) 日本大通り特定地区

- ア 広幅員の街路とイチョウ並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される横浜を代表する格調の高い空間と、御影石やスクラッチタイルを基調にした歴史的景観に調和した街並みを形成する。また、開港広場や海岸教会に面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- イ 日本大通り沿いでは、ゆとりある街路空間と港への開放的な通景空間を形成する。
- ウ 日本大通り特定地区の格調及び来街者の利便性を高める業務機能や観光・文化機能の導入を推進し、賑わいのある街並みを形成する。特に事務所、店舗、劇場、博物館、美術館、図書館、大学等の機能を積極的に導入する。
- エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- オ 日本大通りでは、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みと、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。
- カ 屋外広告物は、日本大通り特定地区の歴史的景観を考慮し、港から見た景観や日本大通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、日本大通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、デザインに十分配慮したものにする。また、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

### (4) 関内駅前特定地区

- ア 周囲の街並みと調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格や、商業機能等による活気と賑わいのある空間を形成する。
- イ 大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間を形成する。
- ウ 関内駅前特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。
- エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- オ 関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とゆとりある街路空間を形成する。
- カ 屋外広告物は、関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。

### (5) 北仲通り北特定地区

- ア 港町の歴史を伝える歴史的建造物を保全活用し、それらと調和する新しい街並みの創出
  - (ア) 生糸の物流拠点として重要な役割を果たしていた倉庫群の歴史的価値を継承するため、次の工夫をする。
    - a 帝蚕事務所ビルの保全や、帝蚕倉庫B号棟の保全又は概ね同位置への帝蚕倉庫C号棟の曳屋などにより保全し、活用する。
    - b 概ね帝蚕倉庫B号棟及び帝蚕倉庫C号棟に囲まれた位置において、かつての倉庫群の歴史を伝える空間を創出する。

- c 帝蚕倉庫B号棟及び帝蚕倉庫C号棟に囲まれた空間に面する建築物の外壁は、同C号棟の外壁のレンガ柱の幅及びスパンの位置や、レンガ柱上部のオーナメント、コーニスなどについて復元を行い、復元するレンガ柱には、帝蚕倉庫のレンガの積極的な活用を図る。
- d 帝蚕倉庫C号棟の外壁の復元部分の上部に大屋根を設けるなど、当該復元部分と、超高層部分などの他の部分との明確な区分となる工夫をする。

(イ) 歴史的建造物の価値を継承するため、次の工夫をする。

- a 水際線にある歴史的護岸の復元など、港に隣接し発展した当地区の歴史を継承する。
- b 万国橋ビルのファサード等の復元など、馬車道から連続する万国橋通りの歴史を継承する。
- c 試験灯台の復元や、灯台設計者のRHブラントン (Richard Henry Brunton) を顕彰する機能の導入、産業遺構である荷揚げクレーンの保全活用など、港にゆかりのある歴史を継承する。

(ウ) 歴史的な造形や意匠を用いてデザインする場合は、忠実に復元を行う。

イ ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出

(ア) 誰もが自由に利用できる、多様な魅力を持った空間を創出する。

- a 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、多様な魅力を持つ連続した歩行者空間を形成する。
- b 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、スロープや点字ブロックなど、だれもが安心して通行できるようユニバーサルデザインに配慮した空間とし、質の高い統一感のあるデザインとする。
- c 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」は、歩行者の賑わいをもたらすゆとりある幅員の確保や、海への見通しの工夫など、地区を代表する歩行者空間にふさわしい設えとする。
- d 「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」に設ける案内サインは、馬車道駅や、都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」、周辺市街地などを結ぶ、来街者の円滑な回遊を促す質の高い統一感のあるデザインとする。
- e 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」の舗装、手すり、サイン、ベンチ等は、地区全体の歴史的景観と調和した質の高い統一感のあるデザインとする。
- f 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区補助ネットワーク街路」の位置にある、建築物の水際線沿いの低層部に、小径などを設け、界隈性を演出する。
- g 駐車場への出入口等、歩道を車両が横切る部分については、デッキの設置やその他の方法により、歩行者が安心して通行できる空間とし、街並みや賑わいの連続性を阻害しない工夫をする。
- h 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」及びこれに接続する広場には、ベンチ等を設け、憩い、くつろげる空間とする。
- i 都市景観協議地区図に示す「広場」等は、地区にふさわしい個性のある設えとする。
- j 帝蚕倉庫B号棟、帝蚕倉庫C号棟、帝蚕事務所ビル等に囲まれた位置に設ける広場は、歴史的な雰囲気を感じられるデザインとする。

(イ) 水際線沿いや歩行者ネットワーク沿いに、賑わいが連続する個性的で魅力ある街並みを形成する。

- a 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の2階以下の部分には、商業・業務など都心地区にふさわしい機能を導入し、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- b 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の1階の部分には、来街者による賑わいを形成する店舗等を配置し、水際線に人がにじみ出てくる形態意匠とする。
- c 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」に面する建築物の2階以下の部分に業務・商業など都心地区にふさわしい機能を導入し、賑わいを連続的に創出する形態意匠とする。

(ウ) 水際線にそって、地区の歴史性を尊重した、賑わいと潤いのある中低層の街並み空間を創出する。

- a 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物は、アルコーブや路地的な立体通路の設置など、概ね水平方向に30mごとに分節することにより、凹凸のあるリズムカルな水際景観を創出し、ヒューマンスケールを大切にした歩行者空間を形成する。
- b 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物のファサードは、垂直方向に以下の三層構成による分節をし、港や歴史をひきたたせる街並みを形成する。
  - (a) 建築物の1階の部分は、レンガや石材又はこれらの質感を持つ素材等とガラスを併せた、歴史性を尊重しながらも開放性の高いデザインとする。
  - (b) 最上階付近の階は、壁面位置の一部後退やガラス等の素材を中心とした軽快かつ現代的な意匠への切り替えなど、圧迫感を緩和させるデザインとする。
  - (c) その他の階は、レンガや石材又はこれらの質感をもつ素材を基調としたデザインとする。
- c 都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の頭頂部は、現代的なデザインとし、都市景観協議地区図に示す「北仲り通北地区歩行者ネットワーク」や「広場」等から屋上設備が見えないよう工夫する。

(エ) 万国橋通り、栄本町線に沿って、関内の歴史を感じさせる街路沿いの連続性ある街並み空間を形成する。

- a 万国橋通りに面する建築物は、概ね高さ21mの位置で分節化し、旧生糸検査所及び万国橋ビルと連続した街並みの形成を図る。
- b 栄本町線に面する建築物は、高さ15mから21mの位置で分節化し、旧生糸検査所や帝蚕事務所と連続した街並みの形成を図る。
- c 栄本町線、万国橋通りに面する建築物において、形態の分節を行った位置より下の部分は、レンガや石材又はこれらの質感を持つ素材を用い、旧生糸検査所や帝蚕事務所、万国橋ビル等との連続的な歴史的な街並みを形成する。



- d 栄本町線、万国橋通りに面する建築物において、形態の分節を行った位置より上の部分は、圧迫感を軽減するため、壁面後退や、ガラス等の軽い素材を用いるなど、低層部とのデザインを切り替える工夫をする。
- e 区画道路に面する建築物は、分節する高さの位置など万国橋通りや栄本町線の街並みとの連続性に配慮したデザインとする。
- f 区画道路に面する建築物の低層部又は低層棟は、それぞれ栄本町線及び万国橋通りに面する建築物の低層部と連続した街並みの形成に配慮した素材や色彩等とする。
- g 栄本町線、万国橋通りに面する建築物の低層部又は低層棟の頭頂部は、歴史的な建造物と明確に区分できるようにデザインを切り替え、都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」から、屋上設備が見えないよう工夫する。

(オ) 都市景観協議地区図に示す「見通し景観線」は、みなとみらい21地区や港への見通しの確保など、奥行きのある都市景観を形成する。

ウ 魅力と品格のある眺望景観の形成を図る。

(ア) 群としてまとまりのある眺望景観を形成するデザインとする。

- a 高さ45mを超える建築物の部分（超高層部分）は、都市景観協議地区図に示す「超高層部分建築範囲」内とし、40m以上の適切な隣棟間隔を保った、まとまりのある超高層棟群の眺望景観となるよう工夫する。
- b 万国橋通り、栄本町線、都市景観協議地区図に示す「水際線のネットワーク街路」に面する超高層部分には、高さ31m以下の基壇部などを設け、圧迫感を軽減の工夫をする。
- c 超高層部分の外壁は、次のような色彩、素材等とし、まとまりある眺望景観を形成する。
  - (a) 外壁の基調として、空に溶け込むような明るい黄系や黄赤系、明度7以上かつ彩度1以下の色彩のものや、ガラスの素材を用いて、圧迫感を軽減の工夫をする。
  - (b) 外壁に用いるアクセントカラーは、原則として、黄系又は黄赤系で、明度4以上かつ彩度6以下程度の過度な主張をしない色彩を用い、基調となる色彩にリズムや強弱が生まれるよう工夫する。

(イ) みなとみらい21地区の「横浜ランドマークタワー」を中心に広がるスカイラインを形成する。

- a 超高層部分はタワー状とし、「北仲通北再開発等促進地区地区計画」の計画図に示す視点場から、4棟の美しい調和を実現するなど、良好な眺望景観を形成する。
- b 超高層部分の超高層階部分には、港や内陸部など周囲の景観を楽しめるような工夫を行う。
- c 超高層部分の頭頂部は、屋上設備を遮へいするとともに、外壁の意匠を継承したり、軽快感のあるデザインに切り替えるなどの工夫を行う。

エ エリアマネジメントによる、地区の持続的な魅力づくり

(ア) 馬車道創造界隈の形成を推進するため、創造界隈産業の活性化に貢献する機能を適切に配置し、地区全体の魅力を創造する。

(イ) 専門的かつ客観的な意見を取り入れながらエリアマネジメント活動を行うことにより、

質の高い業務・商業や、住宅機能等、多様な機能により構成された都心地区にふさわしい魅力づくりと周辺の商店街と一体となった賑わい形成を図る。

オ 自然環境との調和を感じさせる景観の創出

(ア) 自然環境と調和した快適で潤いのある水辺空間を創出する。

a 護岸における豊かな生態系に配慮し、自然石の利用など自然を感じさせる水辺の景観を形成する。

(イ) 緑化による潤いのある街並みを形成する。

a 都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」は多様な緑化により、潤いのある歩行者空間を創出する。

b 青空駐車場や立体駐車場、車寄せ空間、駐車場に連絡するランプ等は、都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク街路」や公園、広場からの良好な景観を阻害しないよう、植栽等の工夫をする。

c 歩行者空間や、都市景観協議地区図に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」から望見できる広場、青空駐車場などは、高木緑化などの植栽を取り入れ、潤いのある空間とする。

d 栄本町線及び万国橋通りに面する敷地のうち、当該通りに接する部分の緑化は、既存の街路樹との連続性や歴史的建造物への見通し等の確保、超高層部分による圧迫感の軽減を図れるよう、樹種や緑化位置等を工夫する。

e 区画道路の歩道に面する敷地のうち、当該歩道に接する部分の緑化は、2列に植栽を施すなど緑豊かな空間を創出する。

f 屋上緑化などを積極的に行う。

カ 屋外広告物は、自動車又は都市景観協議地区図に示す大さん橋の「眺望の視点場」からの眺望景観を阻害しない、落ち着いた広告景観を形成する。

**(6) 北仲通り南特定地区**

ア ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。

イ 関内地区の歴史を伝える歴史的建造物に配慮した街並みを形成する。

ウ 建築物の高層部分は、周辺の環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

エ 屋外広告物は、自動車又は都市景観協議地区図に示す大さん橋の「眺望の視点場」から見た景観と調和したものにする。

### (7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

- ア 象の鼻周辺では開港の歴史を象徴した、象の鼻の波止場をシンボルとして、歴史を感じさせるゆとりある広場空間を形成する。
- イ 横浜港大さん橋国際客船ターミナルでは船のような揺れの質感を持った外観と調和した港空間を形成する。
- ウ 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- エ 屋外広告物は、都市景観協議地区図に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観に調和したものにする。

### (8) 海岸通り準特定地区

- ア 特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を活かし、港町の雰囲気を感じられる街並み、空間を形成する。
- イ 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- ウ 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- エ 屋外広告物は、都市景観協議地区図に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観や海岸通り沿いの景観と調和したものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

### (9) 関内中央準特定地区

- ア 馬車道周辺特定地区や日本大通り特定地区といった個性とは異なった独自の個性を育成し、特徴のある街並みを形成する。
- イ 横浜公園や日本大通り特定地区に面しては、これらの街並みに調和した落ち着いた街並みを形成する。
- ウ 港からの品格と魅力のある眺望景観を形成する。
- エ 都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- オ 屋外広告物は、秩序ある街路景観を形成するものにする。また、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

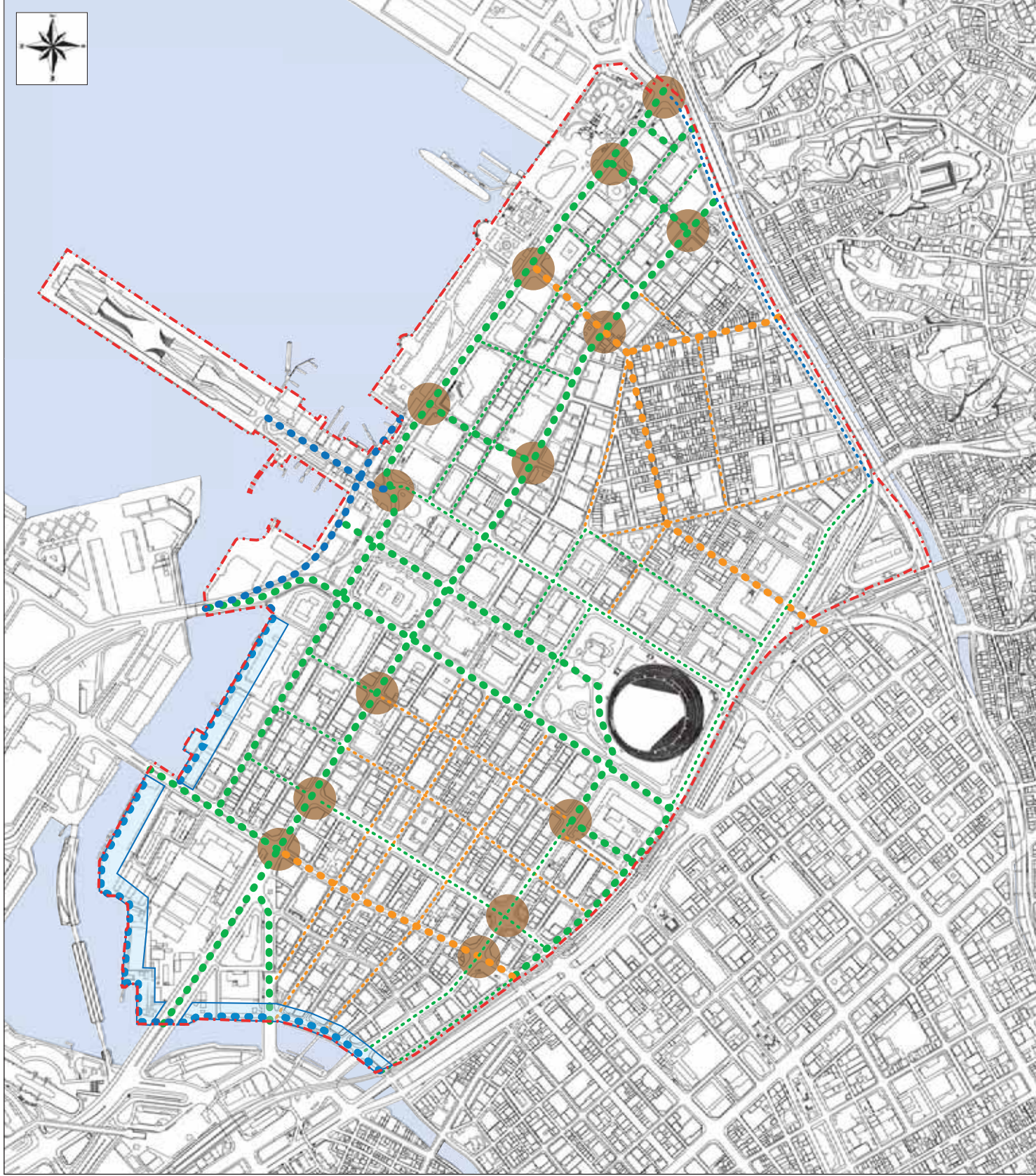
### (10) 吉浜町周辺準特定地区

- ア 山手の丘や堀川の対岸からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。
- イ 屋外広告物は、秩序ある街並みを形成するものにする。

### (11) 関内西準特定地区

- ア 馬車道周辺特定地区や北仲通り北特定地区、北仲通り南特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。
- イ 大岡川や桜木町との関わりを強め、それらとの結節点としての役割を担う地区として、空間を形成する。





関内地区都市景観協議地区



＜歩行者ネットワーク街路＞

関内地区の各エリアを結ぶ  
ネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)



商業のネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)



水際線のネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)



ゆとりある交差点の創出

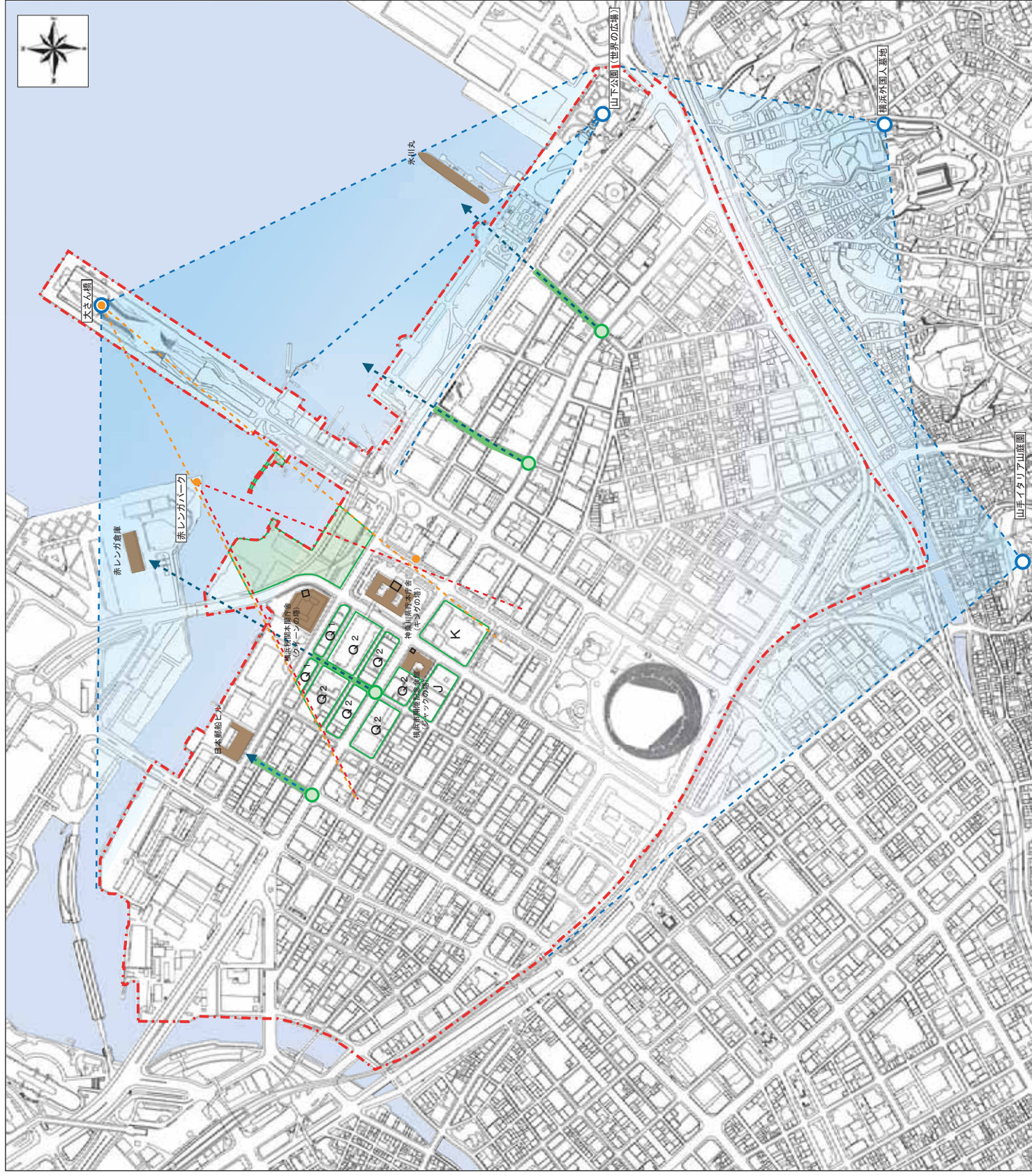


水際の親水性が求められる部分



図名：都市景観協議地区図2  
歩行者ネットワーク・広場等

縮尺 1/10,000



関内地区都市景観協議地区

<見通し景観>

- 見通し景観形成街路
- 視点場となる交差点
- 見通し景観の向き

<眺望の視点場>

- 眺望の視点場
- 眺望景観の向き

<横浜三塔への眺望の視点場>

- 横浜三塔への眺望の視点場
- 赤レンガパークの視点場からの眺望の向き
- 大さん橋の視点場からの眺望の向き

前景エリア

後景エリア

- K: キングの塔の後景エリア
- Q1, Q2: クイーンズの塔の後景エリア
- J: ジャックの塔の後景エリア

眺望の対象となる歴史的建造物

図名: 都市景観協議地区図3  
見通し景観・眺望景観等



— · — · — · 関内地区都市景観協議地区

■ 歴史的建造物（土木遺構も含む。）

····· 歴史的景観の形成を目指す部分

図名：都市景観協議地区図4  
歴史的景観の形成

縮尺 1/10,000



關内地区都市景観協議地区

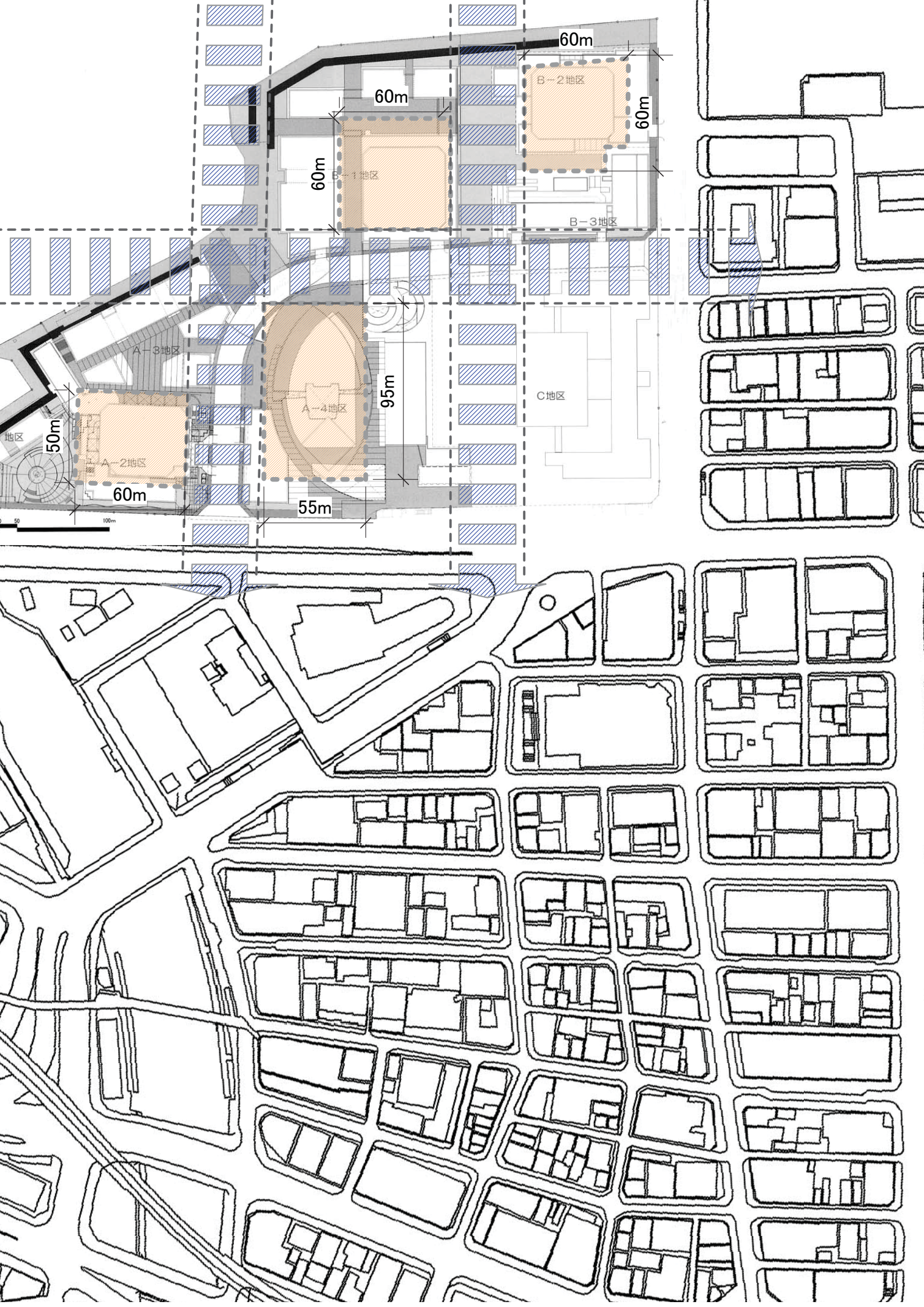


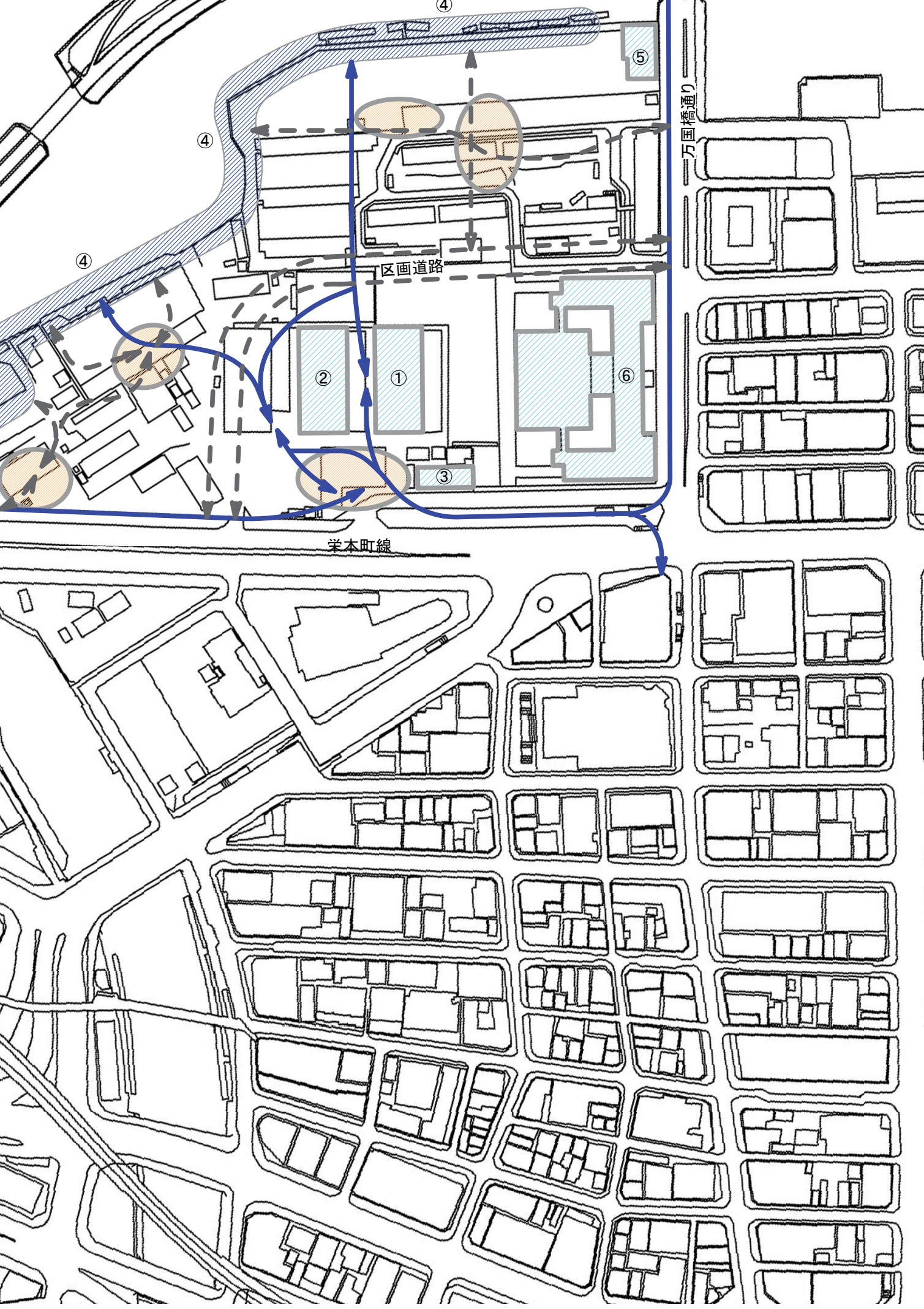
中華街賑わい形成街路



図名：都市景観協議地区図5  
中華街賑わい形成街路

縮尺 1/10,000





北仲通り北地区歩行者ネットワーク

0 20 40 60 80 100

現行	変更の案
<p><b>第1編 横浜市における景観形成</b></p> <p><b>第1 省略</b></p> <p><b>第2 良好な景観の形成に関する方針</b></p> <p><u>横浜市ではこれまで、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。</u></p> <p><u>豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。</u></p> <p><u>さらに、市民が主体となって取り組んできた地域でのまちづくり活動等を通じて、景観に対する意識が高まり、活動も活発になるなど、個性や魅力ある景観形成に取り組む土壌もできてきており、「市民力」と「創造力」による「横浜らしさ」創造の準備が整いつつある状況といえます。</u></p> <p><u>横浜らしい景観は、「市民力」と「創造力」が発揮された証であるとともに、魅力ある景観そのものが、それらの力を生み出す源ともなっており、良好な景観をつくることは、次に示すような3つの意義があるといえます。</u></p> <p><u>I 市民生活の質を高めます。</u></p>	<p><b>第1編 横浜市における景観形成</b></p> <p><b>第1 省略</b></p> <p><b>第2 良好な景観の形成に関する方針</b></p> <p><u>横浜市では、市民・事業者・行政が共有すべき内容をまとめた景観形成の指針として、「横浜市景観ビジョン」を定めています。また、「横浜市景観計画」と、「横浜市魅力ある都市景観の形成に関する条例（以下、「景観条例」）」に基づく「都市景観協議地区」の2つの制度を定め、運用しています。</u></p> <p><u>「横浜市景観計画」では、横浜市全域を対象とした基準を定めたほか、地区に応じた良好な景観を形成する地区（景観推進地区）を指定し、行為制限や必要な手続きについて定めており、基本的・定量的なルールにより景観形成を図っています。</u></p> <p><u>「都市景観協議地区」では、景観条例に基づき、魅力ある都市景観の創造が特に必要とされる区域を定め、一定の行為に対し横浜市との協議（都市景観協議）を行うことを、行政の手続きとして位置づけています。</u></p> <p><u>景観ビジョンの理念を踏まえ、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用と、市民・事業者・行政が共に議論し様々なアイデアを出し合う都市景観協議地区の推進により、市内全域で良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成を図ることを、横浜市における良好な景観の形成に関する方針とします。</u></p> <p><b>1 良好な景観形成の意義</b></p>

現行	変更の案
<p><u>II 都市に新たな活力を創出します。</u></p> <p><u>III 都市コミュニティを育みます。</u></p> <p>一方で、近年の土地利用形態の変化や行政指導の限界等により、魅力ある景観形成を推進する上で様々な課題が生じてきています。</p> <p>このような背景のもと、景観形成に取り組む姿勢として、景観に対する意識の向上を第一歩に、人間の五感や感性に訴える姿勢、安全性や利便性なども含めた都市空間に求められる様々な価値観に対して、総合的に配慮していくことが求められます。</p> <p>さらに、周辺に対して規模やデザインなどが著しく異なる建築物等を建てる時などは、地域でよく話し合うことや、周辺景観との調和を図るなどの配慮が必要であることから、市民を主役とした地域ごとの景観づくりの取り組みにあたり、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性を7つのテーマとして次に示します。</p> <p>(1) 魅力的な街並みの形成</p> <p>(2) 快適な歩行者空間の景観形成</p> <p>(3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観形成</p> <p>(4) 水と緑の保全と活用による景観形成</p> <p>(5) 屋外広告物の景観的配慮</p> <p>(6) 生活空間の景観形成</p> <p>(7) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成</p> <p>また、地域において景観形成に取り組む際のヒントとなる、大切にしたい・生かしたい（あるいは改めたい）景観要素や景観形成の方向性な</p>	<p>横浜市では、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、市民・事業者・行政が協力しながら、長い年月をかけて、豊かな水・緑環境や歴史的建造物などを生かした先進的なまちづくりを進めてきました。みなとみらい 21 地区の整ったスカイライン、海からの美しい夜景、関内地区の歴史的建造物を中心とした開港以来の歴史を感じさせる街並みなど、横浜ならではの景観を求めて、多くの観光客が横浜を訪れています。また住宅地や商店街などでは、市民自らが街の景観づくりにたずさわることにより、安らぎや親しみのある街並みがつくられ、地域への愛着も育まれています。「良好な景観の形成」は豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組です。</p> <p>また現在、横浜市においても人口減少や高齢社会の時代を迎え、今後、人口構成や産業構造の変化などに対応し、集約・再生型のまちづくりが必要となることが想定されています。市民生活の豊かさや、観光振興や企業誘致等の都市間競争の視点からも、良好な景観を維持し、新たに創出することは、より一層欠かせない取組です。良好な景観は横浜に関わる全ての人々共通の資産であると考え、市民や事業者の創意工夫や既存ストックをいかしながら、市民・事業者・行政が協力して、景観面からも更なる魅力づくりを進めていくことが求められています。</p> <p><b>2 良好な景観形成の考え方</b></p> <p>広大な都市である横浜市において、「良好な景観」は場所により異なります。下に示す「横浜らしい景観をつくる 10 のポイント」と、地形や歴史、都市機能、計画上の位置づけ等から景観の特徴で6つのエリアに分類した「地域ごとの景観づくりの方向性」を手がかりに、その場所な</p>

現行	変更の案
<p><u>どについて、「16の着眼」として次に示します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>海と浜からの雄大で重層感のある眺望を確保する。</u></li> <li>② <u>港・都心部に刻まれた開港以来の歴史を生かす。</u></li> <li>③ <u>低地と台地の暮らしをつなぐ坂の魅力を生かす。</u></li> <li>④ <u>広がり・つながりを感じさせる川沿い・河口部の空間を生かす。</u></li> <li>⑤ <u>潤いを感じられる水辺空間をつくる。</u></li> <li>⑥ <u>下町の営みの蓄積・界わい性を生かす。</u></li> <li>⑦ <u>営む人たちの感性がにじみ出た魅力ある商店街をつくる。</u></li> <li>⑧ <u>スケールの大きな産業風景を間近に感じる場をつくる。</u></li> <li>⑨ <u>自然の恵みと人の営みでつくられた谷戸と里山の魅力を生かす。</u></li> <li>⑩ <u>村や宿駅時代からの記憶に地域の物語を見いだす。</u></li> <li>⑪ <u>新興住宅地に新たな歴史を積み重ねる。</u></li> <li>⑫ <u>まとまった緑の空間を保全する。</u></li> <li>⑬ <u>何気ない生活空間をきれいに保つ。</u></li> <li>⑭ <u>品の良いエレガントなまちをつくる。</u></li> <li>⑮ <u>マイナスの景観要素を取り去る。</u></li> <li>⑯ <u>景観の大切さを人々に伝える。</u></li> </ol> <p><u>このような横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年横浜市条例第2号）に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを</u></p>	<p><u>らではの景観の将来像を考え、良好な景観形成を図ります。また、景観推進地区においては、これらに加えて地区ごとに示される方針をふまえて良好な景観を形成します。</u></p> <p><b>【横浜らしい景観をつくる10のポイント】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成</u></li> <li>② <u>安全で快適な歩行者空間の景観づくり</u></li> <li>③ <u>歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり</u></li> <li>④ <u>水と緑の保全・活用と創出による景観づくり</u></li> <li>⑤ <u>身近な生活空間での景観づくり</u></li> <li>⑥ <u>人々の交流や賑わいの景観づくり</u></li> <li>⑦ <u>街の個性を引き立たせる夜間景観</u></li> <li>⑧ <u>周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫</u></li> <li>⑨ <u>屋外広告物の景観的配慮</u></li> <li>⑩ <u>想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり</u></li> </ol> <p><b>【地域ごとの景観づくりの方向性】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>臨海部</u> <u>物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさをいかした景観づくりを進めていきます。</u></li> <li>② <u>都心部</u> <u>多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の2大拠点の景観づくりを進めていきます。</u></li> <li>③ <u>高密度な既成市街地</u> <u>親しみのある街並みや高低差をいかした景観づくりを進めていきま</u></li> </ol>

現行	変更の案
<p><u>基本方針とします。</u></p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画</p> <p>第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画</p> <p>第1、第2 省略</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1 制限対象行為</p> <p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の許可を要するもののうち、開発区域面積が500㎡以上で、予定される建築物の用</p>	<p><u>す。</u></p> <p>④ <u>郊外駅前および周辺</u>  <u>地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、</u>  <u>様々な人との交流をいかした景観づくりを進めていきます。</u></p> <p>⑤ <u>郊外住宅地</u>  <u>年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景</u>  <u>観づくりを進めていきます。</u></p> <p>⑥ <u>水・緑と農のある郊外</u>  <u>身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通し</u>  <u>た景観づくりを進めていきます。</u></p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画</p> <p>第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画</p> <p>第1、第2 省略</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1 制限対象行為</p> <p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の許可を要するもののうち、開発区域面積が500㎡以上で、予定される建築物の用</p>

現行	変更の案
<p>途が地下室マンション条例第2条の規定による地下室建築物となる<u>共同住宅及び長屋</u>を除くものの用に供するもの。（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目（以下「登記地目」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が、山林であるか否かを判断する日の5年以上前（この項の規定の施行から5年を経過する前にあっては、この項の規定の施行日）から継続して山林でない土地において行う開発行為を除く。なお、登記地目が山林である日とは、登記の日付による。）</p>	<p>途が地下室マンション条例第2条の規定による地下室建築物となる<u>共同住宅、長屋及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものを除くもの</u>の用に供するもの。（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目（以下「登記地目」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が、山林であるか否かを判断する日の5年以上前（この項の規定の施行から5年を経過する前にあっては、この項の規定の施行日）から継続して山林でない土地において行う開発行為を除く。なお、登記地目が山林である日とは、登記の日付による。）</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>第4 省略</p>	<p>第4 省略</p>
<p>第2編 省略</p>	<p>第2編 省略</p>
<p>第3編 景観推進地区ごとの景観計画</p>	<p>第3編 景観推進地区ごとの景観計画</p>
<p>第1章 関内地区における景観計画</p>	<p>第1章 関内地区における景観計画</p>
<p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p>	<p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p>
<p>1 関内地区全域の方針 関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活</p>	<p>1 関内地区全域の方針 関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、<u>国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活</u></p>



現行	変更の案
<p>動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。</u></p> <p>以下省略</p> <p><b>2 地区別の方針</b></p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) <b>市庁舎前面特定地区</b></p> <p><u>関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) <b>北仲通り北準特定地区</b></p> <p>省略</p> <p>(6) <b>北仲通り南準特定地区</b></p> <p>省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p>(11) <b>関内駅前準特定地区</b></p> <p><u>関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。</u></p>	<p>動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</u></p> <p>以下省略</p> <p><b>2 地区別の方針</b></p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) <b>関内駅前特定地区</b></p> <p><u>開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) <b>北仲通り北特定地区</b></p> <p>省略</p> <p>(6) <b>北仲通り南特定地区</b></p> <p>省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p>

現行	変更の案
<p>(12) 関内西準特定地区 省略</p> <p>(13) 山下公園 省略</p> <p>(14) 横浜公園 省略</p>	<p>(11) 関内西準特定地区 省略</p> <p>(12) 山下公園 省略</p> <p>(13) 横浜公園 省略</p>
<p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 関内地区全域の景観形成基準</p> <p>&lt;低層部のしつらえ・外構：建築物&gt;</p> <p>(ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、<u>当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の</p>	<p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 関内地区全域の景観形成基準</p> <p>&lt;低層部のしつらえ・外構：建築物&gt;</p> <p>(ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、<u>連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の</p>

現行	変更の案
<p>共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、<u>当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。</u>ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p>	<p>共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、<u>賑わいを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。</u>ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p>
<p>(ウ)～(キ) 省略</p>	<p>(ウ)～(キ) 省略</p>
<p>&lt;低層部のしつらえ・外構：工作物&gt;</p>	<p>&lt;低層部のしつらえ・外構：工作物&gt;</p>
<p>(ク)～(コ) 省略</p>	<p>(ク)～(コ) 省略</p>
<p>(サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、<u>当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。</u>ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、<u>連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。</u>ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>(シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、<u>当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。</u>ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p>	<p>(シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、<u>賑わいを阻害しない形態意匠となるよう当該街路に面して設けないものとする。</u>ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p>
<p>(ス)～(タ) 省略</p>	<p>(ス)～(タ) 省略</p>
<p>(チ) 計画図1の6に示す「広場状空地の設置が求められる位置」にお</p>	<p>(チ) 計画図1の2に示す「広場状空地の設置が求められる位置」にお</p>

現行	変更の案
<p>る工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。</p> <p><b>&lt;色彩：建築物&gt;</b></p> <p>(ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。</p> <p>a～c 省略</p> <p>d 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(h) 省略</p> <p><b>別表1 省略</b></p> <p>(テ) 建築物の高さ 31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(g) 省略</p> <p>(h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地</p>	<p>る工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。</p> <p><b>&lt;色彩：建築物&gt;</b></p> <p>(ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。</p> <p>a～c 省略</p> <p>d 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(h) 省略</p> <p><b>別表1 省略</b></p> <p>(テ) 建築物の高さ 31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(g) 省略</p> <p>(h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区</p>

現行	変更の案
<p>区の敷地の建築物の場合</p> <p>(i) 省略</p> <p>(ト)、(ナ) 省略</p> <p>&lt;色彩：工作物&gt;</p> <p>(ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の工作物の場合</p> <p>(ヌ) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の工作物の場合</p> <p>(ネ)、(ノ) 省略</p>	<p>の敷地の建築物の場合</p> <p>(i) 省略</p> <p>(ト)～(ナ) 省略</p> <p>&lt;色彩：工作物&gt;</p> <p>(ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a～b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の工作物の場合</p> <p>(ヌ) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の工作物の場合</p> <p>(ネ)、(ノ) 省略</p>

現行	変更の案
<p>&lt;外壁&gt; 省略</p> <p>&lt;中層部、高層部のしつらえ&gt;                      (ミ)～(メ) 省略</p> <p>(モ) 計画図に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ31m以下の部分は、この限りでない。</p> <p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>(エ) <u>市庁舎前面特定地区</u></p> <p>a 建築物は、<u>市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、関内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。</u></p>	<p>&lt;外壁&gt; 省略</p> <p>&lt;中層部、高層部のしつらえ&gt;                      (ミ)～(メ) 省略</p> <p>(モ) 計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ31m以下の部分は、この限りでない。</p> <p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>(エ) <u>関内駅前特定地区</u></p> <p>a 建築物は、<u>周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>b <u>建築物の計画図1の2に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮</u></p>

現行	変更の案
<p>b 工作物は、<u>市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、関内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。</u></p>	<p><u>し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図1の8に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>c <u>建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。</u></p> <p>d <u>建築物の中低層部は、関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠とするものとする。</u></p> <p>e <u>建築物の中層部及び高層部は、中低層部からセットバックする又は透明感のあるファサードにするなど、歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とするものとする。</u></p> <p>f <u>工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>g <u>計画図1の2に示す「駅前広場」（計画図1の8に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを</u></p>

現行	変更の案
<p>別表9 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。</p> <p>1 関内地区全域の制限 省略</p> <p>2 地区別の制限 省略</p> <p>(1) 山下町特定地区</p>	<p><u>基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>別表9 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>1 関内地区全域の制限 省略</p> <p>2 地区別の制限 省略</p> <p>(1) 山下町特定地区</p>



現行	変更の案
<p><b>ア 山下公園通りゾーン</b>                      &lt;屋外広告物 共通&gt;                      (ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p><b>ア 山下公園通りゾーン</b>                      &lt;屋外広告物 共通&gt;                      (ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</u>                      a <u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u>                      b <u>次の各号に適合するもので、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u>                      (a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u>                      (b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u>                      (c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u>                      (d) <u>表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u>                      (e) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u>                      c <u>催物等のために原則として3日以内に限って設ける広告塔、広告板</u></p>

現行	変更の案
<p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>(イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 山下公園通り又は大さん橋通りに面する位置に設置しないものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 山下公園通りに面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めたもの</p> <p>b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁</p>	<p>又は立看板等であって、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合</p> <p>(a) 表示内容が、催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの</p> <p>(b) 表示面の向きを山下公園通りに対して概ね平行とし、かつ、上端の高さが地上60cm以下のもの</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>(イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 山下公園通り、大さん橋通り又はこれらの街路に面する位置に設置しない。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 山下公園通り又はこの街路に面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p>b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁</p>

現行	変更の案
<p>と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>(b) 省略</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 山下公園通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、山下公園通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができるものとする。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>c、d 省略</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p>	<p><u>のうち壁面看板を設置する部分</u>と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき<u>屋外広告物の表示面積</u>の合計が5㎡以内のもの</p> <p>(b) 省略</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 山下公園通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、山下公園通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができる。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又はこれらの街路に</u>面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。</p> <p>c、d 省略</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p>

現行	変更の案
<p>a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通りに面する壁面から 0.8m以下とし、その他の壁面からは1 m以下とする。</p> <p>b、c 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、<u>山下公園通り内の壁面又はこの街路</u>に面する壁面から 0.8m以下とし、その他の壁面からは1 m以下とする。</p> <p>b、c 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>(b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が</u></p>

現行	変更の案
<p>イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン                      &lt;屋上看板&gt;                      (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は<u>水町通り及び海岸通りゾーン</u>の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。                      a、b 省略                      c 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>&lt;壁面看板&gt;                      (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の</p>	<p><u>2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u>                      (c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u>                      (d) <u>表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u>                      (e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u>                      (f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u>                      c <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン                      &lt;屋上看板&gt;                      (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は<u>水町通り及び海岸教会通りゾーン</u>の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。                      a、b 省略                      c 大さん橋通り<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>&lt;壁面看板&gt;                      (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の</p>

現行	変更の案
<p>街区においては、15m) 以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 水町通りから山下公園通り側の街区で、<u>山下公園通りに面する位置</u>に設置する上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 省略</p> <p>(エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>(オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置</p>	<p>街区においては、15m) 以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り <u>又はこの街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) <u>山下公園通り、又は、水町通りから山下公園通り側の街区において</u> 山下公園通りに面する位置に設置する、<u>上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</u></p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき <u>屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの</u></p> <p>b 省略</p> <p>(エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」 <u>又はこれらの街路</u>に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>(オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」 <u>又はこれらの街路</u>に</p>

現行	変更の案
<p>する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する<u>ものとする。</u></p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>(カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>(キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>(カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は<u>これらの街路に</u>面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>(キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために原則として7日以内に限りて設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がない</u></p>

現行	変更の案
<p><b>ウ 本町通りゾーン</b>                      &lt;屋上看板&gt;</p> <p>（ア）屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p><u>と市長が認めた場合</u></p> <p><b>b</b> 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与する<u>と市長が認めた場合</u></p> <p>（a）<u>公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>（b）<u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u></p> <p>（c）<u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p>（d）<u>表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>（e）<u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>（f）<u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><b>c</b> <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p><b>ウ 本町通りゾーン</b>                      &lt;屋上看板&gt;</p> <p>（ア）屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p>



現行	変更の案
<p>a 省略</p> <p>b 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>(イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、<u>山下公園通りゾーン</u>の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する<u>ものとする</u>。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p>	<p>a 省略</p> <p>b 大さん橋通り<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>(イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図 <u>1 の 3</u> に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り <u>又はこの街路</u> に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」 <u>又はこれらの街路</u> に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、<u>本町通りゾーン</u>の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」 <u>又はこれらの街路</u> に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p>

現行	変更の案
<p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施</u></p>

現行	変更の案
<p>エ 中華街中央ゾーン</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>（ア）省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>（イ）省略</p> <p>&lt;映像装置&gt;</p> <p>（ウ）屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認め</u></p>	<p><u>設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>（b） 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u></p> <p><u>（c） 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>（d） 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>（e） 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>（f） 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>c 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>エ 中華街中央ゾーン</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>（ア）省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>（イ）省略</p> <p>&lt;映像装置&gt;</p> <p>（ウ）屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>

現行	変更の案
<p><u>た場合は、この限りでない。</u></p> <p><b>オ 中華街北辺ゾーン</b>                      &lt;映像装置&gt;                      (ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物</u></p>	<p>a <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p><b>オ 中華街北辺ゾーン</b>                      &lt;映像装置&gt;                      (ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次の</u></p>

現行	変更の案
<p>等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>カ 中華街南辺ゾーン ＜屋上看板＞</p>	<p>いずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</p> <p>b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>（a）公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</p> <p>（b）1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</p> <p>（c）原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</p> <p>（d）表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</p> <p>（e）10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> <p>（f）屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</p> <p>c 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</p> <p>カ 中華街南辺ゾーン ＜屋上看板＞</p>

現行	変更の案
<p>(ア) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>(イ) 省略</p> <p>&lt;映像装置&gt;</p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(ア) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>(イ) 省略</p> <p>&lt;映像装置&gt;</p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一して</u></p>

現行	変更の案
<p>キ 大さん橋通りゾーン</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>(ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない<u>ものとする</u>。</p> <p>b 大さん橋通りに面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とする<u>ものとする</u>。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p><u>デザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>キ 大さん橋通りゾーン</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>(ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。</p> <p>b 大さん橋通り<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とする。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物</u></p>

現行	変更の案
<p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p>



現行	変更の案
<p>(2) 馬車道周辺特定地区</p> <p>&lt;屋外広告物 共通&gt;</p> <p>ア 馬車道に面する位置に設置する屋外広告は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>イ 馬車道に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、<u>次に掲げるものはこの限りでない。</u></p> <p>(ア)、(イ)省略</p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p>	<p>(2) 馬車道周辺特定地区</p> <p>&lt;屋外広告物 共通&gt;</p> <p>ア 馬車道<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置する屋外広告は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>イ 馬車道<u>又はこの街路</u>に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、<u>次の各号に適合するものはこの限りでない。</u></p> <p>(ア)、(イ)省略</p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p>

現行	変更の案
<p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p>	<p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p>

現行	変更の案
<p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。</p> <p><b>(3) 日本大通り特定地区</b>                      &lt;屋外広告物 共通&gt;</p> <p>ア 日本大通りに面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p>	<p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。<u>ただし、1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><b>(3) 日本大通り特定地区</b>                      &lt;屋外広告物 共通&gt;</p> <p>ア 日本大通り<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として3日以内に限って設ける広告塔、広告板又は立看板等であって、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>a 表示内容が、催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの</u></p> <p><u>b 表示面の向きを日本大通りに対して概ね平行とし、かつ、上端の高さが地上60cm以下のもの</u></p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p>

現行	変更の案
<p>イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 日本大通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(イ)、(ウ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上 15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 日本大通りに面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 省略</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p>	<p>イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの</p> <p>(イ)、(ウ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上 15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 省略</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p>

現行	変更の案
<p>エ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 日本大通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、日本大通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができるものとする。</p> <p>(イ) 高さを、<u>5</u> m以下とする。</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通りに面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面から1m以下とする。</p> <p>(イ)、(ウ) 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>エ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 日本大通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、日本大通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができる。</p> <p>(イ) 高さを5 m以下とする。</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通り内の壁面又はこの街路に面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面から1m以下とする。</p> <p>(イ)、(ウ) 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p>

現行	変更の案
<p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限りて設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>&lt;広告幕&gt;</p> <p>ク 広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内に限りて設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものはこの限りでない。</p> <p><u>(ア) 広告表示率（広告幕の面積に対する、文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積の割合をいう。）は 40%以下とし、表示面の背景色（地の色）は単色を用いた無地とするもの</u></p> <p><u>(イ) 背景色（地の色）に蛍光色を用いず、かつ、日本大通り周辺の景観と調和していると市長が認めたもの</u></p>
<p><b>(4) 市庁舎前面特定地区</b></p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、<u>くすのき広場又はみなと大通りに向かって設置することができない。ただし、市庁舎前面特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場か</u></p>	<p><b>(4) 関内駅前特定地区</b></p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、<u>次の各号に適合するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りには設置することができず、これらの街路のいずれかに接する敷地内に設置するものは、これ</u></p>

現行	変更の案
<p><u>らの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>イ 上端の高さが地上 15mを超える壁面看板は、<u>くすのき広場、尾上町通り又はみなと大通りに面する位置に設置しない。</u>ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) <u>くすのき広場又はみなと大通りに面する位置に設置しないもので、かつ、市庁舎前面の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの</u></p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセ</p>	<p><u>らの街路に向かって設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(イ) 設置高さが 60mを超えるものは設置しない。</u></p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>イ 上端の高さが 15mを超える壁面看板は、<u>尾上町通り（計画図 1 の 2 に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）</u>、<u>横浜市道山下町第 7 号線、みなと大通り若しくは計画図 1 の 8 に示す「景観重要道路」</u>、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内において<u>これらの街路に面する位置に設置しない。</u>ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) <u>当該壁面のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、関内駅前特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</u></p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>ウ <u>尾上町通り（計画図 1 の 2 に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）</u>、<u>横浜市道山下町第 7 号線、みなと大通り若しくは計画図 1 の 8 に示す「景観重要道路」</u>、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内に設置する<u>広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</u></p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセ</p>

現行	変更の案
<p>ル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他市庁舎前面の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>ル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他<u>関内駅前特定地区</u>の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>エ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）</u>、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは<u>計画図1の8に示す「景観重要道路」</u>、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの道路に面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>オ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）</u>、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは<u>計画図1の8に示す「景観重要道路」</u>、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p>



現行	変更の案
<p>カ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>カ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）</u>、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「<u>景観重要道路</u>」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置等する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>a <u>公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>b <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u></p> <p>c <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p>d <u>表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>e <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>f <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p>

現行	変更の案
<p>(5) 北仲通り北<u>準</u>特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り北<u>準</u>特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北<u>準</u>特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p>	<p><u>(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(5) 北仲通り北特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り北特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁の<u>うち壁面看板を設置する部分</u>と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき<u>屋外広告物の表示面積</u>の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p>

現行	変更の案
<p>&lt;広告塔・広告板&gt; ウ 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt; エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>&lt;広告塔・広告板&gt; ウ 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt; エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> <u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u> <u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> <u>(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u> <u>(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u> <u>a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u> <u>b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2</u></p>

現行	変更の案
<p>(6) 北仲通り南準特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と</p>	<p><u>m<sup>2</sup>以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u></p> <p><u>c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(6) 北仲通り南特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁の</p>

現行	変更の案
<p>同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南<u>準</u>特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt; ウ 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt; エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>うち壁面看板を設置する部分</u>と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき<u>屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの</u></p> <p>b 該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt; ウ 省略</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt; エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6</u></p>

現行	変更の案
<p>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区                      &lt;屋上看板&gt;                      ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。</p>	<p><u>m<sup>2</sup>以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u>                      (イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合                      a <u>公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u>                      b <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2m<sup>2</sup>以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u>                      c <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u>                      d <u>表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u>                      e <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u>                      f <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u>                      (ウ) <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区                      &lt;屋上看板&gt;                      ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。</p>

現行	変更の案
<p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 計画図 1 の 3 に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>(ウ) 海岸通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>&lt;映像装置&gt;</p> <p>イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 計画図 1 の 3 に示す大さん橋又は赤レンガパークの「<u>横浜三塔への眺望の視点場</u>」に向かって設置しないもの</p> <p>(ウ) 海岸通り <u>又はこの街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>&lt;映像装置&gt;</p> <p>イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア) <u>1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m<sup>2</sup>以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>(イ) <u>次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>a <u>公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>b <u>1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 2 m<sup>2</sup>以下、かつ、上端の高さが地上 3 m 以下のもの</u></p> <p>c <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p>d <u>表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>e <u>10 秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>f <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデ</u></p>

現行	変更の案
<p>(8) 海岸通り準特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 海岸通り、みなと大通り又は万国橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p>	<p><u>ザインされたもの</u></p> <p><u>(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(8) 海岸通り準特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 海岸通り、みなと大通り、万国橋通り又はこれらの街路に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの</p>



現行	変更の案
<p>b 省略</p> <p>&lt;広告塔・<u>公告板</u>&gt;</p> <p>ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び公告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するもので、上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面をみなとみらい21新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライト</u>に</p>	<p>b 省略</p> <p>&lt;広告塔・<u>広告板</u>&gt;</p> <p>ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する広告塔及び公告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又はこれらの街路</u>に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通り<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」<u>又はこれらの街路</u>に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通り<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置するもので、上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面をみなとみらい21新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「<u>横浜三塔への眺望の視点場</u>」に向かって設置しないものとする。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに</u></p>

現行	変更の案
<p><u>より箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u></p> <p><u>c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認め</u></p>

現行	変更の案
<p>(9) 関内中央準特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) みなと大通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) しょ</p> <p>イ みなと大通りに接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通</p>	<p><u>たもの</u></p> <p>e <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>f <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(9) 関内中央準特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt;</p> <p>ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) みなと大通り<u>又はこの街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ みなと大通り<u>又はこの街路</u>に接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt;</p> <p>ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通</p>

現行	変更の案
<p>し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 省略</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみなど大通りに面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面を計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセ</p>	<p>し景観形成街路」若しくはこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 省略</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt;</p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>&lt;そで看板&gt;</p> <p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみなど大通り又はこの街路に面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面を計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセ</p>

現行	変更の案
<p>ル表色系で無彩色とする<u>ものとする。</u></p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>ル表色系で無彩色とする。</p> <p>&lt;照明装置・映像装置&gt;</p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア) <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>(イ) <u>催物等のために原則として7日以内に限りて設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア) <u>1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>(イ) <u>次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>a <u>公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設</u></p>

現行	変更の案
<p>(10) 吉浜町周辺準特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt; ア 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt; イ しょ</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt; ウ 省略</p>	<p>又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</p> <p><u>b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの</u></p> <p><u>c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(10) 吉浜町周辺準特定地区</p> <p>&lt;屋上看板&gt; ア 省略</p> <p>&lt;壁面看板&gt; イ 省略</p> <p>&lt;広告塔・広告板&gt; ウ 省略</p>

現行	変更の案
<p><b>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</b> 省略</p> <p><b>1 道路の整備に関する事項</b> (1) ～ (3) 省略</p> <p><b>(4) 関内駅南口前</b> 整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは市庁舎前面特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。 ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口として<u>ふさわしい落ち着きのあるもの</u>とする。</p> <p>イ、ウ 省略</p> <p><b>(5) 省略</b></p> <p><b>2 省略</b></p> <p><b>第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</b> 省略</p>	<p><b>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</b> 省略</p> <p><b>1 道路の整備に関する事項</b> (1) ～ (3) 省略</p> <p><b>(4) 関内駅南口前</b> 整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは<u>関内駅前特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為</u>、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。 ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口として<u>の風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある駅前空間を形成するもの</u>とする。</p> <p>イ、ウ 省略</p> <p><b>(5) 省略</b></p> <p><b>2 省略</b></p> <p><b>第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</b> 省略</p>

現行	変更の案
<p>1 道路に関する事項（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条の占用許可の基準）</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 関内駅南口前</p> <p>占有許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占有許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、<u>添加看板</u>、<u>添加広告</u>又は<u>上空通路</u>は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 2 章 省略</p> <p>第 3 章 みなとみらい 21 新港地区における景観計画</p>	<p>1 道路に関する事項（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条の占有許可の基準）</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 関内駅南口前</p> <p>占有許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占有許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、<u>添加看板</u>又は<u>添加広告</u>は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 2 章 省略</p> <p>第 3 章 みなとみらい 21 新港地区における景観計画</p>



現行	変更の案
<p>第1～第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、<u>新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は</u>、この限りでない。</p> <p><b>1 屋外広告物共通</b> 屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p>	<p>第1～第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、<u>市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は</u>、この限りでない。</p> <p><b>1 屋外広告物共通</b> 屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが<u>地上</u>5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p><u>イ 次の各号に適合するもので、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(ア) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又</u></p>

現行	変更の案
<p>イ 設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合</p> <p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催事等のために一時的に設置等するなど、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) ～ (6) 省略</p> <p>2 屋外広告物の種類ごとの規格 省略</p>	<p><u>は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>(イ) 1 面あたりの表示面積が 2 m<sup>2</sup>以下、かつ、上端の高さが地上 3 m 以下のもの</u></p> <p><u>(ウ) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>(エ) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>(オ) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>ウ 設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合</p> <p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する屋外広告物で、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m<sup>2</sup>以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもの</u></p> <p><u>イ 10 秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>ウ 催事等のために一時的に設置等するもの</u></p> <p>(3) ～ (6) 省略</p> <p>2 屋外広告物の種類ごとの規格 省略</p>

現行	変更の案
<p>＜壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）＞</p> <p>(1) 壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次のアからウまでの各高さの範囲のうち2以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。</p> <p>ア 地上からの高さが10m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 1か所あたりの表示面積は25㎡以下とすること。</p> <p>(イ) 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面の面積の10分の1.5以下とすること。</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ 地上からの高さが10mを超え20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 1か所あたりの表示面積を50㎡以下とすること。</p> <p>(イ) 1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の10分の2以下とすること。</p> <p>(ウ)、(エ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>＜そで看板＞、＜広告塔、広告板＞ 省略</p>	<p>＜壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）＞</p> <p>(1) 壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次のアからウまでの各高さの範囲のうち2以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。</p> <p>ア 地上からの高さが10m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) <u>壁面看板</u>1か所あたりの表示面積は25㎡以下とすること。</p> <p>(イ) 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面（<u>地上からの高さが10m以下の部分に限る。</u>）の面積の10分の1.5以下とすること。</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ 地上からの高さが10mを超え20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) <u>壁面看板</u>1か所あたりの表示面積を50㎡以下とすること。</p> <p>(イ) <u>壁面看板</u>1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の10分の2以下とすること。</p> <p>(ウ)、(エ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>＜そで看板＞、＜広告塔、広告板＞ 省略</p>

新旧対照表（横浜市景観計画）

現行	変更の案
第6、第7 省略	第6、第7 省略

計画図1の1

現行



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ゾーン 境界線

図名：計画図1の1  
横浜市景観計画（関内地区）区域

変更の案



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ゾーン 境界線

図名：計画図1の1  
関内地区景観計画（関内地区）区域

計画図1の2

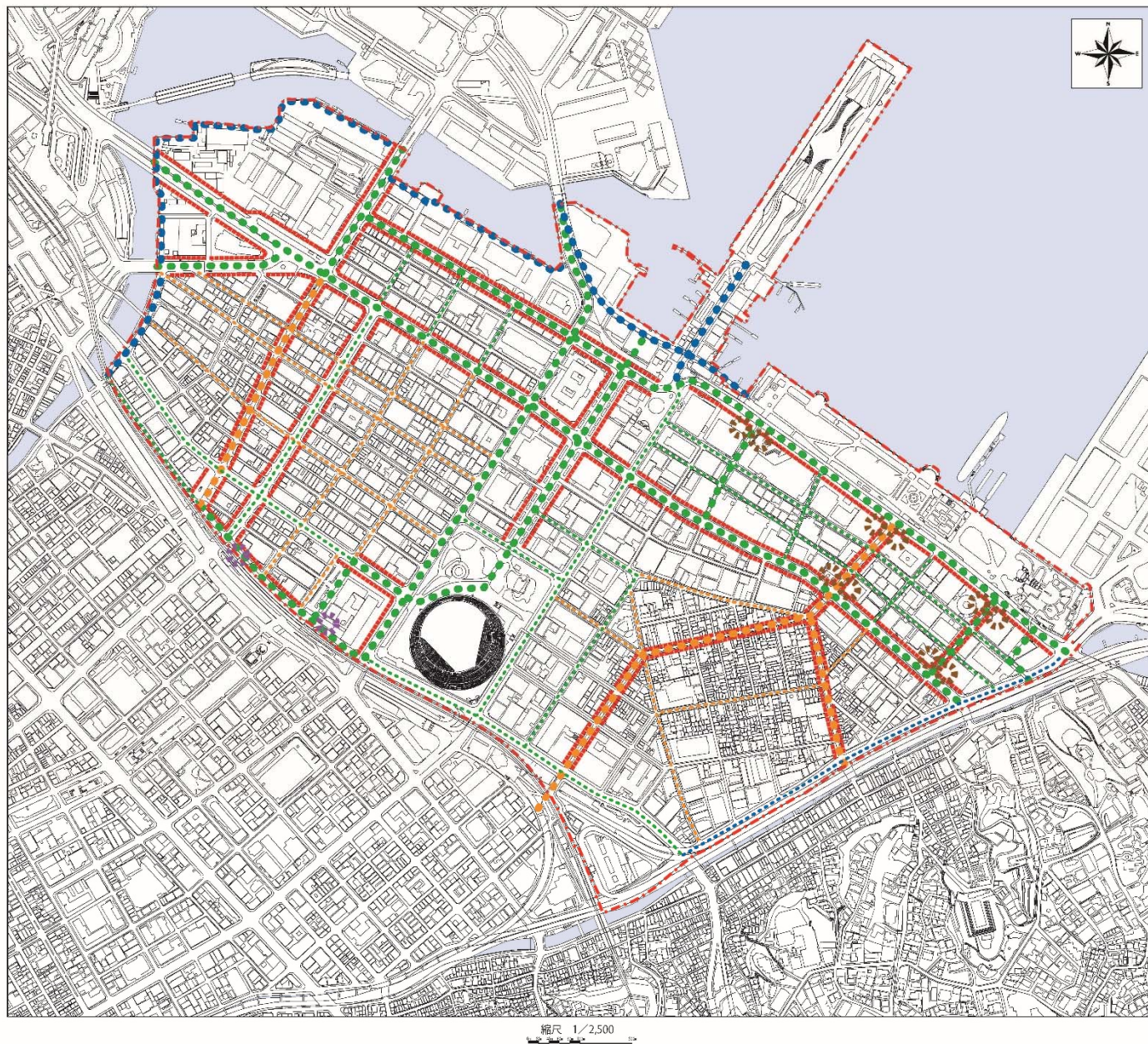
現行



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- ＜歩行者ネットワーク街路＞
- 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路  
（補助ネットワーク街路）
- 商業のネットワーク街路  
（補助ネットワーク街路）
- 水際線のネットワーク街路  
（補助ネットワーク街路）
- 重点歩行者ネットワーク街路
- ✱ 広場状空地の設置が求められる位置

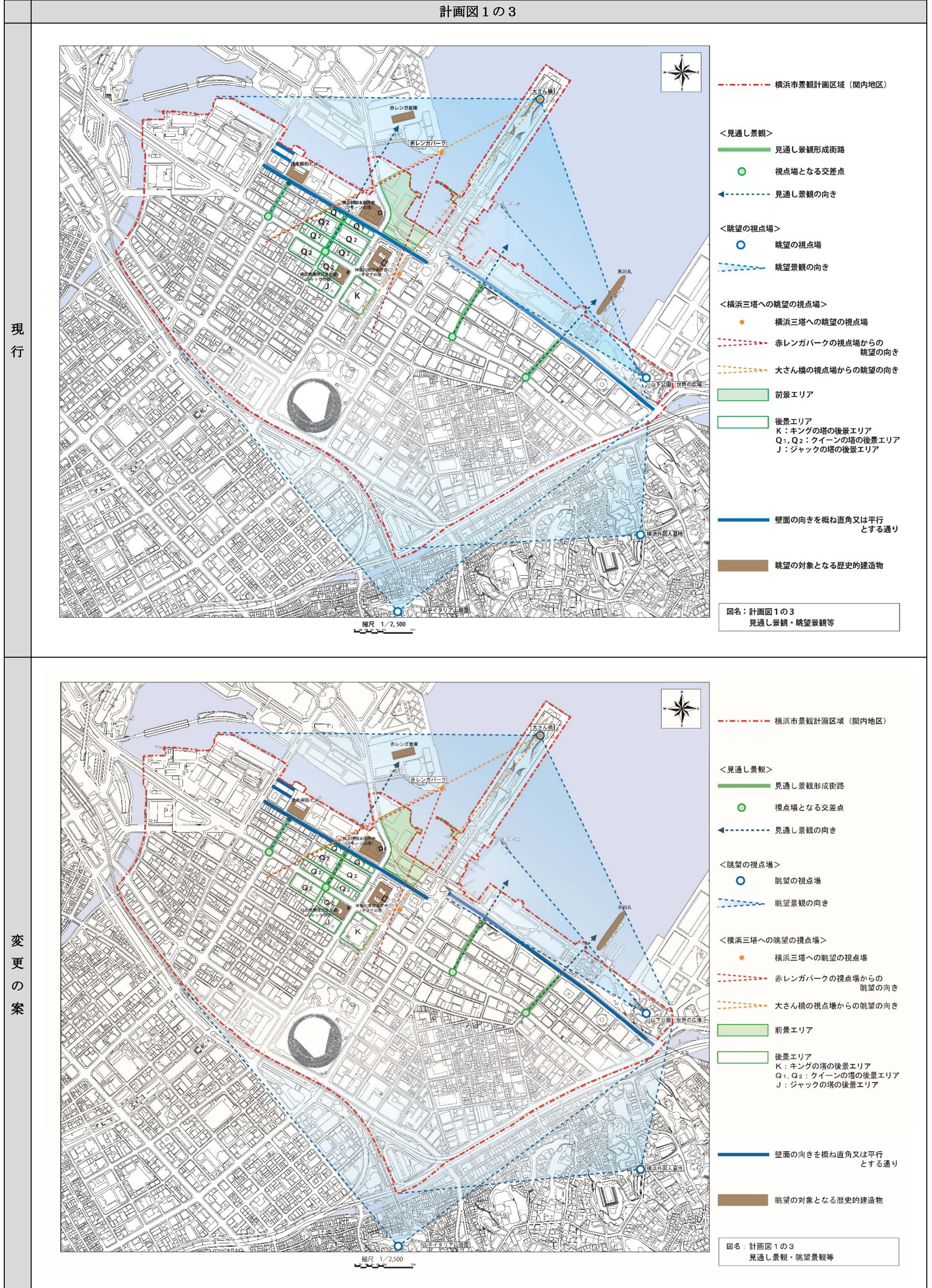
図名：計画図1の2  
歩行者ネットワーク・広場等

変更の案



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- ＜歩行者ネットワーク街路＞
- 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路  
（補助ネットワーク街路）
- 商業のネットワーク街路  
（補助ネットワーク街路）
- 水際線のネットワーク街路  
（補助ネットワーク街路）
- 重点歩行者ネットワーク街路
- ✱ 広場状空地の設置が求められる位置
- ✪ 駅前広場

図名：計画図1の2  
歩行者ネットワーク・広場等

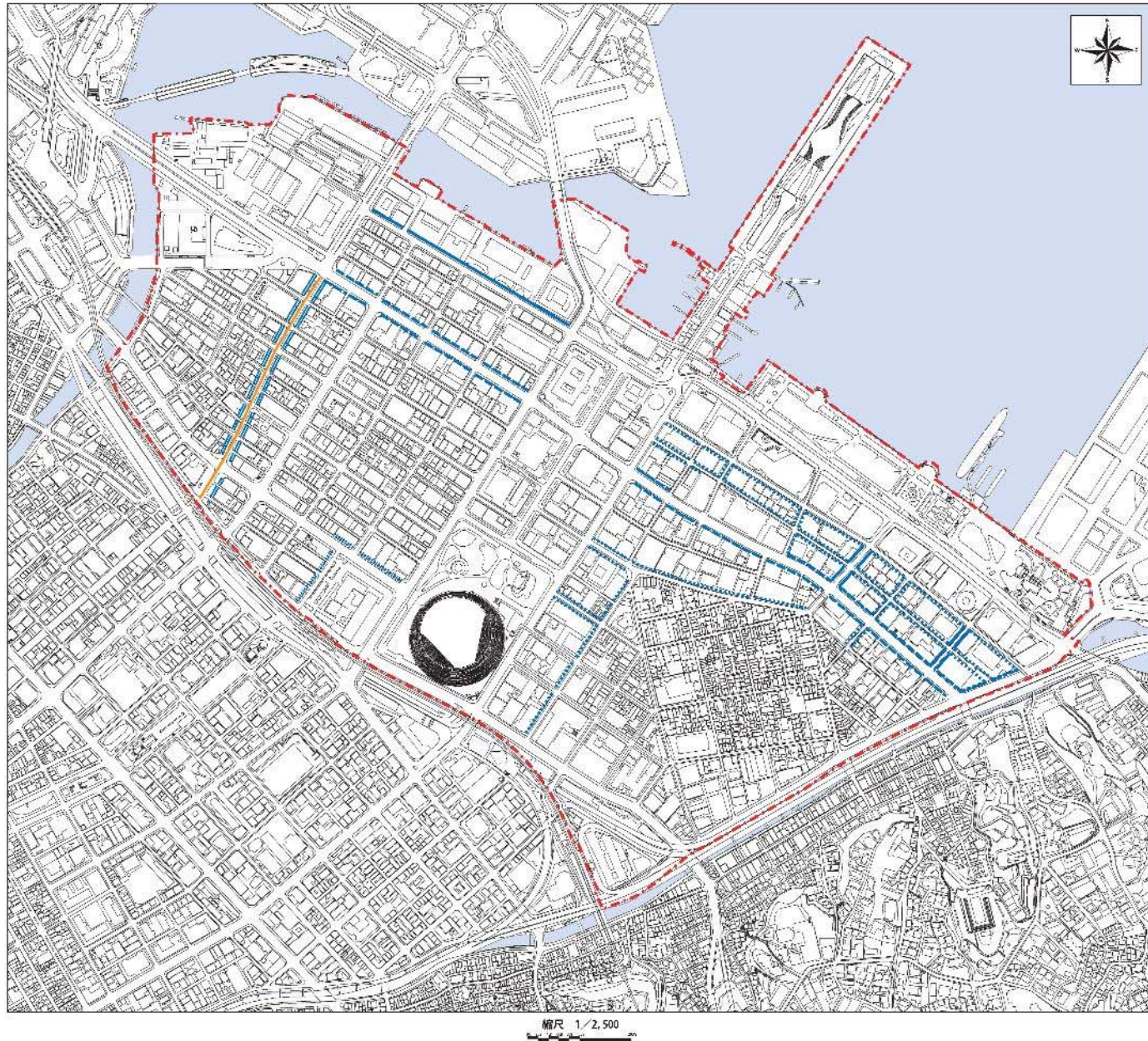






計画図1の6

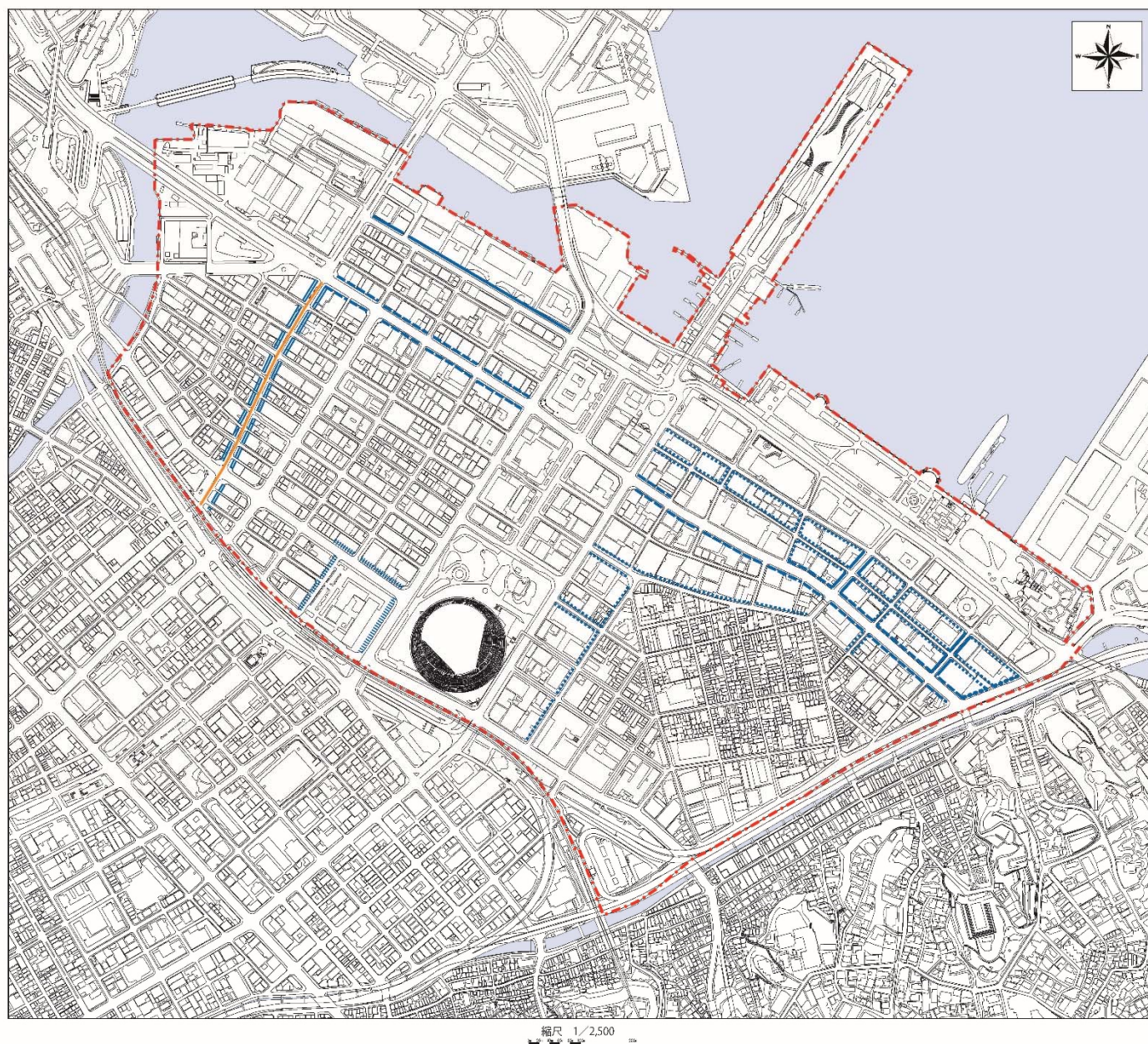
現行



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- ..... 道路境界線より0.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.0m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.2m以上の壁面後退
- ..... 道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より3.0m以上の壁面後退
- 建築物の1、2階の部分で道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路

図名：計画図1の6  
壁面位置の指定

変更の案



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- ..... 道路境界線より0.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.0m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.2m以上の壁面後退
- ..... 道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より3.0m以上の壁面後退
- 建築物の1、2階の部分で道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路

図名：計画図1の6  
壁面位置の指定

現行	変更の案
<p>第1、第2 省略</p> <p>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</p> <p>1 関内地区全域の方針</p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。</u></p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る</p>	<p>第1、第2 省略</p> <p>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</p> <p>1 関内地区全域の方針</p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、<u>国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</u></p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</u></p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る</p>

現行	変更の案
<p><b>2 地区別の方針</b>            関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p><b>(4) 市庁舎前面特定地区</b>  <u>関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) 北仲通り北準特定地区            省略</p> <p>(6) 北仲通り南準特定地区            省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><b>(11) 関内駅前準特定地区</b>  <u>関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(12) 関内西準特定地区            省略</p> <p>(13) 山下公園            省略</p> <p>(14) 横浜公園            省略</p> <p><b>第4 都市景観形成行為</b></p>	<p><b>2 地区別の方針</b>            関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p><b>(4) 関内駅前特定地区</b>  <u>開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) 北仲通り北特定地区            省略</p> <p>(6) 北仲通り南特定地区            省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(11) 関内西準特定地区            省略</p> <p>(12) 山下公園            省略</p> <p>(13) 横浜公園            省略</p> <p><b>第4 都市景観形成行為</b></p>

現行	変更の案
<p>次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（<u>増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。</u>）</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p>	<p>次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（<u>外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。</u>）</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p>
<p>第5 省略</p>	<p>第5 省略</p>
<p>第6 行為指針</p>	<p>第6 行為指針</p>
<p>1 関内地区全域の行為指針</p>	<p>1 関内地区全域の行為指針</p>
<p>(1) ～ (7) 省略</p>	<p>(1) ～ (7) 省略</p>
<p>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</p> <p>ア 省略</p>	<p>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</p> <p>ア 省略</p>
<p>イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出</p> <p>(ア) 前景エリアの建築物等は、「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象を望めるデザインを工夫する。</p> <p>(イ) ～ (カ) 省略</p>	<p>イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出</p> <p>(ア) 前景エリアの建築物等は、「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象を望める<u>よう</u>、デザインを工夫する。</p> <p>(イ) ～ (カ) 省略</p>
<p>(9)、(10) 省略</p>	<p>(9)、(10) 省略</p>
<p>2 地区別の行為指針</p>	<p>2 地区別の行為指針</p>

現行	変更の案
<p>関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) <u>市庁舎前面特定地区</u></p> <p>ア <u>市庁舎やくすのき広場と調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格ある街並みを形成する。</u></p> <p>イ <u>大通り公園から横浜公園へとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間やくすのき広場などのゆとりある空間を創出する。</u></p> <p>ウ <u>市庁舎前面特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。</u></p> <p>エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</p> <p>オ <u>関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とくすのき広場につながる潤いとゆとりある街路空間を形成する。</u></p> <p>カ <u>屋外広告物は、市庁舎とくすのき広場及び横浜公園の景観と調和した落ち着いたものにし、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。</u></p> <p>(5) <u>北仲通り北準特定地区</u> 省略</p> <p>(6) <u>北仲通り南準特定地区</u></p>	<p>関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) <u>関内駅前特定地区</u></p> <p>ア <u>周囲の街並みと調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格や、商業機能等による活気と賑わいのある空間を形成する。</u></p> <p>イ <u>大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間を形成する。</u></p> <p>ウ <u>関内駅前特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。</u></p> <p>エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</p> <p>オ <u>関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とゆとりある街路空間を形成する。</u></p> <p>カ <u>屋外広告は、関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。</u></p> <p>(5) <u>北仲通り北特定地区</u> 省略</p> <p>(6) <u>北仲通り南特定地区</u></p>

新旧対照表（関内地区都市景観協議地区）

現行	変更の案
<p>省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><b>(11) 関内駅前準特定地区</b></p> <p><u>ア 商業機能による賑わいの創出と関内地区の玄関口としてのゆとりある空間を形成する。</u></p> <p><u>イ 中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</u></p> <p><b>(12) 関内西準特定地区</b></p> <p>ア 馬車道周辺特定地区や北仲通り北準特定地区、北仲通り南準特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。</p> <p>イ 省略</p>	<p>省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>(11) 関内西準特定地区</b></p> <p>ア 馬車道周辺特定地区や北仲通り北特定地区、北仲通り南特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。</p> <p>イ 省略</p>

都市協議地区図1

現行



- 関内地区都市景観協議地区
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ソーン 境界線

図名：都市景観協議地区図1  
関内地区都市景観協議地区区域

変更の案



- 関内地区都市景観協議地区
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ソーン 境界線

図名：都市景観協議地区図1  
関内地区都市景観協議地区区域

都市協議地区図2

現行



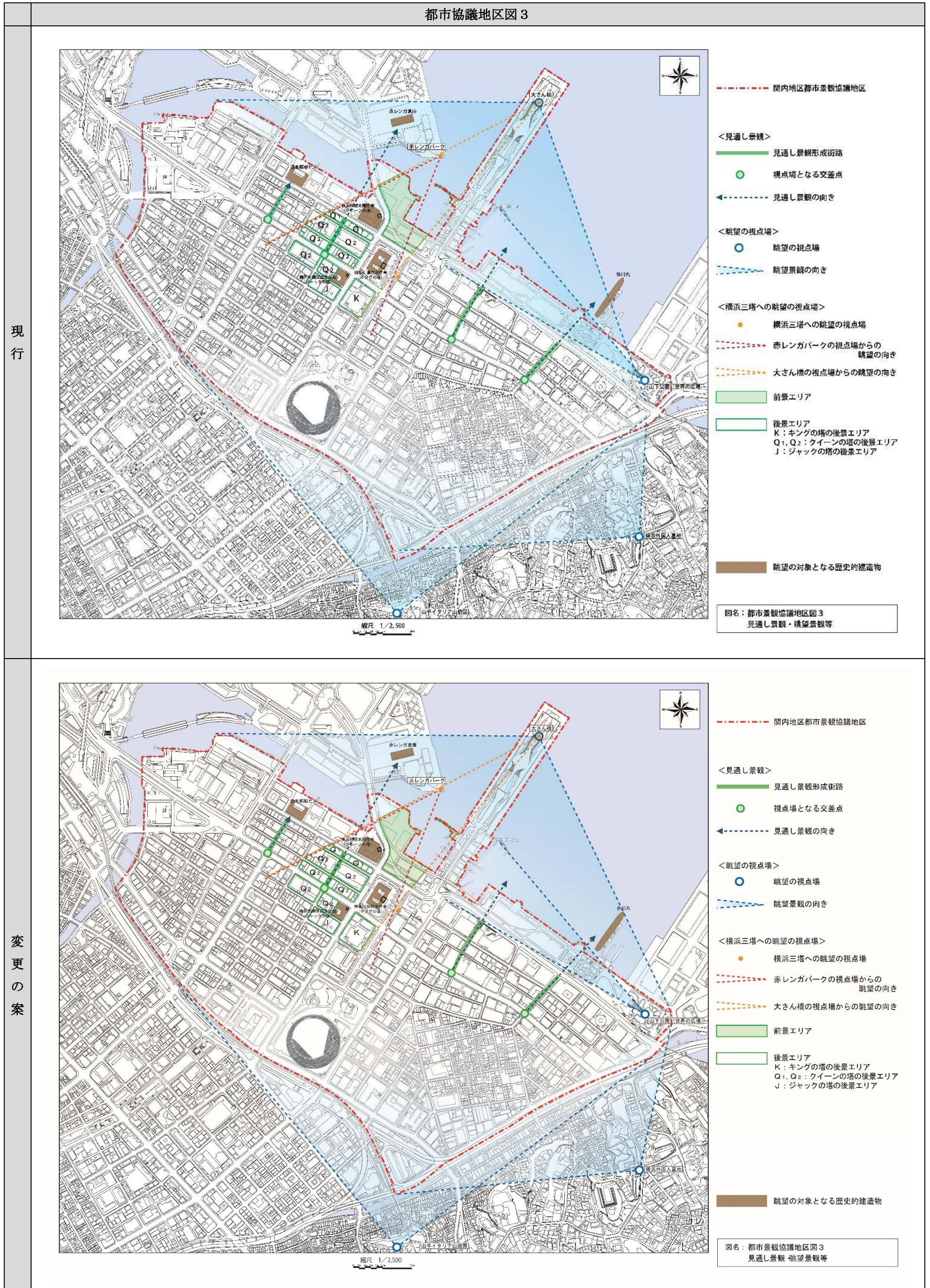
- 関内地区都市景観協議地区
  - <歩行者ネットワーク街路>
    - 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路 (補助ネットワーク街路)
    - 商業のネットワーク街路 (補助ネットワーク街路)
    - 水際線のネットワーク街路 (補助ネットワーク街路)
  - ゆとりある交差点の創出
  - 水際の親水性が求められる部分
- 図名：都市景観協議地区図2  
歩行者ネットワーク・広場等

変更の案



- 関内地区都市景観協議地区
  - <歩行者ネットワーク街路>
    - 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路 (補助ネットワーク街路)
    - 商業のネットワーク街路 (補助ネットワーク街路)
    - 水際線のネットワーク街路 (補助ネットワーク街路)
  - ゆとりある交差点の創出
  - 水際の親水性が求められる部分
- 図名：都市景観協議地区図2  
歩行者ネットワーク・広場等





分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
反対	<p><b>景観制度</b></p> <p>縦覧し、意見書を求める横浜市景観計画及び関内地区都市景観協議地区の変更の原案には、変更の背景説明が不十分であり、隠されている。何故、三井不動産グループによる旧市庁舎街区開発事業や、その事業では高さ 170m のビルが計画されていることに触れていないのか。</p> <p>関内地区の景観計画の変更は、その地区だけで完結させてはいけない。他地区から見て、その変更がどのような影響をもたらすのかといった視点や配慮を欠落させてはならない。</p>	2 (1)	<p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われています。</p> <p>地元のまちづくり組織との協働などによる様々な魅力づくり、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物等の保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成しています。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行っていきます。</p> <p>市庁舎移転に伴う関内駅前エリアの基準等の変更は、市原案説明会スライド 8 ページに記載のとおり、旧市庁舎街区活用事業の内容を踏まえ、より魅力的な景観を誘導するため、「関内地区における景観計画」及び「関内地区都市景観協議地区」を変更するものです。</p> <p>関内地区における景観計画では、建築行為等の設計において指針とするべき事項について、「港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫」として規定しています。建築行為等の設計にあたっては、横浜外国人墓地や山手イタリア山公園などの眺望の視点場からの眺望景観が魅力的になるよう求めていきます。</p>
	<p><b>旧市庁舎街区活用事業（事業プロセス）</b></p> <p>関内地区を風格ある景観として非常に評価しながらも、旧市庁舎を文化財指定もせず、今日に至る。評価するなら、まず横浜市として、文化財として位置付けるのが行政の責務ではないか。文化的歴史的遺産はどんな理由であれ、壊されれば二度と元に戻らない。</p> <p>貴重な旧市庁舎全体を、土地と建物に別々に評価して、約 7700 万円で三井不動産（株）ら 7 社に売却しようとしている。しかも市会にかけず、貴重な市民の財産にもかかわらず、市民の意思は蚊帳の外である。この間の評価・売却のプロセスが、市民に対して極めて情報公開不足である。</p> <p>ほとんどデベロッパーにおまかせの関内駅前再開発計画であって、景観計画もそれに合わせてしまっている。なぜ市民に知らせず、横浜市と議員だけで勝手に進めるのか。新市庁舎も関内駅前の方が良いということで、オンブズマンが裁判を行ったが負けてしまった。裁判所の決定にも納得がいかない。</p> <p>市民の意見は聞いても反映しないという横浜市はすべてが形骸化し機能不全になっている。</p> <p>もともとの背景思想にあった、自然との調和、横浜らしい歴史の尊重が薄れている。また何よりも、市民を尊重した市民主体の参加型の景観造りの観点が薄れてしまい、民間事業者尊重で市民は二の次で後回しになってしまっている。</p> <p>文化財である旧市庁舎をそのまま活用すべきである。それこそ景観に良いのは、建物をそのまま活かし、緑溢れる市民活動を賦活する場にあることである。何のために巨費を投じて耐震工事を重ねて来たのか。耐震工事が終わりまだ間がないというのに、なぜ民間事業者に不当に安くしかも長期に貸し出すのか。</p> <p>広告の規制を緩め市の収入としてせせこましく取るぐらいなら、何故、市民の文化財であり市民の財産である旧市庁舎をほとんどタダのような料金で貸し出し、開発に巨額の市費をかけなければならないのか。市長も市庁舎市職員も誰の方を見ているのか。市民ではなく民間事業者を見ているとしか</p>	7 (1)	<p>平成 29 年 3 月に本件事業を含む、関内駅周辺地区の一体的なまちづくりの推進に向けて、市民意見募集を実施し、事業の目的や考え方を定めた「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」（以下「実施方針」といいます。）をとりまとめました。</p> <p>この実施方針では、土地利用の目的として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマに地区の賑わいと活性化の核づくりを行うこと</li> <li>・関内駅前の交通結節点機能を強化することで、都心臨海部各地区の連携と回遊性を高めること</li> <li>・横浜らしい街並み景観を誘導すること</li> </ul> <p>を定めています。</p> <p>実施方針をふまえ、本件事業における募集要項（平成 31 年 1 月公表）では、本件建物は売却することとしています。行政棟については、活用を基本としつつ、「横浜らしい街並み景観の形成」及び「地区の活性化」等に資する提案があれば柔軟に対応し、様々な提案を公平に評価することとし、市会棟・市民広間等については、既存建物を活用又は解体して新築棟を整備するなど、地区の活性化と魅力向上につながる様々な提案を求めることとしました。</p> <p>また、市民意見募集や横浜市都市美対策審議会への意見聴取を実施し定めた「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」（平成 31 年 1 月公表）において、現行の横浜市景観計画「市庁舎前面特定地区」等の景観ルールについては、これからのまちの活力と賑わいを生み出すという本街区が担う役割を踏まえ、これまで形成してきた景観がより良いものとなるよう誘導していくため、普遍的な景観形成上の要素を継承しつつ一部基準の改正などを行うこととしていました。</p> <p>公募の結果、選定された事業者の提案は、これらの方針に沿ったものであり、提案内容を基本とし、社会経済情勢等の変化への対応もふまえ、魅力的な計画となるよう引き続き事業者と協議していきます。</p> <p>また、財産の処分価格については、横浜市公有財産規則等に基づく適正な手続きを経て決定しています。</p>

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
	<p>思えない。</p> <p>これまでも無視した高さ 170mや 150mの高層ビルを、事業者の言うなりに認めて、何の景観なのか。</p> <p>最も景観を損ねるのが高層ビルである。しかも市の土地、市民の財産である関内駅前の一等地の旧市庁舎を、何故他の地域に幾つも建っており横浜らしさはまるで持たない、星野リゾートのホテルにしなければならないのか。市職員は市民に申し訳なく思わないのか。恥ずかしくないのか。市長懇意の大企業への不当な利益供与まるだしではないか。市職員は本来市民のために俄然阻止すべき立場である。それが市職員、公務員、公僕である。それなのに己の保身と出世のために唯々諾々と便宜を図ることばかり、市民の財産を大企業に不当に渡すことに汲々として、何の景観、誰のための景観なのか。</p> <p>大企業のビルとホテルの人間が見下ろし景色を楽しむための景観なのか。ちょうど現市庁舎の上階から市長と市職員が見下ろすように。高さ制限の不当な緩和は許されることではない。しかも具体的な高さの説明を市民に隠しているままである。三井不動産、三菱地所という大企業の開発を、なぜ市が市民の税金で助けなければならないのか。市職員は開発業者のお先棒を担いで市民にどう申し開きをするのか。</p> <p>今回の変更は、旧市庁舎街区の活用事業における事業者提案の自由度を高めるためのものである。カジノ付 IR 事業誘致と同様、事業者応募をする時点で「提案内容に応じて、法的規制は自由に変更するからいいアイデアを出してください」という市の姿勢は、そもそもおかしい。</p> <p>景観法は、住民の住環境を守るためのものであり、国や行政は、これを最大限尊重して政治に携わる必要があるのではないか。今回の変更が住民にとって必然であるという理由はどこにあるのか。</p> <p>住民の資産である土地を、企業市民の投資を引き出すために、フリーハンドを与えるための横浜市景観計画の改変には、全くもってその意義を見いだせない。</p> <p>この意見書受付が形式的なものではないことを示すためには、高さ制限を中心とした景観制度の変更に異議を申し立てる市民が 50%を超えれば、最低限三井不動産グループによる旧市庁舎街区の開発事業を一旦停止すべきである。</p> <p>今回の景観制度の変更の理由として「横浜市景観ビジョン」の改定を挙げている。同時に、「横浜市景観ビジョン」は景観制度の上位計画であることもはっきりと謳っている。</p> <p>その景観ビジョンは、『『良好な環境をつくること』が豊かな市民生活の実現につながる、云々』を目的とし、『『良好な景観が私たちが豊かにし、横浜全体を豊かにしていく』こと』をその役割としている。さらに、市民、事業者、行政が共有、協働するものとしている。</p> <p>しかし、今市が進めている旧市庁舎街区の活用事業とそのための景観制度の改悪は、あくまで事業者のためであって市民のためではない。住民のためではない。市の言うところの市民とは「企業市民」ということではないのか。</p>	<p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p>	
	<p><b>旧市庁舎街区活用事業（建物高さ）</b></p> <p>事業予定者の提案では、横浜らしい街並み景観を誘導するタワー棟は、現行高さ制限 75mに対し高さ 170mにするという。市民からすれば、異様な高さである。関内、日本大通り、中華街、元町からみなとみらいへつながる全体的な街並みを視野に入れると、この高さは人々に圧迫感を与え、この</p>	<p>8</p> <p>(1)</p>	<p>横浜市ではこれまで、建築基準法第 59 条の 2（総合設計制度）や横浜国際港都建設計画高度地区などの根拠法令に基づき、敷地内に歩道や広場（公開空地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境の形成を誘導してきました。</p>

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
	<p>街の歴史を破壊するものである。</p> <p>今回の変更は、旧横浜市庁舎跡地に高層ビルを建てるためのものと思えないため、反対である。変更理由に『より魅力的な景観を誘導するため』とあるが、横浜の景観の魅力は古くからの港町であることである。高層ビルはどこにでもあり、横浜らしさが全く出ない。今若者に人気があるのは古民家カフェだったりするのに、感覚が古すぎる。</p>	(1)	<p>関内・関外地区の結節点でもある関内駅周辺地区では、連鎖的に行われる大規模土地利用転換を通じて、知と創造の活動の場を呼び込み、地区内に新たな風を吹き込み、人が集まる魅力を高め、関内・関外地区の再生及び都心臨海部の活性化につなげていくため、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとし、業務・商業・居住・交流などの多様かつ魅力的な機能が近接したまちづくりを推進します。</p> <p>令和2年の市役所機能の集約移転を契機として、市役所機能に代わる新しい核を形成し、その核を中心に新たなまちづくりを進めることは、関内・関外地区をはじめとした今後の都心臨海部全体をさらに活性化するために非常に重要なものとなります。</p>
	<p>何故、広い空を遮って高層ビルを建てるのか。横浜のイメージと真逆であり、市民の抱く横浜の景観とは大きなズレがある。駅を降りてすぐ高層建物があるのは、圧迫感とともに、歴史を経た街並みとそぐわない異様な景色になり、かけがえのない横浜の良さがかき消されてしまう。市民目線で捉えなおしてほしい。</p>	(1)	<p>旧市庁舎街区においては、「国際的な産学連携」「観光・集客」というテーマに沿い、関内・関外地区の再生のシンボルとなって周辺へ波及効果を生む機能を誘導するため、周辺に配慮しつつ既存の高さ緩和の上限</p>
	<p>今回の変更は、関内地区の旧市庁舎街区活用事業における事業者提案を認めるための措置であり、その最たるものが高さ制限の大幅緩和である。現行の最高高さの75mを大きく超える高さ170mの建物を地区計画（正確には「関内駅前地区地区計画」）の策定）及び景観計画の最高高さの緩和により許容しようとするもので、景観保全を甚だしく破ろうとするものである。</p>	(1)	<p>値の目安にとらわれない提案を受け入れることが必要と考え、当該テーマに沿った地区の賑わいと活性化の核づくり等の観点から、有識者等の意見を伺いながら最も優れた提案を行った応募者を事業予定者として決定しました。</p>
	<p>変更理由に「より魅力的な景観を誘導するため」とあるが、隣に計画されている三菱地所グループの関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業による150m高さの建物と合わせて、これらが何故魅力的な景観を形成するというのか。2019年のACB(Area Concept Book)でも、継承すべき普遍的な景観形成上の要素の一つとして、「開港の地」としての歴史性を挙げているが、150m超の高層ビルを2つ建てることは、それを継承どころか破壊するものではないか。</p> <p>また、関内駅前特定地区の景観形成基準の一つとして、「建築物の中層部・高層部は、歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とする」とあるが、150m超の高層ビルが2つ並んで建つことそのものが圧倒的な圧迫感となる。</p>	(1)	<p>旧市庁舎街区活用事業の募集要項やエリアコンセプトブックにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関内地区の玄関口としての風格のある景観と、多くの人で賑わう魅力的な駅前空間の形成</li> <li>○大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間の形成</li> <li>○「開港の地」としての歴史性</li> </ul> <p>を普遍的な景観形成上の要素としており、この提案では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなまちを印象づけ、駅前にふさわしい賑わいを創出する広場の整備</li> <li>・くすのき広場の再生</li> <li>・日本大通りから横浜公園を経由して大通り公園へとつながる歩行者専用通路や、関内地区と関外地区の接続を強化する歩道状空地の整備による、安全で快適な歩行者空間の確保</li> </ul>
	<p>旧市庁舎跡地にどのような建物を建てるとしても、元の市庁舎の高さ程度に制限すべきである。そうすることで、関内駅前地区は周辺と調和し、歴史性を維持しながら美しい景観を保全することができる。</p> <p>横浜市出身で著名な建築家である隈研吾氏は、「町並みは観光資源である」と言っている。観光・集客をスローガンにしながら、超高層ビルを建てようとするのは、自ら逆行するものである。</p>	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物等が点在する関内地区の横浜らしい街並みを演出する既存建物の活用</li> <li>・市民広間の階段や壁画、議会棟の円形照明などを移設、復元し、建物価値への配慮</li> <li>・「国際的な産学連携」や「観光・集客」に資する機能の導入</li> </ul> <p>などの様々なまちづくりに対する貢献の提案がされています。</p> <p>これらの公共的な空間整備や、新たな機能の導入等の提案を評価し、地区計画において建築物の高さの最高限度を170メートルとします。</p>
	<p>関内駅前に高層ビルの建築を可能とするような、景観計画の変更反対。駅を降りてすぐに高層ビルがそびえたつのでは、圧迫感を感じるうえ、周囲の街並みとの調和がとれない。該当の地区だけでなく、近隣や遠方からの景観悪化を招くものであり、変更について再検討すべき。</p>	(1)	<p>また、事業者によるまちづくりに対する貢献の提案を担保しつつ、市が求める普遍的な景観形成上の要素を継承するため、</p>
	<p>市の根拠は、関内地区における景観形成基準の行為の制限のうち、最高高さの「建築物の最高高さは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、31m以下とするものとする」であるが、これは都市計画法の規制基準が景観法のそれらよりも上位にあると勝手にみなしているからであり、それは法的にも客観的にも担保されたものではない。市民が求める景観の保全の観点からは、本来景観法が上位になればおかしい。</p>	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関内駅南口の駅前空間は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とすること</li> <li>・建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とすること</li> <li>・建築物の中低層部は、関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠とすること</li> <li>・建築物の中層部及び高層部は、中低層部からセットバックする又は透明感のあるファサードにするなど、歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とすること</li> </ul> <p>といった関内駅前空間や低層部、中層部、高層部に関する景観形成基準も変更し、景観がより良いものとなるよう誘導していきます。</p>

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
	<p><b>屋外広告物</b></p> <p>屋外広告物の表示の規制緩和でにぎわいを誘導し、風格と活気に満ちた街並みにするという。地元事業者の活性化は理解するとしても、人々が行き交い、購買活動があつてこそその話である。不確実な観光客相手ではなく、住み慣れた市民がリピーターになるような仕掛けや企画が見えない。この街並みは最も横浜らしい街の最たる街ではあるが、イベント・パレードのための街ではない。市民は毎週イベント・パレードに来て遊ぶわけではない。提案内容が、市民感覚からかけ離れていると言わざるをえない。</p> <p>屋外広告物の規制緩和について、第三者広告（スポンサー広告）、第三者広告（民間広告）の基準緩和には反対する。わずかな収入増をめざすことより、落ち着いた街並みと風景を維持することの方がはるかに重要である。そもそも認可、承認のプロセスや責任主体が明確に説明されていない。</p>	<p>2</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p>	<p>本市では、都市間競争が激化する中で、人や企業から選ばれる都市となるよう、街の魅力や賑わいづくりにつながる観光誘客の促進を図っています。</p> <p>屋外広告物に関しては、道路などの公共空間を活用したイベントの増加や、映像技術の進歩など、屋外広告物に関する現況に適切に対応するため、関内地区及びみなとみらい 21 新港地区における屋外広告物に関する基準のうち、照明装置や映像装置などについて、一部緩和・明確化するものです。</p> <p>イベントにおけるスポンサー広告の掲出にあたっては、掲出可能な日数や設置可能な向きや高さを制限すること、公益上必要な施設の設置・管理に必要な民間広告の掲出にあたっては、大きさや配置、質の担保等を行うことにより、関内地区の落ち着いた景観を維持していきます。</p> <p>また、横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行うことで、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図ることに努めています。新規に屋外広告物等を表示または設置しようとするときは、原則として、横浜市屋外広告物条例第9条第1項の規定により、横浜市長の許可が必要になります。</p>
	<p><b>その他</b></p> <p>コロナ禍では、街のにぎわいと集客自体が感染のリスクとなる。今や、コロナ前の筋書き通りにはいかない。コロナの変異株等の出現・拡大でもはやコロナが収束するには程遠く、収束というより変異し続けるのではないかと。今日、国家の危機とまで言われている。こうした状況の中で、コロナ以前の価値観は通用せず、発想転換が必要である。もはや、人寄せの企画・仕掛けで集客し、金を落とさせる事業は限界があり、感染対策を組み入れた新たなシステム作りが必要ではないか。人命が最優先であり、誰もが住みやすい・子育てしやすい、地に足の着いた実体経済の街づくりを市民の合意をとりながら、進めることが求められているのではないかと。さもないと人間社会は継続しないし、次の世代にもつながらない。少子高齢化とコロナ禍で人口が減少し、気がつけば高齢者ばかりがこの界隈を歩いているという風景は避けたいと思う。</p> <p>景観に最も悪いものはカジノである。</p> <p>カジノを最寄りの山下埠頭に呼び、カジノ客ですさむ通りや、荒れる事件や、カモにされて困窮化し一文無しになり野宿にまで追い詰められる市民を見る街になっては、関内や港の景観は非常に悪くなる。</p> <p>景観を重視するならば、カジノ IR は絶対にやめるべきである。</p> <p>横浜市は SDGs 未来都市を謳っているから、特にコロナ禍で困窮する市民を、誰一人置いていかず、大企業や市長のための景観でなく、市民のための景観づくりを、元々の条文を活かして行うべきである。自然と調和し、横浜らしい歴史を尊重し、市民主体で参加型の街づくりを行うべきである。</p>	<p>3</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p>	<p>横浜市では、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止策と医療提供体制の整備のほか、市民生活、企業・事業活動をお支えする取組等を全力で行っています。現状のコロナ禍においては、「感染症対策の強化」と「経済再生の実現」を両輪として、市民・事業者の皆様とともに、新しい生活様式に対応した社会づくりをさらに加速させていくことが大切だと考えています。</p> <p>日本型 IR に設置されるカジノには、IR 整備法に基づき、カジノのゲームに触れる機会の限定や厳格な入場規制など、世界最高水準といわれる規制が適用されます。また、事業者からも、海外での経験に基づき、顔認証による入場管理など、様々な対策が示されています。</p> <p>治安等の対策について、IR 整備法は、犯罪の発生の予防、善良な風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止等について必要な施策を策定し実施することを、国及び地方公共団体の責務として定めており、さらに暴力団等反社会的勢力の排除やマネー・ローンダリング対策について、IR 事業者には厳格な規制を課しています。</p> <p>また、IR 区域の整備の意義や目標、事業者の選定方法などを定めた本市の実施方針において、横浜 IR におけるカジノ施設では、品位と清潔感のある空間を演出するため、非日常を感じられる大人の社交場として相応しいドレスコードを設けることを、事業者に求めています。</p> <p>景観は、横浜で生活する市民の共通の資産です。良好な景観を維持し、新たに創出することは、市民の暮らしを豊かにするため、また、観光振興や企業誘致等、都市間競争の視点からも、欠かせない取組です。これからも「住みたい」「働きたい」「訪れたい」と思える豊かな横浜を目指し、市民・事業者・行政が互いに協力し、景観づくりを進めていきます。</p>

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
	<p>景観とは物理的なものだけではない。民生、文化、市民心理が薫り立つことで初めて景観が輝く。</p> <p>現市長と現市職員が、コロナ禍でも市民への民生費に市民の税金を回さず、市民に益がない無駄な土木費に過剰に回し続け、横浜市議出身で今や無能ぶりを全世界に晒すことになってしまっている菅首相へのごますりと、大企業優遇と、市長の趣味にばかり躍起となり、市職員は巨額をかけた新市庁舎に籠り、窓口も置かずゲートと内線電話を置いて市民を遠ざけて市民を高みから見下ろし、現場仕事は外注し、市長が迎賓館の様な厚い絨毯の間に籠るのを諫めることもなく、公僕の初心も失い、市民ではなく市長に忖度を重ね、保身と出世に邁進するばかりの現況を、反映してしまっている。</p> <p>市民無視の市政はもう改めるべきではないか。</p> <p>意見書を受け付けるのなら、これまでのように単なるガス抜きで黙殺するのではなく、市民の声に真剣に耳を傾け、市民を尊重する市民のための景観づくりを、市職員は公僕の初心に還り行って欲しい。</p>		

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	横浜市の見解
反対	<p><b>旧市庁舎街区活用事業（事業プロセス）</b></p> <p>今回の関内地区都市景観協議地区の変更は、旧市庁舎跡地の事業者計画に沿うように行われるもので、事業計画が上位にあるようだ。景観を守り地区の歴史的価値を維持発展すべき市の責任姿勢が、一つ開発の都合で簡単に覆されては、長い歴史で形作られてきた街並み、風土、文化を重要な遺産として守ることができず、またそこに形成される商業圏だけでなく心の豊かさの源泉である街並みそのものを愛する市民を裏切るように思われる。</p> <p>新型コロナがこれだけ世界に蔓延し人類への脅威となる中、コロナ禍があたかもないかのごとく、旧態依然として従来型の開発を進めること自体、コロナ対策を率先して行うべき行政の一員としてあまりにも無責任である。コロナ以前に決めた開発であっても、これだけの災害が発生している以上、コロナの最中及び終息後の開発の在り方を議論するべきで、開発を一旦白紙にする勇気を持ってほしい。それであってこそ、環境未来都市を標榜する横浜市が、最大政令市として尊敬され、市民が誇れる都市になる。コロナ対策は国頼み感が否めず、主体的に市民を守ろうとする頼もしい姿は見られず残念である。市の規模からしても国策追従に終始するのではなく、逆に国策へ影響を与えるくらいの気概で、尊敬に値するコンセプトを打ち出してほしい。</p>	1 (1)	<p>平成 29 年 3 月に本件事業を含む、関内駅周辺地区の一体的なまちづくりの推進に向けて、市民意見募集を実施し、事業の目的や考え方を定めた「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」（以下「実施方針」といいます。）をとりまとめました。</p> <p>この実施方針では、土地利用の目的として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマに地区の賑わいと活性化の核づくりを行うこと</li> <li>・関内駅前の交通結節点機能を強化することで、都心臨海部各地区の連携と回遊性を高めること</li> <li>・横浜らしい街並み景観を誘導すること</li> </ul> <p>を定めています。</p> <p>実施方針をふまえ、本件事業における募集要項（平成 31 年 1 月公表）では、本件建物は売却することとしていますが、行政棟については、活用を基本としつつ、「横浜らしい街並み景観の形成」及び「地区の活性化」等に資する提案があれば柔軟に対応し、様々な提案を公平に評価することとし、市会棟・市民広間等については、既存建物を活用又は解体して新築棟を整備するなど、地区の活性化と魅力向上につながる様々な提案を求めることとしました。</p> <p>また、市民意見募集や横浜市都市美対策審議会への意見聴取を実施し定めた「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」（平成 31 年 1 月公表）において、現行の横浜市景観計画「市庁舎前面特定地区」等の景観ルールについては、これからのまちの活力と賑わいを生み出すという本街区が担う役割を踏まえ、これまで形成してきた景観がより良いものとなるよう誘導していくため、普遍的な景観形成上の要素を継承しつつ一部基準の改正などを行うこととしていました。</p> <p>公募の結果、選定された事業者の提案は、これらの方針に沿ったものであり、提案内容を基本とし、社会経済情勢等の変化への対応もふまえ、魅力的な計画となるよう引き続き事業者と協議していきます。</p> <p>また、財産の処分価格については、横浜市公有財産規則等に基づく適正な手続きを経て決定しています。</p>
	<p><b>旧市庁舎街区活用事業（建物高さ）</b></p> <p>今回計画されている高さ 170m 級の高層ビルについて、市原案説明会において、高さ制限の緩和が一切説明されていないのでは、市民の意見が誤って発信される恐れが充分あることを指摘する。重要事項の説明なく契約させられるようなもので、本意見書受付の趣旨に適うバイアスなき広範な意見が集められるのか大いに疑問を感じる。</p> <p>景観の方針は、街並みの歴史文化を守る根幹であり、利便性や一開発の都合で、安易に変えてはならない。今迄も、景観を犠牲にしても高層ビルで経済効率を高めるスキームが経済成長期を中心にあつたが、いまや時代にそぐわず、ポストコロナなら尚更である。この地区の高さ制限は、現在最高 75 m であり、少なくともそれらと調和を図ることは、景観保護の絶対条件である。170m 級、150m 級が建つならば、もはや景観条例はあってなきが如くで、その存在意義が問われる。条例の「精神」を忘れてはならない。</p> <p>170m 級の高層ビルなくして経済的に成り立たないのであれば、市は景観を犠牲にしてまで事業を推進するのをやめ、低額な開発保守費用を本来の官として出費し、市民の憩いの公共の場として、高貴でエレガントな横浜らしい空間にして頂くことを切に願う。民活と言うと聞こえは良いが、高層ビルを建てさせ商売を熱心に後押ししたり、僅かな広告収入でそれ以上の景観価値を損なってまで増収を</p>	1 (1)	<p>横浜市ではこれまで、建築基準法第 59 条の 2（総合設計制度）や横浜国際港都建設計画高度地区などの根拠法令に基づき、敷地内に歩道や広場（公開空地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境の形成を誘導してきました。</p> <p>関内・関外地区の結節点でもある関内駅周辺地区では、連鎖的に行われる大規模土地利用転換を通じて、知と創造の活動の場を呼び込み、地区内に新たな風を吹き込み、人が集まる魅力を高め、関内・関外地区の再生及び都心臨海部の活性化につなげていくため、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとし、業務・商業・居住・交流などの多様かつ魅力的な機能が近接したまちづくりを推進します。</p> <p>令和 2 年の市役所機能の集約移転を契機として、市役所機能に代わる新しい核を形成し、その核を中心に新たなまちづくりを進めることは、関内・関外地区をはじめとした今後の都心臨海部全体をさらに活性化するために非常に重要なものとなります。</p> <p>旧市庁舎街区においては、「国際的な産学連携」「観光・集客」というテーマに沿い、関内・関外地区の再生のシンボルとなって周辺へ波及効果を生む機能を誘導するため、周辺に配慮しつつ既存の高さ緩和の上限値の目安にとらわれない提案を受け入れることが必要と考え、当該テーマに沿った地区の賑わいと活性化の核づくり等の観点から、有識者等の意見を伺いながら最も優れた提案を行った応募者を事業予定者として決</p>

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	横浜市の見解
	<p>図らなくても、市民の心の豊かさを担う景観を、「志」を持ち形成する事こそ、本来の市政がめざすことだと信じている。</p>		<p>定しました。</p> <p>旧市庁舎街区活用事業の募集要項やエリアコンセプトブックにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関内地区の玄関口としての風格のある景観と、多くの人で賑わう魅力的な駅前空間の形成</li> <li>○大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間の形成</li> <li>○「開港の地」としての歴史性</li> </ul> <p>を普遍的な景観形成上の要素としており、この提案では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなまちを印象づけ、駅前にふさわしい賑わいを創出する広場の整備</li> <li>・くすのき広場の再生</li> <li>・日本大通りから横浜公園を経由して大通り公園へとつながる歩行者専用通路や、関内地区と関外地区の接続を強化する歩道状空地の整備による、安全で快適な歩行者空間の確保</li> <li>・歴史的建造物等が点在する関内地区の横浜らしい街並みを演出する既存建物の活用</li> <li>・市民広間の階段や壁画、議会棟の円形照明などを移設、復元し、建物価値への配慮</li> <li>・「国際的な産学連携」や「観光・集客」に資する機能の導入</li> </ul> <p>などの様々なまちづくりに対する貢献の提案がされています。</p> <p>これらの公共的な空間整備や、新たな機能の導入等の提案を評価し、地区計画において建築物の高さの最高限度を170メートルとします。</p> <p>また、事業者によるまちづくりに対する貢献の提案を担保しつつ、市が求める普遍的な景観形成上の要素を継承するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関内駅南口の駅前空間は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とすること</li> <li>・建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とすること</li> <li>・建築物の中低層部は、関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠とすること</li> <li>・建築物の中層部及び高層部は、中低層部からセットバックする又は透明感のあるファサードにするなど、歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とすること</li> </ul> <p>といった関内駅前空間や低層部、中層部、高層部に関する景観形成基準も変更し、景観がより良いものとなるよう誘導していきます。</p>